

令和8年6月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

令和 8 年 6 月中川村議会定例会議事日程（第 1 号）

令和 8 年 6 月 1 2 日（金） 午前 9 時 0 0 分 開会

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定について
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて 〔中川村税条例の一部を改正する条例の制定について〕
日程第 5	承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて 〔中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕
日程第 6	承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて 〔令和 7 年度中川村一般会計補正予算（第 9 号）〕
日程第 7	承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて 〔令和 7 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）〕
日程第 8	承認第 5 号	専決処分の承認を求めることについて 〔令和 7 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）〕
日程第 9	議案第 1 号	中川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の全部を改正する条例の制定について
日程第 10	議案第 2 号	中川村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11	議案第 3 号	中川村キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12	議案第 4 号	中川村辺地対策総合整備計画の変更について
日程第 13	議案第 5 号	上北山方辺地対策総合整備計画の策定について
日程第 14	議案第 6 号	令和 8 年度中川村一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 15	議案第 7 号	令和 8 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 16	議案第 8 号	令和 8 年度中川村水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 17	議案第 9 号	令和 8 年度中川村下水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 18		中川村選挙管理委員及び補充員の選挙について
日程第 19	一 般 質 問	

3 番 中 塚 礼次郎

- （１）人手不足解消施策「特定地域づくり共同組合」設立に向けた取り組み状況について
- （２）熊出没による人身被害の防止策強化について
- （３）主要食糧法改定について

5 番 桂 川 雅 信

- （１）水循環保全条例の制定を急ごう
- （２）デジタル化やマニュアル化の短所を見抜く
～すぐ先の落とし穴にも準備が必要～

2 番 松 村 利 宏

- （１）子どもから大人までが健康で快適に生活できる村づくりについて

6 番 山 崎 啓 造

- （２）昭和 100 年・激変した昭和から令和 行政運営及び教育現場ではどのように捉えているか。今後の対応と方向性は。

4 番 長 尾 和 則

- （１）全国山村振興連盟の戦略的活用について
- （２）デジタルプラットフォームを通じて集めた意見を政策形成にどうつなげるか
- （３）空き家敷地等の適正管理と地域負担軽減について

出席議員（１０名）

１番	片桐邦俊
２番	松村利宏
３番	中塚礼次郎
４番	長尾和則
５番	桂川雅信
６番	山崎啓造
７番	島崎敏一
８番	大島歩
９番	大原孝芳
１０番	松澤文昭

欠席議員（０名）

説明のために参加した者

村長	宮下健彦	副村長	丹羽克寿
教育長	片桐俊男	総務課長	桃澤清隆
地域政策課長	眞島俊	住民税務課長 会計管理者	上山公丘
保健福祉課長	小林郁子	産業振興課長	松崎俊貴
建設環境課長 リニア対策室長	宮崎朋実	教育次長	水野恭子

職務のために参加した者

議会事務局長	久保田茂
書記	宮崎華穂

令和８年中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和８年６月１２日 午前９時００分 開会

○事務局長	御起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）
○議長	おはようございます。（一同「おはようございます」） 御参集、御苦労さまです。 ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから令和８年６月中川村議会定例会を開会します。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。 ここで村長の挨拶をお願いします。 改めまして、おはようございます。（一同「おはようございます」） 議員各位におかれましては、御多忙のところ令和８年６月中川村議会定例会に御参集賜り、誠にありがとうございます。 ４月以降の村に関連する様々な取組につきまして、まず報告を申し上げます。 訪問看護・介護、看護小規模多機能、配食サービス、病児・病後児保育など、幅広く展開をしています株式会社ばればれが国指定重要文化財坂戸橋のたもと、旧坂戸旅館を改装しまして、カフェ、宿泊、コワーキングスペースを兼ね備えた SAKADONE を４月 24 日にオープンいたしました。 御招待をいただきまして、施設の内部を見させていただいたところですが、施設内は非常に開放的で、子どもが自由に遊べる場所、屋外には安全なランポリンが配置されるなど、小さい子どもさんや親子がゆったりと過ごせる空間が整備をされています。 １階は県道に面したコワーキングスペース、食堂、キッズルームなどを整備されまして、２階には宿泊部屋４部屋が整備をされています。 宿泊部屋から見る新緑の木々に見え隠れする坂戸橋、坂戸峡が落ち着いた雰囲気醸し出しておりまして、観光、宿泊の拠点が新たに加わったと感じました。 ５月の連休に先立つ開所についてであります、入客見込みをはるかに超え、村では想像できなかったインバウンド旅行者も多く、今後ますます施設の存在が拡散されていくものと思っております。 もちろん、この場所は本来の看護・介護事業所の拠点としてますます発展をしておるところであります。 宿泊・旅館業につきましては観光開発株式会社望岳荘が少し先輩ではありますが、第 56 期——令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月の事業計画と予想がまとまりましたので、会社の取締役役に提出をいたしたところでもあります。 少し数字をお聞き取りいただきたいと思います。 最初に部門別、そして 56 期の予想、56 期の事業計画、計画差額という順で主

要なものを申し上げます。

宿泊であります。56期の予想が6,691万7,000円、56期の事業計画が6,320万円、計画差では371万7,000円の増であります。

宴会についてであります、56期の予想が2,795万3,000円、事業計画では2,760万円、ほぼ差額は似たところで、35万3,000円の増であります。

風呂、食堂、売店でありますけれども、56期の予想が2,958万9,000円、56期の事業計画が3,270万円で、311万1,000円のマイナス。

村からの受託収入は2,323万2,000円で、これは計画どおりでございます。

当期の予想利益でありますけれども、56期が147万7,000円、56期の事業計画では310万8,000円の利益を出すという計画でありますので、計画差から見ますと163万1,000円ほどのマイナスということになります。

当期の事業計画につきましては、前期で400万円ほどの赤字を出してしましまして、この解消のために宿泊、ビジネス客の利用者増、高校生スポーツ合宿ほか、大学生サークル合宿などを取り込み売上げを伸ばすこと、月締めの振り返りを行い、翌月の営業に生かすようにフロント、接客、調理場、連携しての取組を意識してまいりました。

また、ホルムズ海峡の封鎖で原油高のため公共の入浴施設の休日が増えるのを逆手に取りまして、まきで炊いた望岳荘の風呂の毎日営業、5月には100円割引キャンペーンを行うなどしてまいったところであります。

当期につきましては、先ほど申し上げたとおり、利益は出せるものの、計画の半分程度になる予想でございます。

詳細につきましては、決算がまとまり次第、9月の定例会で報告を申し上げる予定でございます。

5月12日は、すっかり恒例となりました飯沼棚田の田植があり、応援企業であります伊那食品工業株式会社の新入社員含む若手社員、上伊那地域振興局の職員の皆さん、村観光協会の関連職員など100人近くが集まりまして一斉の田植が行われました。

作付面積は年々拡大をしておりますし、無農薬栽培の水田も面積拡大をしているようであります。棚田限定特別栽培酒おたまじゃくしの醸造が楽しみであります。

当日は、棚田、陣馬形山の紹介のために長野県PRキャラクターのアルクマの参加もありました。

小学生や村外からの体験客などを呼び込む方法で飯沼棚田の活動をさらに広げていきたいと考えております。

同月21日には準備を進めてまいりました中川大鹿地域生活圏協議会設立総会を開催いたしまして正副会長を選出し、事業計画、予算の承認を得てきたところであります。

人口減少で人的資源をはじめ地域資源及び地域経済の縮小、農林業や観光業な

ど基幹産業は高齢化で後継者が不足する中、一方、公共サービスは多様化をしてまいっております。行政と民間事業者が境界を越えて連携し、問題解決につながることを狙い、隣同士連携し合える条件が多く、日本で最も美しい村連合に加盟する2村から具体的な連携を模索する、こういうものでございます。

会長には有限会社ふじくぼ林産社長の齋藤真吾氏が、副会長に有限会社赤石荘の社長の多田聡氏と大鹿・中川村長がそれぞれ副代表に就任をしたところでございます。

事業としましては、まず地域生活圏を形成するための国土交通省所管の補助事業の申請を行っておりますが、事業の採択、不採択に関わらず、連携して事業を実施してまいります。

6月7日には中川人形浄瑠璃定期公演がありまして、二人三番叟、傾城阿波の鳴門巡礼歌の段のおなじみの演目に加え、中川えびす舞の初演が行われました。初演演目はオリジナルを中川村御当地紹介の非常にわかせる脚色でありまして、村民だけでなく、村外の公演においても十分に村を紹介できるものであります。

駒ヶ根市や村外からも多くの観演客があり、天白区役所職員3名の方も鑑賞し、村に伝わる人形浄瑠璃の演技に賞賛を送っていただきました。

さて、物価の高騰は止まらず、ホルムズ海峡の封鎖で中東からの原油輸入が大きく減少し、石油化学製品製造に打撃を与えております。

化学製品製造企業等は、即製造品に価格転嫁は今のところないものの、関連製品物価高騰は間近という状態にありまして、こういう中で、日銀は1995年以来となる政策金利を0.75%から1%へと引上げを決めたとの報道がありました。

政策金利1%への引上げは、市中の短期金利に連動し、通常物価を抑え、安定させる手段と言われておりますけれども、異次元の金融緩和で日銀の当座預金をかなり肥大化させている以上、この程度で市中の短期金利はコントロールできないのではないかというふうに見ている専門家もいるようであります。

国におきましては、中東情勢の影響に対応するとして、総額3兆1,135億円の2026年度補正予算が成立をしておるところであります。異常に短い審議で可決、成立をしたところでありますが、ナフサに由来する石油化学製品、塗料などの品不足は生業とする中小事業者に大きな打撃となっており、政府にはきめ細かな対策を講じてほしいと考えるところであります。

農産物の包装出荷にもこれから影響が出るものと考えておりまして、JAはじめ、農家の実態、この声などを注視してまいりたいというふうに考えております。

さて、本議会で御審議をお願いいたしますのは、専決処分いたしました令和7年度中川村一般会計継続費繰越計算書など、各会計の繰越明許費繰越計算書に係る6件の報告を行います。

続きまして、専決処分をしました条例の一部改正ほか、令和7年度一般会計補正予算など5件の承認を求め、これを審議していただきます。

議案につきましては10件の議案を上程させていただきました。物価高騰の中、

		繰り越した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の配分先、金額など、慎重なる審議をいただいた上に、原案どおりお認めいただきますことをお願い申し上げます。
		よろしくお願いします。
○議 長		日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は議会会議規則第 127 条の規定により 2 番 松村利宏議員及び 3 番 中塚礼次郎議員を指名します。 日程第 2 会期の決定についてを議題とします。 本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議しています。 この際、議会運営委員長の報告を求めます。
○議会運営委員長		(片桐 邦俊) 過日行いました議会運営委員会について報告いたします。 皆様のお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本定例会の会期を本日――6 月 12 日から 18 日までの 7 日間とするものです。 次に日程ですが、本日は承認第 1 号から承認第 5 号までの承認案件について、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いします。 続いて議案第 1 号から議案第 3 号の条例案件、議案第 4 号及び議案第 5 号の一般議案、議案第 6 号から議案第 9 号までの各会計補正予算、以上についても上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いします。 その後、引き続き一般質問を行います。 15 日は午前 9 時から本会議をお願いし、一般質問を行います。 一般質問終了後、全員協議会を行います。 16 日は委員会の日程としますので、請願、陳情の付託を受けた委員会はその中で審査をお願いします。 17 日は議案調査とします。 最終日の 18 日は午後 2 時から本会議をお願いし、請願、陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決を行い、意見書等の発議がありましたら上程から趣旨説明、質疑、討論、採決までを行っていただく予定です。 また、人事案件が追加予定されておりますが、追加議案等については当日の日程でお知らせし、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決をお願いします。 なお、議場内においても夏期の軽装を適用させていただき、ノーネクタイ、上着自由としますので、御承知おきください。 以上が今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。
○議 長		お諮りします。 本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり本日から 6 月 18 日までの 7 日間としたいと思います。御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議 長		異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 6 月 18 日までの 7 日間と決

○総務課長

	定しました。
	日程第 3 諸般の報告を行います。 まず、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、御覧いただき、御了承願います。 次に、去る 3 月定例会において、可決された子どもの権利条例制定を求める意見書、最低賃金法の改正と中小企業等支援の拡充を求める意見書、消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める意見書、高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係各機関へ提出しておきましたので、御了承願います。 次に、本定例会までに受理した請願、陳情については、議会会議規則第 92 条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所轄の常任委員会に付託します。 次に、本定例会に提出された議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。 次に、村長から行政報告の申出がありました。 報告第 1 号、報告第 2 号、報告第 3 号、報告第 4 号、報告第 5 号及び報告第 6 号について説明を求めます。 なお、報告第 6 号の中川村土地開発公社の経営状況については、後ほど時間を取り、細部についての説明を受ける予定ですので、御承知おきください。 初めに報告第 1 号、報告第 2 号の説明を求めます。 報告第 1 号 令和 7 年度中川村一般会計継続費繰越計算書について報告します。 地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により令和 7 年度中川村一般会計継続費繰越計算書を報告します。 裏面、継続費繰越計算書を御覧ください。 3 款 民生費では、低所得高齢者物価高騰支援商品券事業及び片桐保育園遊戯室エアコン設置事業、総額 3,212 万 1,000 円のうち 1,947 万 2,000 円を翌年度へ通次繰越しをしました。 7 款 商工費では、プレミアム商品券交付事業、総額 3,935 万 4,000 円のうち 1,962 万 7,000 円を翌年度へ通次繰越ししました。 10 款 教育費では、社会体育館エアコン設置事業、総額 1 億 1,671 万円のうち 1 億 1,154 万円を翌年度へ通次繰越ししました。 以上、報告します。 続きまして報告第 2 号 令和 7 年度中川村一般会計繰越明許費繰越計算書について報告します。 地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により令和 7 年度中川村一般会計繰越明許費繰越計算書を報告します。 裏面、継続費繰越計算書を御覧ください。 令和 7 年度中川村一般会計繰越明許費については、2 款 総務費、リモートワー

ク用端末購入以下、表に記載の 12 事業であります。

事業費合計 7,848 万 9,500 円のうち翌年度への繰越額は 5,123 万 5,500 円です。

財源内訳は、未収入特定財源国県支出金 1,714 万円、地方債 1,460 万円、その他 102 万 8,500 円、一般財源 1,846 万 7,000 円です。

以上、報告します。

次に報告第 3 号、報告第 4 号の説明を求めます。

報告第 3 号 令和 7 年度中川村水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告をいたします。

予算繰越計算書を御覧ください。

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる建設改良費の繰越額を計上するものであります。

繰越事業は、配水管布設替工事が令和 8 年度国庫補助事業分の前倒し採択に伴う工期延長が必要となったことにより 9,500 万円の繰越し、この工事に伴う設計業務委託として 1,100 万円の繰越しを行います。

以上、報告いたします。

続いて報告第 4 号 令和 7 年度中川村下水道事業会計予算繰越計算書について報告いたします。

予算繰越計算書を御覧ください。

同じく翌年度に繰り越して使用できる建設改良費として公共下水道管路布設替え工事を 1 億円とします。

繰越し理由は小和田圃場整備事業の進捗に伴う工期延長によるものであります。

以上、報告いたします。

次に報告第 5 号・第 6 号の説明を求めます。

報告第 5 号 専決処分の報告について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により別紙のように専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告をいたします。

内容につきましては、令和 7 年 6 月議会でお認めいただいたシンクライアントサーバー等購入について、基幹系標準システムへの移行に伴う作業及びネットワーク機器の追加購入等が生じたため 71 万 3,900 円を増額し、変更後の金額は 5,989 万 3,900 円となりました。

契約の相手側は記載のとおりであります。

以上、報告いたします。

続きまして報告第 6 号 中川村土地開発公社の経営状況についてであります。

地方自治法の規定に基づき別紙のとおり中川村土地開発公社の経営状況を説明する書類を提出し、報告するものでありますが、先ほど議長からお話がありましたとおり、この場におきましては令和 7 年度の事業報告及び決算並びに令和 8 年度の事業計画及び予算につきましては、過日、理事会において承認いただいている旨を御報告申し上げます。

詳細につきましては場を改めまして議会全員協議会で説明をさせていただきます

るので、よろしくお願いいたします。

○議長 以上で諸般の報告を終わります。

お諮りします。

日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
〔中川村税条例の一部を改正する条例の制定について〕

日程第 5 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
〔中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕

を議会会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、日程第 4 承認第 1 号及び日程第 5 承認第 2 号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長 それでは承認第 1 号 中川村税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴う改正でありまして、法律等が令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴いまして、中川村税条例の一部改正を行ったものでありまして、地方自治法の規定により 3 月 31 日付で専決処分を行いましたので、ここに報告し、承認を求めるものであります。

承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により次のように専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和 8 年 6 月 12 日提出、中川村長 宮下健彦。

専決第 4 号。

専決処分書。

中川村税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により次のように専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日専決、中川村長 宮下健彦。

中川村税条例の一部を改正する条例の制定について。

中川村税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するということで、説明につきましては、別紙で用意してあります A 3 版の資料 1 に沿って説明をさせていただきますが、条例及び新旧対照表等を併せて御覧をいただきたいと思います。

例規集につきましては第 1 巻の 1751 ページからとなります。

主な内容につきましては、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う名称の変更に係るもの、村民税の公的年金受給者の扶養範囲の拡大に係るもの、また村民税の

住宅借入金等を有する場合の特例控除の適用期限の延長に係るもの、固定資産税の免税点の引上げなどであります。

A 3 横版の資料 1 に沿ってですが、第 18 条の 3、第 80 条～第 91 条、あと附則第 16 条及び第 16 条の 2 につきましては、軽自動車環境性能割の廃止に伴いまして、軽自動車税種別割という名称から軽自動車税という名称への変更に伴う修正でありますので、字句をそれぞれ該当する場所につきまして修正を行いました。

あわせまして、不要の条文の削除ですとか、整備、項ずれの反映、字句の整理、それと第 19 条は同じく引用条文等の削除でございます。

第 33 条は、個人の村民税に係る特定大口株主配当等が総合課税から特定配当等に一本化される法改正に伴う改正となっております。

第 36 条の 2、第 36 条の 3 の 2、あと次ページの第 36 条の 3 の 3 につきましては、個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う改正と各項の項ずれの反映等で、こちらにつきましては施行期日が令和 9 年 1 月 1 日となっております。

第 63 条につきましては、固定資産税の免税点につきまして、家屋を 20 万円から 30 万円に、償却資産を 150 万円から 180 万円に、それぞれ引き上げます。施行期日は、こちらは令和 9 年 4 月 1 日です。

次のページをお願いいたします。

以下は附則の改正であります。

附則の第 6 条につきましては、個人の村民税に係る特定一般医療薬品等購入費の医療費控除特例の適用期限の延長ということになりまして、施行期日が令和 9 年 1 月 1 日となります。

附則第 7 条の 3 は、個人の村民税に係る住宅借入金特別控除の見直し及び適用期限の延長となっております。

附則第 7 条の 4 及び 5 ページの附則第 19 条の 3 につきましては、個人の村民税に係る暗号資産の所得が総合課税から申告分離課税に変更される法改正に伴う改正で、施行期日は記載のとおりとなっております。

附則第 8 条は、村民税に係る肉用牛の売却による事業所得に係る課税特例の適用期限を令和 9 年度から令和 12 年度に延長するものとなっております。

次ページをお願いいたします。

附則第 10 条の 3 は、固定資産税の新築住宅等に対する軽減について、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る特例措置を拡充する法改正に伴う所要の整備となっております。

附則第 17 条の 2 は、村民税に係る優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の見直し及び期間の延長で、施行期日は令和 10 年 1 月 1 日となっております。

次のページをお願いいたします。

附則第 19 条の 3 は先ほど説明したとおりとなっております。よろしくお願

いいたします。

施行期日は令和 8 年 4 月 1 日ですが、附則第 1 項各号の規定については資料の施行期日欄に記載の日となります。

経過措置としまして附則第 2 条～第 4 条で定めておりますので、資料を併せて御確認をお願いします。

また、村税条例の一部を改正する条例の一部改正については軽自動車税の種別割の名称変更に伴う改正となっております。

次に承認第 2 号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、地方自治法等の一部改正に伴う改正で、法律等が令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴いまして中川村国民健康保険税条例の一部改正を行ったものでありまして、地方自治法の規定により 3 月 31 日付で専決処分を行いましたので、ここに報告しまして、承認を求めるものであります。

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により次のように専決処分したので、同条 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 12 日提出、中川村長 宮下健彦。

専決第 5 号。

専決処分書。

中川村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により次のように専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日専決、中川村長 宮下健彦。

中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するというので、こちらもお手元に配付してあります A 3 版横の資料 2 に沿って説明をいたしますので、条例及び新旧対照表と併せて御覧をいただければと思います。

例規集は第 1 巻 2051 ページからとなります。

今回の改正につきましては、子ども・子育て支援金制度の創設に伴いまして、新たに子ども・子育て支援納付金の付加、徴収について規定するほか、基礎課税額の限度額の見直し及び軽減判定に係る算定基礎額の見直しの改正並びに字句等の整備を行ったものであります。

1 ページです。

第 2 条第 1 項は子ども・子育て支援納付金の課税について新たに規定をしまして、第 2 項は基礎課税額の限度額を 66 万円から 67 万円、第 5 項は子ども・子育て支援納付金の限度額 3 万円を規定するものとなっております。

第 9 条の 4～7 につきましては、子ども・子育て支援納付金の課税額の所得割額、均等割額、18 歳以上の均等割額、世帯別の平等割額について、それぞれ新たに規定をするものであります。数字等につきましては読み取りいただきたいと思います

		います。			日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 〔令和7年度中川村一般会計補正予算（第9号）〕
		次のページに行ってくださいまして、第23条になりますが、減額に係る規定でありまして、第1項～第4項及び各号について、子ども・子育て支援納付金に係る減額の額に関係する条文を新たに規定するものです。			日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて 〔令和7年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）〕
		また、介護納付金課税額及び後期高齢者支援金等課税額の減額の額について、それぞれの率に合わせ整備するとともに、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しによる均等割額及び平等割額の減額基準について、第1項では第2条の課税限度額の改正に伴う改正、第2号では5割軽減世帯に係る被保険者数に乗ずる金額を30万5,000円から31万円に、次のページへ行って、第3号では2割軽減世帯に係る被保険者数に乗ずる金額を56万円から57万円に、それぞれ引き上げるものとなっております。			日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて 〔令和7年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）〕
		附則の改正につきましては、子ども・子育て支援納付金に係る条文の引用の追加及び字句等の整備となっております。			以上の承認案件3件については、令和7年度の補正予算であり、関連がありますので、議会会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。
		施行期日は令和8年4月1日となります。	○議長	長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 異議なしと認めます。よって、日程第6 承認第3号から日程第8 承認第5号までの3件を一括議題とします。
		適用区分は資料に記載のとおりとなります。			提案理由の説明を求めます。
		以上、御承認のほどよろしくお願いいたします。	○副村長	村長	承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。 地方自治法第179条第1項の規定により次のように専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。 令和8年6月12日提出、中川村長 宮下健彦。 専決第6号。 専決処分書。 令和7年度中川村一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のように専決処分する。
○議長	長	説明を終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕			承認第3号の令和7年度中川村一般会計補正予算（第9号）について御説明をさせていただきます。 今回の補正予算でございますが、令和7年度最終執行見込みにより予算の調整を行い、3月31日付で専決処分を行ったものでございます。 議案書のほうを御覧いただきたいと思います。
○議長	長	質疑なしと認めます。 次に討論を行います。 討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕			第1条 歳入歳出予算の補正は、予算の総額を増減なしとし、総額を50億1,700万円とするものです。
○議長	長	討論なしと認めます。 これから採決を行います。 まず承認第1号の採決を行います。 本件は承認することに賛成の方は挙手願います。 〔賛成者挙手〕			第2条～第4条は、継続費、繰越明許費、地方債の補正をそれぞれ表により定めるものです。
○議長	長	全員賛成です。よって、承認第1号は承認することに決定しました。 次に承認第2号の採決を行います。 本件は承認することに賛成の方は挙手願います。 〔賛成者挙手〕			1ページから、第1表の歳入歳出予算補正は款項群別の補正額及び補正後の予算額です。
○議長	長	全員賛成です。よって、承認第2号は承認することに決定しました。 お諮りします。			3ページをお願いいたします。 第2表 継続費補正は、継続費として計上いたしました片桐保育園遊戯室エアコン設置について、令和7年度事業費の確定により年割額を変更したものでございます。

	4 ページのほうお願いいたします。
	第3表 繰越明許費補正は、民生費の物価高対応子育て応援手当、片桐保育園トイレ改修事業、土木費の除雪機購入補助の追加と既定の繰越事業について最終執行見込みにより繰越額の補正を行ったものでございます。
	5 ページのほうお願いいたします。
	第4表 地方債補正につきましても各事業の執行見込みによる起債限度額の補正でございます。
	次に事項別明細書について御説明を申し上げます。
	なお、今回は最終執行見込みによる予算の調整が主なものになりますので、細かい説明は省略をさせていただきます。
	初めに歳入について御説明いたします。
	8 ページからお願いします。
	16 款 国庫支出金は、物価高対応子育て応援手当支給事業費の交付額確定に伴いまして 82 万円の増になります。
	17 款 県支出金は、生活困窮世帯緊急支援金の更正減により 221 万 1,000 円の減でございます。
	18 款 財産収入は、積立て基金利子の増によりまして 664 万 3,000 円の増となります。
	19 款 寄附金は、1 項 11 目 ふるさと応援寄附金が収入実績によりまして 287 万 8,000 円の減となります。
	23 款 村債は、第4表の地方債補正に係る各事業の起債額の補正で、全体で 240 万円の減でございます。
	続いて歳出について御説明いたします。
	10 ページのほうお願いいたします。
	2 款 総務費は全体で 1,030 万円の増で、主なものは1 項 25 目 特定目的基金費で、各基金利息分等の積立てにより 1,014 万 9,000 円の増です。
	その下、3 款 民生費ですが、全体で 98 万 3,000 円の増で、2 項 1 目 児童福祉総務費は物価高子育て応援当事業費の対象児童確定によります 94 万円の増が主なものでございます。
	11 ページのほうお願いいたします。
	4 款 衛生費は、1 目 保健衛生総務費で母子保健衛生費補助金の過年度分の補助金返還金 38 万円の増でございます。
	その下、8 款 土木費は全体で 118 万 2,000 円の増で、内訳は凍結防止剤散布料の増により 2 目 道路維持費が 18 万 2,000 円の増、苦木沢橋梁改修工事の増により 4 目 橋梁維持費が 100 万円の増となります。
	最後に、14 款 予備費を 1,284 万 5,000 円減額し、予算の調整を行いました。
	以上、御承認のほどよろしくお願い申し上げます。
○保健福祉課長	それでは承認第4号、専決第7号、令和7年度中川村国民健康保険事業特別会

	計補正予算（第4号）をお願いいたします。
	今回の補正では、予算総額の増減はなく、歳出の事業間での予算額の調整を行うものです。
	3 ページをお願いします。
	諸支出金で保険給付金等特別交付金の過年度交付金返還金 6,000 円を増額します。
	予備費で調整し、予算全体では増減なしとしました。
	続きまして承認第5号、専決第8号、令和7年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）をお願いいたします。
	今回の補正では、予算増額の増減はなく、歳入の事業間での予算額の調整を行うものです。
	5 ページをお願いいたします。
	国庫支出金、介護保険制度改正システム改修事業費補助金 11 万 3,000 円を増額します。
	保険料で調整し、予算全体では増減なしとしました。
	以上、御承認のほどよろしくお願い申し上げます。
○議 長	説明を終わりました。
	これより質疑を行います。
	質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議 長	質疑なしと認めます。
	次に討論を行います。
	討論はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議 長	討論なしと認めます。
	これから採決を行います。
	初めに承認第3号の採決を行います。
	本件は承認することに賛成の方は挙手願います。
	〔賛成者挙手〕
○議 長	全員賛成です。よって、承認第3号は承認することに決定しました。
	次に承認第4号の採決を行います。
	本件は承認することに賛成の方は挙手願います。
	〔賛成者挙手〕
○議 長	全員賛成です。よって、承認第4号は承認することに決定しました。
	次に承認第5号の採決を行います。
	本件は承認することに賛成の方は挙手願います。
	〔賛成者挙手〕
○議 長	全員賛成です。よって、承認第5号は承認することに決定しました。

		日程第 9 議案第 1 号 中川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 それでは議案第 1 号 中川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について御説明いたします。 例規集は第 2 巻 159 ページからとなります。 提案理由は、児童福祉法の改正によって満 3 歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い、必要な基準を定めるため本案を提出するものであります。 家庭的保育事業等は児童福祉法に位置づけられた市町村による認可事業、地域型保育事業と言われ、地域における多様なニーズに対応できるものです。 主に 3 歳未満の保育を必要とする子どもが対象ですが、児童福祉法の改正により、満 3 歳以上のみを対象とした満 3 歳以上限定小規模保育事業が制度化され、今回追加するものです。 詳細につきましては 5 月の全員協議会で御説明させていただいたとおりでございます。 当村では基本的に国の基準に従って定めておりますが、不整合箇所が多岐にわたるため、今回の改正に合わせ全部改正とするものです。 本条例の施行期日は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日からとなります。 以上、御審議のほどよろしく願いいたします。 説明を終わりました。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 質疑なしと認めます。 次に討論を行います。 討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 討論なしと認めます。 これから採決を行います。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 〔賛成者挙手〕 全員賛成です。したがって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。 日程第 10 議案第 2 号 中川村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について を議題とします。
○保健福祉課長		
○議	長	
○議	長	
○議	長	
○議	長	

		提案理由の説明を求めます。 議案第 2 号 中川村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。 例規集は第 2 巻 587 ページからです。 提案理由は、福祉医療費の給付対象となる療養給付を追加するため本案を提出するものであります。 長野県が精神障害者保健福祉手帳交付者の入院に係る医療費についても給付の対象としましたので、第 6 条中の文言を削除するものです。 施行期日は公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用となります。 以上、御審議のほどよろしく願いいたします。 説明を終わりました。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 質疑なしと認めます。 次に討論を行います。 討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 討論なしと認めます。 これから採決を行います。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 〔賛成者挙手〕 全員賛成です。したがって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。 日程第 11 議案第 3 号 中川村キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 議案第 3 号について説明いたします。 例規集は 2 巻 1183 ページ別表となります。 提案理由ですが、陣馬形山キャンプ場駐車場の利用料金を定めるため本案を提出するものです。 利用料金については、第 7 条第 2 項により、その額については別表の額の範囲内で指定管理者が定め、村長の承認を得るものとされております。 裏面を御覧ください。 提案の内容ですが、別表に陣馬形山キャンプ場駐車場の利用料に「1 区画 1 夜」を設け、車中泊での利用を可能とするものです。 利用料は時期、曜日等による価格変動性が主流であるため、物価の変動や変則的な利用ニーズにも対応できるよう上限下限方式を採用しており、サイト利用者
○保健福祉課長		
○議	長	
○議	長	
○議	長	
○議	長	
○産業振興課長		

及び日帰り客の駐車場料金は通常どおり徴収しないため、ゼロ円を下限とし、上限を 2 万円と設定しております。

近年、キャンピングカーやカーサイドタープ仕様車が増加する中、キャンプ場での車中泊を希望する方も増加しております。

料金の設定がないことから、現在お断りしている状況であります。一方で、無断で車中泊している者もあり、いずれも対応が必要な状況となっております。

今回の改正により、車中泊の需要への対応と、併せて正規の予約によるサイト利用者と無断で車中泊をする者との公平性が図られることとなります。

施行期日は条例の公布日からとなります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第 12 議案第 4 号 中川村辺地対策総合整備計画の変更について

日程第 13 議案第 5 号 上北山方辺地対策総合整備計画の策定について

以上の 2 議案を議会会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、日程第 12 議案第 4 号及び日程第 13 議案第 5 号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○地域政策課長 議案第 4 号 中川村辺地対策総合整備計画の変更について、議案第 5 号の説明をさせていただきます。

まず議案第 4 号について提案説明いたします。

中川村辺地対策総合整備事業の一部を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により本案を提出するものであります。

計画変更の内容につきましては、別紙の総合整備計画書 3、公共的施設の整備計画の村道鹿養大平線改良・舗装事業の事業費を変更するものであります。

続いて議案第 5 号 上北山方辺地対策総合整備計画の策定について提案説明いたします。

美里地区の上北山方辺地総合整備計画を策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により本案を提出するものであります。

計画内容は、別紙のとおり、総合整備計画書 3、公共施設の整備計画のとおり、期間は令和 8 年度から令和 12 年度まで、施設名は陣馬形山周辺整備事業、事業費は記載のとおりでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから議案第 4 号及び議案第 5 号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

初めに議案第 4 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 5 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第 14 議案第 6 号 令和 8 年度中川村一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 15 議案第 7 号 令和 8 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 16 議案第 8 号 令和 8 年度中川村水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 17 議案第 9 号 令和 8 年度中川村下水道事業会計補正予算（第 1 号）

以上の 4 議案を議会会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長	異議なしと認めます。よって、日程第 14 議案第 6 号から日程第 17 議案第 9 号までを一括議題とします。	うち国の令和 7 年度本省繰越分の今年度対象事業への充当分としまして 2,780 万 2,000 円を計上するものでございます。
	提案理由の説明を求めます。	また、8 目 土木費国庫補助金は、村道葛島中央線改良工事として社会資本整備総合交付金を財源としていましたけれども、国からの内示額が減となったことから 6,506 万 5,000 円を減額するものです。
○副 村 長	議案第 6 号 令和 8 年度中川村一般会計補正予算（第 2 号）について御説明をいたします。	10 目 教育費国庫補助金は、今年度 4 月から開始された学校給食費の抜本的な負担軽減制度に基づき小学生児童 1 人当たり月額 5,200 円が交付されることから、1,246 万 9,000 円を新たに計上するものです。
	今回の補正予算は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用事業、小学生給食費の負担軽減、保育所の将来構想策定業務等について補正を行うものです。	17 款 県支出金については、全体で 1,126 万 5,000 円の減で、その主なものは、2 項 6 目 農林水産業費県補助金で、先ほども説明しましたが、林道宮ノ沢線宮ノ沢橋補修工事が補助対象外となったことによりまして 961 万円の減です。
	それでは議案書に沿って御説明をいたします。	20 款 繰入金は、決算確定前の一般財源の不足分調整として 12 目 公共施設等整備基金繰入金の 1,500 万円の増額をお願いするものです。
	第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,300 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47 億 9,000 万円とするもので、款項区分ごとの補正額及び補正後の予算額は 1 ページ以降に記載の第 1 表 歳入歳出予算補正のとおりです。	22 款 諸収入は全体で 1,011 万 2,000 円の増で、主なものは 5 項 1 目 雑入で、当初起債事業として予定していたリニア関連事業、洞ヶ沢川函渠事業について、村単独事業に変更になったことに伴い J R 東海協力金が 830 万円増額となるものです。
	4 ページをお願いいたします。	11 ページをお願いいたします。
	第 2 表 継続費補正ですが、小和田地区基盤整備物件移転補償事業について、補償物件の追加によりまして総額及び令和 8 年度の年割額を 169 万 4,000 円増額するものです。	23 款 村債は、第 3 表 地方債の補正で御説明した事業別の起債予算額の補正で、全体で 6,920 万円の増額となります。
	5 ページをお願いいたします。	続いて歳出について御説明いたします。
	第 3 表 地方債補正ですが、追加は、文化センター大ホール時計表示設備の改修などによる増、サンアリーナの防球ネット及び火災報知機の修繕を県のヒアリングを踏まえて過疎ソフトからハードに変更するもの。	総体的な人件費の補正でございますが、4 月 1 日付の人事異動に伴う職員及び会計年度職員の給与費の改定が主なものでありますので、個別の説明は省かせていただきます。
	また、林道宮ノ沢線宮ノ沢橋補修工事が国の判断により補助事業に該当しないこととなったため、代替財源として緊急自然災害防災対策事業債 3,280 万円の活用をお願いするものでございます。	12 ページをお願いいたします。
	また、変更については、起債のヒアリングを受けて変更を行うものでございます。	1 款 議会費は 277 万 4,000 円の増で、議員報酬の改定が主なものになります。
	廃止のうち洞ヶ沢川函渠事業については、全体設計が起債対象外となったことから落とすものであります。	2 款 総務費は全体で 1,156 万 6,000 円の増で、主なものは、14 ページのほうになりますが、1 項 9 目 交通対策費で地方公共交通会議の交付金 132 万 5,000 円、リニア中央新幹線関連事業の小和田地区基盤整備事業移転補償費 168 万 7,000 円の増額となります。
	また、その他の 2 件は今御説明した追加分による振替になります。	3 款 民生費は全体で 1,339 万 1,000 円の増で、主なものは 1 項 1 目 社会福祉総務費で社会福祉協議会における福祉活動専門医の人件費分の村からの補助として 399 万 6,000 円の増、2 項 1 目 児童福祉総務費で支援を必要とする対象児が村内の保育園に入園されたことに伴う医療的ケア児訪問看護委託料を 416 万円新規計上いたしました。
	7 ページをお願いいたします。	また、昨年度、保育所のあり方検討委員会から現在の保育所 2 園を統合する方向で検討するよう村へ答申があったことを踏まえ、村の保育に係る基本構想策定をするための保育園の将来構想策定業務委託料 416 万円を新規計上いたしたとこ
	7 ページからは事項別明細書になります。	
	主なものについて御説明をさせていただきます。	
	9 ページのほうをお願いいたします。	
	歳入ですが、16 款 国庫支出金については全体で 2,024 万 7,000 円の減額で、主なものは、1 項 3 目 民生費国庫負担金は、子どものための教育・保育給付費について、入所状況の変更による更正減によりまして 77 万 2,000 円を減らすものでございます。	
	2 項 2 目 総務費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の	

	ろです。 次に 21 ページをお願いいたします。 6 款 農林水産業費は 358 万 1,000 円の減で、主なものでございますが、23 ページになります。2 項 2 目 林業振興費は、村有林保育業務について、森林環境保全直接支援事業で間伐に対する県からの補助金の配分がなかったことから 432 万 4,000 円を減額するものです。 次に 23 ページの下の方をお願いいたします。 7 款 商工費は全体で 2,048 万 7,000 円の増で、主なものは 1 項 2 目 商工振興費で国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用をして商工業者にエネルギー価格高騰対策として交付金を支給する事業に 1,384 万円を計上いたしました。 3 目 観光費は、大鹿村と立ち上げた地域生活圏協議会の負担金 201 万 4,000 円を新規計上し、桑原キャンプ場周辺枯損木の増によります伐採業務の委託料として 120 万円の増額をお願いするものでございます。 24 ページになりますが、桑原地区キャンプ場、釣堀場給水施設改修工事費を 143 万円新規計上いたしました。 地場センター管理事業では、チャオ駐車場の南側からの進入をしやすいするため、植え込み等の撤去工事費として 150 万円、またふれあい観光施設体験館陶芸作業室が現在使われておりませんが、活用を行えるよう片づけ等行うための工事費 96 万 6,000 円を新規計上いたしたところでございます。 8 款 土木費でございますが、全体で 1,047 万 6,000 円の増で、主なものは 2 項 3 目 道路新設改良費で村道葛島中央線及び滝戸川東線の測量、設計、用地測量業務に 385 万円、村道滝戸川東線改良工事に 400 万円の増を計上いたしましたところ です。 次に 10 款 教育費でございますが、全体で 1,426 万 8,000 円の増で、主なものでございますが、1 項 5 目 学校給食費では学校給食費の抜本的な負担軽減制度に基づきまして一般会計から給食会計交付金 1,247 万円を計上いたしました。 30 ページの方をお願いいたします。 12 款 公債費は全体で 479 万 4,000 円の増で、銀行等から借り入れる縁故債について、借入時の条件による利率見直しにより大幅に利率が上がる予定になりました 2 件の起債を、利率が上がる前に繰上償還を行うよう、今回、補正をお願いするものでございます。 最後に 14 款 予備費でございますが、歳出額の調整として 433 万 1,000 円を減額し、予算の調整を行います。 以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。 それでは議案第 7 号 令和 8 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）をお願いいたします。 1 ページをおめくりください。	
○建設環境課長	今回の補正では、予算総額の増減はなく、歳出の事業間での予算額の調整を行うものです。 3 ページをお願いします。 地域支援事業でパートタイム会計年度任用職員の報酬として 39 万 4,000 円、通勤手当として 4 万 3,000 円、計 43 万 7,000 円を増額します。 予備費で調整し、予算全体では増減なしとしました。 以上、よろしく御審議をお願いします。 議案第 8 号及び第 9 号について提案説明をいたします。 まず議案第 8 号 令和 8 年度中川村水道事業会計補正予算（第 1 号）について提案説明をいたします。 今回の補正は、村から電気代高騰分補助及び職員人事異動による収益的収入及び支出の補正を行うものであります。 第 2 条 収益的収入について、営業外収益を 50 万円増額し、総額を 1 億 4,991 万円とし、収益的支出について、営業費用を 336 万 5,000 円減額し、総額を 1 億 3,784 万円とするものであります。 第 3 条では、経費の金額の職員給与費を 356 万 3,000 円減額し、総額を 1,257 万円に補正いたします。 13 ページの補正予算実施計画明細書を御覧ください。 営業外収益の他会計補助金を村からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金電気代高騰分補助として 50 万円増額します。 14 ページの営業費用の総係費を職員異動により記載のように減額をいたします。 その他、補正予算に関する説明書を添付してございますので、それぞれお目通しをいただきまして、提案説明とさせていただきます。 続いて第 9 号 令和 8 年度中川村下水道事業会計補正予算（第 1 号）について提案説明をいたします。 今回の補正は処理場機器修繕及び職員の異動に伴う収益的支出の増額を補正するものであります。 第 2 条 収益的支出について、営業費用を 350 万 9,000 円増額し、総額を 2 億 6,650 万 9,000 円とするものです。 第 3 条では予算第 7 条に定めた経費の金額を職員給与費 50 万 9,000 円増額いたします。 12 ページの予算実施計画明細書を御覧ください。 営業費用の処理場費 300 万円は、三共クリーンセンターの放流流量計の修繕、片桐浄化センターの放流先水路しゅんせつ工事による増額であります。 同じく総係費の 50 万 9,000 円は、職員の異動により給与費の増額であります。 以下、補正予算に関する説明書を添付してございますので、それぞれお目通しをいただきまして、提案説明とさせていただきます。	

○議	長	以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。 説明を終わりました。 これから議案第 6 号から議案第 9 号までの質疑を行います。 質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	質疑なしと認めます。 次に討論を行います。 討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	討論なしと認めます。 これから採決を行います。 初めに議案第 6 号の採決を行います。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 〔賛成者挙手〕
○議	長	全員賛成です。したがって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。 次に議案第 7 号の採決を行います。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 〔賛成者挙手〕
○議	長	全員賛成です。したがって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。 次に議案第 8 号の採決を行います。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 〔賛成者挙手〕
○議	長	全員賛成です。したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。 次に議案第 9 号の採決を行います。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 〔賛成者挙手〕
○議	長	全員賛成です。したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。 日程第 18 中川村選挙管理委員及び補充員の選挙について を議題とします。 お諮りします。 選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推薦にしたいと思いますが、御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。 お諮りします。 指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

○議	長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。 選挙管理委員に大場一夫さんを指名します。 お諮りします。 ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました大場一夫さんが選挙管理委員に当選されました。 続いて、選挙管理委員補充員には小塩政志さんを指名します。 お諮りします。 ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました小塩政志さんが選挙管理委員補充員に当選されました。 ここで暫時休憩とします。再開は 10 時 45 分とします。 〔午前 1 0 時 2 8 分 休憩〕 〔午前 1 0 時 4 5 分 再開〕
○議	長	それでは会議を再開します。 日程第 19 一般質問を行います。 通告順に発言を許します。 3 番 中塚礼次郎議員。
○ 3	番	（中塚礼次郎） 私は、さきに通告いたしました 3 問について質問をいたします。 最初の質問は「人手不足解消施策「特定地域づくり協同組合」設立に向けた取り組み状況について」の質問であります。 中川村は、中山間地域が置かれている厳しい行政運営の中、持続可能な村づくりを目指し、大変な努力で全力の取組をされております。 しかし、人口の減少が進むことでの影響は、村の産業である農業、商工業、観光、福祉、医療、介護などのあらゆる事業の分野で厳しい人手不足に行き詰まり感を持っていて、雇用の確保は困難な状況にあります。 私は、この質問に当たって、勉強面での不足もありますが、多くの事業者、村民の皆さんから設立を目指す組合組織への理解を得ることが重要と考え、質問をいたします。 特定地域づくり協同組合の必要性、設立に向けての行政支援はどうしても欠かせません。村の進める行政支援の内容についてお聞きをいたします。
○地域政策課長		特定地域づくり事業協同組合の必要性、設立に向けての行政支援はということで御質問いただきましたのでお答えします。

○ 3 番 特定地域づくり事業協同組合の設立については、これまで先進地への視察として小谷村や生坂村のほか、令和 7 年 11 月 28 日には最新の設立事例であります飯綱町を視察しまして、設立手続や運営課題について確認をいたしております。こうした視察を通じて村での設立に向けた課題の把握と対応策の検討を進めております。

村の支援については、まず村内事業者への制度周知の研修会、勉強会を令和 7 年 8 月 5 日と令和 8 年 1 月 26 日の 2 回行い、延べで 21 名の事業者さんの参加をいただきまして、制度概要や事業者としてのメリット、設立要件等について説明をいたしました。

加えて、2 回目の説明会の際は事業組合を立ち上げるための発起人会への参画を提案させていただいたところでございます。

また、長野県中小企業団体中央会や県の制度コーディネーターと打合せを随時行いまして、設立手続や補助制度等について事務局を担っていただく方と確認するなど、立ち上げに向けた支援を現在行っているところでございます。

（中塚礼次郎） ただいま行政のできる支援として先進地の視察等をする中で細かな支援をしていくという課長からの報告がありました。

組合制度の内容については、事業者による出資での設立、人材を雇用して人手不足の事業者へ派遣する点など、理解はしておりますが、組合制度の仕組みや特徴などがあればお聞きしたいと思います。

○地域政策課長 特定地域づくり事業協同組合の仕組みと特徴についてお答えをさせていただきます。

制度の目的としては、中山間地域の人口減少に伴う慢性的な人材不足に対応するため組合を設立し、運営を支援、人材確保と定住促進による地域経済の持続的な発展を図るものであります。

組合の仕組みとしましては、事業者が共同出資して組合を設立しまして、社員を無期雇用して地域内の複数事業者へ派遣する、いわゆるマルチワークの仕組みであります。行政からの財政支援を受けながら安定した雇用環境を創出と、そういったものでございます。

制度の特徴としては、事業者の繁忙期に対応した安定的な労働力派遣と組合社員の安定雇用、そして社会保険等の福利厚生を整備、移住者や若者の就労環境の創出等が挙げられます。

なお、特定地域づくり事業協同組合は県知事による認可が必要となります。県においては、設立要件、派遣先の確保見込み、派遣社員の確保見込みなど、複数項目について慎重に審査が行われます。

以上が組合制度の主な仕組みと特徴であります。

○ 3 番 （中塚礼次郎） ただいま課長のほうから組合の制度と仕組み等について話がされました。

そこで、最も私が懸念することは設立から運営の財政面の問題であります。国

からの助成金は受けられるものというふうに思いますが、この点についてお聞きいたします。

○地域政策課長 設立から運営への財政面についてお答えをいたします。

特定地域づくり事業協同組合の設立、運営については、国の補助制度の特定地域づくり事業推進交付金が活用できます。

組合の事業費につきましては、利用料金収入と村からの補助金で折半される仕組みとなっております。

全体事業費の半分が派遣した事業者からの利用料金の収入、そして半分が補助金といった仕組みとなっております、村から出す補助対象経費の 2 分の 1 については国庫補助で措置されまして、また残りの半分——2 分の 1 については村負担となりますが、これについても特別交付税措置が講じられるため、実質的な村の負担は大幅に軽減されるものとなっております。

また、組合の設立初年度に対しましては設立に必要な初期費用に対しても国から設立支援補助を受けることができます。

今年度——令和 8 年度に改定がありまして、補助対象経費につきましては、設立に対する財政支援は上限が 390 万円、派遣社員の人件費、これにつきましては 1 人当たり上限 450 万円、また事務局の運営費につきましては年間上限 670 万円などに一部金額が引き上げられておりまして、国が定める基準の範囲内で措置されることとなります。

○ 3 番 このように、国の補助制度を活用することで村と事業者の双方が持続可能な運営を行える仕組みが整備されております。

（中塚礼次郎） 課長のほうから、今、国からの支援が相当あるというようなことで、そういった財政的な面では何とかなるというふうに私も思います。

この組織を運営、発展させていくためには、まず要となるのは事務局体制と人材が重要というふうに私は考えますが、この点について考えをお聞きいたします。

○地域政策課長 組合組織を運営、発展させていくための事務局人材についてお答えいたします。

事務局につきましては、派遣労働者の雇用管理、派遣先企業との調整、組合運営の事務処理を行う組合運営の中核となる重要な役割であります。

令和 8 年——今年 2 月 26 日に事務局を担う気持ちのある事業者との懇談を実施しまして、4 月にはこれまで説明会に参加した個人、法人を含む事業者の皆さんに発起人準備会の案内をいたしまして、併せて村のホームページや関係部署からの案内を行いました。

5 月 11 日には発起人準備会を開催しまして、その時点で 5 つの事業者の方々から応募がありまして、5 月 26 日の発起人会において労務管理等のノウハウを持ち設立後に事務局を担っていただく事業者を代表発起人として準備会に集まりました事業者の中で決めていただきました——選出いたしました。現在のところ 6 事業者が発起人予定となっております。

現在は代表発起人を中心として組合設立の定款の整備や事業計画案等の整備に

○ 3 番	入っており、並行しながら参画事業者の募集やワーカーの確保に向けて進めているところでございます。
	また、長野県中小企業団体中央会や県の制度コーディネーターとも密に連携を図りまして、代表発起人の負担軽減と適切な運営支援を村としても行ってまいります。
	（中塚礼次郎） この組織を運営していくために事務局の体制というのは大変重要だというように申しましたが、課長のほうからの今の報告によりますと、もう既にそういった研修や会合等にも参加して、そこでおよそのめどで選出されておるというふうなことを聞きまして、一安心というか、何とかうまくいきそうだなというふうに私も思います。
○地域政策課長	しかし、設立までの取組というのは大変なものだというふうに思いますが、目指す設立、発足について、考え、いつ頃になるかということをお聞きいたします。
	設立までの取組と設立までの時期の見通しについてお答えをいたします。
	先ほど申し上げましたとおり、現在までの進捗としましては、4月から5月にかけて発起人準備会員の募集を実施しまして、5者の事業者の応募がございました。
○ 3 番	5月26日に発起人会では6者の発起人が集まり、代表発起人――事務局を確定いたしました。
	今後のスケジュールになりますが、7月頃の創立総会の開催に向け、定款や事業計画案等の整備を代表発起人が中心となり現在進めております。
	その後、県への認可申請を実施します。認可後、最短の想定ではございますが、10月以降に事業開始ができるよう準備を進めてまいります。
○ 3 番	ただし、県への認可申請や派遣社員の確保等で相応の期間を要することが想定されますので、村は代表発起人と十分に協議を行いながら慎重に、かつ丁寧に進めてまいりたいと考えております。
	先ほど申し上げましたとおり、県の中小企業団体中央会や県のコーディネーターとの連携も図りながら県の認可申請に向けた準備を万全に整え、スムーズな認可取得をサポートしてまいりたいと考えております。
	（中塚礼次郎） 課長のほうから設立に向けた順調な取組がされておるという内容をお聞きいたしました。
○ 3 番	この組合が人手不足に苦しむ事業者やそれらの方たちの会社なり商売の運営に大いに役立つ組織となることを私も望みますので、ぜひよろしく願いいたしたいと思います。
	次の質問であります、「熊出没による人身被害の防止策強化について」であります。
	昨年の各地での熊出没による人身被害、それにより命を落とされた方たちの記憶もまだ新しい本年、既に連日、テレビでは多くの自治体で熊出没の報道がされ、熊により亡くなられた方の悲惨な状況報道を見聞きします。

○産業振興課長	死に至らなくても顔や腕に負傷との報道があります。しかし、熊の鋭い爪を持つ手で一発たたかれば、頬骨まで届くような大変な重傷を負うということになります。
	村は熊出没による被害から住民を守らなければなりません。
	今は熊出没への対策として片桐地区上前沢地籍前沢川沿岸の緩衝帯整備事業が実施されましたし、既に現状では下流沿岸の整備もされております。
○産業振興課長	私はさらにこの範囲を拡大する必要があるというふうに考えるわけですが、緩衝帯整備の拡大について考えをお聞きいたします。
	熊出没による人身被害の防止は村民の生命と安全を守る極めて重要な課題として認識しております。
	昨年の各所での熊による悲惨な事案を踏まえ、村においても熊対策をパッケージとしてまとめ、補正予算もお願いし、熊の出没経路となりやすい地域での環境整備を重点的に進めてまいりました。
○ 3 番	前沢川沿線の緩衝帯整備事業については、熊が食べ物を求めて移動する際の隠れ場所となる竹林や雑木林を除去し、熊と人間の接触リスクを低減させることを目的として、当初計画箇所の整備を5月中に完了いたしました。
	また、上下流沿線の追加整備として、上流左岸側の竹の伐採及び下流沿線の支障となる枝払い整備の拡大を契約変更により実施しており、6月中の完了を予定しております。
	これにより前沢川沿線全体での緩衝帯整備が進み、より広範な地域での熊出没リスク低減が期待できます。
○ 3 番	今後の取組としましては、熊の出没状況に注視しながら、他地域の整備についても段階的に検討してまいります。
	まずは村民の皆様の安全確保を第一に、計画的かつ柔軟に対策をさらに進めてまいります。
	（中塚礼次郎） 上前沢の前沢川沿岸の緩衝帯整備と、さらに下流への緩衝帯整備も6月中の完了というようなことで進められたということであります。
○産業振興課長	また、本年になり西小学校付近での熊出没警報が出されておりました、再び食べ物を求めて熊が道路沿線に出没を繰り返す可能性は大いにあります。
	西小学校から横前集落への小中学校の通学路となっている沿線の緩衝帯整備の範囲拡大がさらに必要だというふうに私は思うんですが、この点について、整備の拡張について考えがあればお聞きいたします。
	本年5月1日に教育委員会を通じて西小学校北西付近で熊を目撃したという報告を受けております。
○産業振興課長	村としても児童生徒の安全確保は最優先事項であり、緊急対策として5月連休明けから直ちに西小学校北西のササや低木等の刈り払いを実施しました。これにより当該地点での熊の隠れ場所を減らし、児童生徒の通学時の安全性向上に努めたところであります。

○ 3 番 今後の対策としましては、6月中旬から7月上旬にかけて西小学校南側の矢村沢川沿線の竹林整備と刈り払い、県道北林飯島線沿線の刈り払い、西小学校敷地内の梅の木伐採を順次実施する予定であり、通学路周辺の環境整備を通じて熊の出没リスクを段階的に低減させるとともに、学校、地域の皆様と連携を密にしながら、引き続き学校周辺及び通学路の安全対策に取組を進めてまいります。

（中塚礼次郎） 私が心配しておりましたが、村のほうとしては安全を第一にさらに整備を進めておるということで、安心いたしました。

先頃、集落の組内の回覧文書によりまして学校側からの熊出没時の避難誘導、対策等に関する通知、連絡がされました。

熊出没に対する児童生徒、父母、祖父母、学校関係者の心配は大変なものと思いますが、まず通学時の安全・安心を確保することが必要です。

学校への送迎についても考えざるを得ません。帰宅時の迎えの連絡などは校舎電話による方法となるというふうに思いますが、連絡での電話場所は、学校の電話、文化センターの電話など、それに片桐区民会館からの電話利用も可能ではというふうに考えます。関係の家庭の要望も多く、使用に対する配慮と広報について考えをお聞きいたします。

○保健福祉課長 熊出没時の迎えの連絡の際に子どもたちが片桐区民会館の電話を利用することは可能かについてお答えいたします。

今年度も西小学校付近で熊の目撃情報があり、子どもたちはもちろんのこと、御家庭の皆様の心配は絶えないことと思います。

村としても、子どもたちの安全を最優先に考える上で、熊出没に限らず、不審者などから子どもを守るため、議員御提案の緊急時の片桐区民会館の電話利用は可能と考えます。

現在、片桐区民会館は、平日は午後6時半まで児童クラブが使用しており、指導員も常駐しておりますので、緊急時の対応は十分可能です。各学校や文化センターに加え、片桐区民会館の電話利用も選択肢の一つとしていただけたらと思います。

今後、児童クラブ指導員とも緊急時の電話利用について共有してまいります。

また、広報については、教育委員会から学校を通じて子どもや保護者の方へ周知をしたいと思います。

○ 3 番 （中塚礼次郎） 今、課長のほうから細かく報告がされました。

広報についても教育委員会のほうを通じて、学校を通じて各家庭のほうに連絡するということで、公社の電話は、文化センター、それから学校の電話、区民会館の電話ということですが、生徒もおるので3か所もあれば十分だというふうに思います。

子どもの安全・安心を第一に進めておっていただきますということですので、ぜひそのようにお願いしたいというふうに思います。

最後の質問であります、今政府が進めようとしております主要食糧法改定へ

の質問であります。

主要食糧法改定が今国会で審議入りされようとしているということの報道がありました。

令和の米騒動による主食である米への混乱自体が去ったばかりなのにと思いましたが、審議入りされようとしている主要食糧法改定案は今後の農業、稲作について大変大きな影響を与えかねない問題であります。

法案は、生産調整の文言を削除して需要に応じた生産を明記し、政府備蓄米を民間備蓄と置き換えるもので、政府は市場任せの農政の大失敗の反省もありません。

全国的にも農業経営体は激減しております。私は農政政策の大きな失敗と考えますが、この点について考えをお聞きいたします。

○村 長 主要食糧法につきましては、今国会で審議をされ、衆議院は通過をしておるという報道がありました。ちょっと、参議院につきましては、今現在審議中か可決されたかはちょっと確認できておりませんが、そのようでございます。

御質問の件でございますけれども、まず農水省であります、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案の概要でもって次のように説明をしております。

この改正の背景でありますけれども、米価の高騰の要因及び政府備蓄の売渡しの対応については、多様化する流通実態を的確に把握できなかったこと、政府備蓄は売渡し手続に時間を要し、機動性を欠く課題が明らかになったことにあることであるといたしまして、1に、まず初めに外食、中食を含め流通業者の取引実態を幅広く把握する必要がある、2点目に官民を挙げた備蓄体制を構築し備蓄米の機動的放出を可能にするということのようでございます。

振り返りますと、2018年から米の生産調整施策はやめたことになっております。しかしながら、米需要の減退の、これは米需要が減退していくという前提で、この中で国は米の需要量を示し、都道府県単位で自治体関係者及びJA、米農家の代表等が作付目標数値を具体化し、それに沿って各農家は作付をしてきたわけであります。

気候の高温への変動、インバウンド需要に対応できず、備蓄米の放出、民間事業者の直接買い付けが価格高騰に拍車をかけ、引きずられて全農系統出荷米の高騰につながった、こういうことではないかと思っております。そして、需給見込みが全くできていないことで今回の米騒動となったものであります。

議員の言われるように、市場に任せても米の安定供給は大丈夫だという、見通しができていなかった農水省、政府の責任は非常に大きいというふうに私は思っております。

○ 3 番 （中塚礼次郎） 今、村長のほうから細かい内容の説明がありました。

今、深刻な農業離れを招いている中、これまでの農政に全く反省のないまま、今回の法改正であります。このような状態で本当に安定的な米の供給ができるの

		か、米農家にとって大きな不安となっております。本当に再生産可能な米価の実現は可能なのか、疑問は増すばかりであります。			
		これに対し、収入保険がある、食料システム法で価格交渉が機能するとの言い分もありますが、需要に応じた生産を明記しようとする政府の意図を理解しなければなりません。			
		これまでの地方公共団体は生産調整方針及びその適切な運用がその地方公共団体の区域の特性に応じた農業の振興に資する認めるときは必要な助言及び指導を行うという努力義務も削除され、農家の主体的な需要に応じた生産のための情報の提供だけになるというものであります。			
		気候危機も世界情勢も不安定な今日、私は、米は増産するべき、豊作ならば政府が買い取り、不作ならば備蓄米を放出し、政府が米の価格に責任を持ってコントロールする、農家の所得補償をセットで行えば希望を持って農業に従事できるのではないかというふうに考えます。			
		この点についてどのように捉えられておるか、考えをお聞きたいします。			
○村	長	生産調整につきましては、水田における稲以外の作物の生産の振興に関する施策、その他関連施策との有機的な連携を図りつつ、地域の特性に応じてこれを行うという文面が変わるようであります。これは御指摘の点かと思います。			
		さらに、現行の			
		地方公共団体は、(中略) 生産調整方針の作成及びその適切な運用がその地方公共団体の区域の特性に応じた農業の振興に資すると認めるときは、必要な助言及び指導を行うように努めるものとする。			
		という規定からも大幅に後退し、おっしゃったように需要に応じた生産に資する情報の提供を行うよう努めるという文言に変わるということでございます。			
		情報提供するという規定にとどまっているとの批判は、私としては的を射たものというふうに思っております。			
		ところで、現状の話でありますけれども、農水省は5月22日にミニマムアクセス米の一般輸入米入札を実施したようであります。この中でアメリカ中粒種3.6万トン花落札したようでございます。			
		また、関係機関は需要に応じた生産を掲げ、主食用米作りから米粉用、加工用、輸出用米に切り替える、このことを再三農水省は求めているというふうに言われております。			
		令和7年に緊急放出をいたしました備蓄米59万トンを買戻しすることをせず、政府備蓄が空っぽの状態これを放置して、昨年――2025年産米が21万トンあるわけですが、計80万トン、仮にこれを政府備蓄としておけば、過剰な民間在庫、これは解消し、国産米備蓄も復元できるとの指摘もあります。			
		この背景には、どうもといいますか、トランプアメリカ大統領の要求どおりにアメリカ米の輸入を60万トンまで増やして、政府備蓄米をこれで代用するのではないかと、そういう疑った見方もできるわけであります。			
			○3	番	食料安全保障の根幹であります国産米の十分な確保を実効あるものにするには、やはり米の価格を市場任せにしない、コストに見合った説明と価格の目安を政府が責任を持って示す必要があるというふうに思います。
					気候変動で今は高温が続いておりますけれども、場合によると冷害、不作もあり得るわけであります。逆に豊作になった場合にも備えて、一定作付した面積などに対する所得補償を行うという考え方は、私は賛成であります。
					しかしながら、最初に申し上げたとおり、今回の主要食糧法改正案であります、6月3日に衆議院で可決されております。現在、ちょっと調べておりませんが、参議院のほうへ議論の舞台が移っておるかというふうに思っておりますので、徹底した議論と、これをマスコミもしっかり報道してもらうということを私は望むところでございます。
					(中塚礼次郎) 国会で審議が進められておることになりますので、これは大変なことになるなというふうに私は思います。
					イスラエルとアメリカ、イランの争いの中で、今、燃料を中心として大変な事態が起きておるわけですけど、日本の食料自給率は40%を切るかというふうな状況の中で、例えばそういった世界的な争いがあれば、食糧の輸入を止められたら私たちは今以上に大変な状態になるというふうなことも頭に入れながら、国のほうではそういった政策を進めてもらいたいし、そういった声をやっぱり上げていかないと、本当に日本の食糧が国民のためになるために守られるということが大変不安になる、心配だということを常々考えておりますので、そういった意味でも声を大にしていきたいというふうに思います。
					以上をもちまして私の質問を終わります。
			○議	長	これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。
					ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。
					[午前11時24分 休憩]
					[午後 1時00分 再開]
			○議	長	会議を再開します。
					休憩前に引き続き一般質問を行います。
					5番 桂川雅信議員。
			○5	番	(桂川 雅信) それでは質問通告に基づきまして一般質問を行います。
					最初は「水循環保全条例の制定を急ごう」というテーマです。
					私は2019年6月議会で地下水保全条例を制定し村内の地下水資源の保全を急ぐべきと訴えました。村長はその答弁の中で研究したいと述べ、翌年1月には水循環基本法の取りまとめ推進者であった稲葉教授を招いての学習会を村主催で開催しました。
					その後、地下水保全条例制定については村の環境基本計画に記載されるようになり、直近の第4次中川村環境基本計画では「健全な水循環を維持するため水循環基本法の基本理念を踏まえた適正な水利用と必要な規制の在り方を検討します」

として、関係条例の制定に向けた検討に取り組むことと記しています。

以前の中川村環境基本計画では、かつての私の質問を受けて「地下水保全条例の検討」と記されたことがありました。しかし、第4次計画では関係条例の制定に向けた検討となっていますが、この変更した趣旨と今後の検討に当たっての計画があれば示していただきたい。

○村 長 環境基本計画の中での変遷といいますか、文言の変化でございますが、これは、いわゆる地下水の保全、これに基づく保全条例にとられることなく、水循環という面から広く条例を制定していく、こういう検討を進めるべきだという御発言がどなたかからあったかと思うんですけれども、そういうことから記述を変えてきたという経過だというふうに認識をしております。

○5 番 (桂川 雅信) 私は、環境基本計画の中で「健全な水循環を維持するため水循環基本法の基本理念を踏まえた必要な規制のあり方を検討する」と述べた、この部分を高く評価しております。

近年の水環境と水利用の状況を見ていると、その重要性はますます高まっていると感じます。

私が2019年に地下水保全条例を制定し村内の地下水資源の保全を急ぐべきと訴えた背景は、当時の針ヶ平地区水源池近隣でミニ開発が行われ、その開発工事中に揚水井戸を設置していることを発見したからでした。

地下水は、土地所有者の個人所有物ではなく、水循環基本法では公共財であると規定されたことを考慮すれば、地下水利用者にはまずそのことを知らせる必要がありますし、その上で、緊急時の周辺住民が利用することを条件に、一定量までは料金徴収をせず、水質検査を地方公共団体が実施することを主張してきました。

現在の水循環基本法の下では、この考え方は最も基本になるべきであると思います。

一方で、ここでは最近の事例に即して水資源保全条例制定が急務であることを述べます。

一つの事例として、昨年度に計画されていた四徳川の小水力発電計画について、漁業関係者との協議が整わず頓挫してしまったことについて、水循環基本法との関連を述べておきます。

水循環基本法の第3条 基本理念、第2項では、

水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならない。

としています。

この基本理念に従えば、四徳川の河川水は、国民、つまり村民の共有財産であって、全ての村民がその恵沢を将来にわたって享受できるようにすることが大切であるということになります。

一方で、漁協関係者が主張する内水面漁業の保全も水循環の健全性を保つ上での主張として理解できるものです。

問題は、こういった利害関係を調整するために水循環基本法が示している流域協議会を開催し、その中で全ての流域関係者によって中川村水循環基本計画について協議を行い、小水力発電と村内の水循環に関する健全性の維持、保全について関係者全体の合意を得ることが必要だったのではないかという点です。

水循環基本法の第5条では

地方公共団体は、基本理念にのっとり、水循環に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

とあり、第16条 流域連携の推進等、第2項では

国及び地方公共団体は、流域の管理に関する施策に地域の住民の意見が反映されるように、必要な措置を講ずるものとする。

としています。

令和2年に決定された水循環基本法に基づく国の水循環基本計画では、54ページで再生可能エネルギーの導入促進に関わる施策として、河川の流水、農業用水、水道用水、下水を利用した小水力発電の導入を図るため、水利使用手続の円滑化、調査、設計の支援及び設置・運用コストの低減のための研究開発を推進すると述べています。

この中の円滑化については、小水力発電の導入を推進するため、従属発電については許可制に代えて登録制を導入することとなっており、既に事業の円滑化が図られています。つまり、これまで農業用水を活用して小水力発電を行う場合は河川管理者の許可が必要でしたが、これらは廃止されています。

一方で、漁業権や慣行水利権は我が国の水循環や水環境を保全する上で重要な役割を果たしてきたことも事実であり、そのことは今後も否定されるべきではないと考えます。

しかし、内水面漁業を今後も維持、継続することを考慮すると、流域全体での水循環、水環境の保全施策を総合的に検討する必要があることも事実であり、このことは漁業権と二律背反的に捉えるものではないはずです。

中川村環境基本計画には「健全な水循環を維持するため、水循環基本法の基本理念を踏まえた適正な水利用と必要な規制のあり方を検討します。」とありますので、まず中川村水循環保全条例を制定し、その条例制定過程で流域協議会の設立を進めて、条例制定後に村内の水循環について基本的な施策の協議を速やかに実施することを提案します。

中川村に限らず、長野県内は小水力発電の候補地が多数あり、地域の再生可能エネルギーを創出する上では全国的に見てもポテンシャルの高い地域であります。その意味でも、水循環基本法に基づく流域協議会の設立と関係者全体の合意による水利用施策の実践は、全国的にもモデル的な事業となるものです。

河川水と地下水は私水ではなく、国民、地域住民、共有の財産です。このことは国が水循環基本法により法的に規定しました。

伊那谷の土地を流下する河川水と地下水はこの流域地域住民共通の財産ですから、中川村内の天竜川に流出する河川水と地下水の利用については、村は行政として利用と規制を推進する責務を負わねばなりません。

地下水を上水道水源として利用することは村民全体の利益にかなうことでもあり、共有財産の活用としてあるべき姿ですが、この財産を私的な目的のために占有しようとすることは地下水資源の多様な状況を判断して許可の可否を決定すべきものであり、その根拠としての条例制定は急がねばなりません。

かつて外国企業が日本の水資源をあさっているとして問題になったことがありましたが、その頃、地下水資源は土地所有者の私水との考え方が蔓延しており、効果的な対応ができないまま推移してしまいました。

しかし、水循環基本法が制定された今、私たちは法的な根拠をしっかりと確立して水循環の機能維持・回復することが可能になったのであります。

中川村の村民にとって地下水は貴重な上水道水源であり、命と暮らし、生産を支える生命線でもあります。中川村の地下水資源を将来にわたってしっかりと守り、地下水を上水道の水源として確保し続けるためにも、村は法に基づいた制度確立に早急に踏み出すべきと考えます。

長野県内の水源別取水量を見ると、末端給水計では伏流水、湧水、井戸水の合計割合が 50%を超えております。地下水保全を含めた地域の水循環保全条例の制定は急がねばならないと考えます。

村長の見解を伺います。

中川村の水の環境についてであります。水道の水源を含めまして、非常に弱いということでもあります。それで、要するに、豊富な水資源に恵まれているという状況では全くないというふうに思っております。

例えば農業用水でありますけれども、急峻な段丘の地形がありまして、急流からの利水など、非常に苦心し、幾度も取水設備が流れたりしてきております。

また、水道水源につきましては、大きな山塊を持たない村でございますので、古くから水道水源の確保には苦慮してきたと、こういう歴史があります。

御提案の水環境保全条例の制定であります。水に苦慮してきた村にとって貴重な御指摘だというふうに思っております。本村の将来にとっても重要な課題であるというふうに改めて認識します。

条例の制定に当たりましては、客観的なデータも踏まえ、本村がどのような水資源を守っていくべきなのか、さらにその体制や予算など、持続可能なものとするための課題を整理する必要があるだろうというふうに思っております。したがって、庁内での検討をまず考えていきたいというふうに思っております。

それから、感想といいますか、議員が御指摘になりました利害関係を調整する水循環基本法が示している流域協議会、これを開催して小水力発電と村の水循環

○村長

○5番

に関する健全性を維持、保全していくことについて関係者全体の合意を得ることが必要ではなかったかという御指摘でありますけれども、こういうアプローチの仕方についてはしてきておりませんので、確かにおっしゃるとおりの点もあるかなというふうな感想を持っております。

モデル事業とならなくても、関係者全体でやはり協議していかなければ事は前には進まんだらうと思っておりますので、この協議会をつくっていくということについては十分意義があることだというふうに感じております。

（桂川 雅信） 幸いなことに法できちんと決められたことですので、我が国の法に基づいて流域協議会を設置するということは、ぜひ進めていただきたいと思います。

それで、そのことが村の水環境改善にも恐らくすぐにつながってくるというふうに思います。時間はかかりますけれども、「急がば回れ」だと私は思います。少し時間はかかってでも流域協議会の開催に向けて尽力することが次の水資源の確保に向けて進んでいくものだというふうに私は思います。

次に移ります。

2 番目は「デジタル化やマニュアル化の短所を見抜く」というタイトルにしております。サブタイトルは「～すぐ先の落とし穴にも準備が必要～」と書いて、ちょっとわけが分かんないタイトルになっているかもしれませんが、中身を御説明したいと思います。

2025 年 4 月に発生した N E X C O 中日本における広域的な E T C システム障害発生を覚えていらっしゃる方も多いと思います。

このとき E T C システム障害は、E T C カードの取扱いの是非を判定するためのデータを深夜割引の見直しに向け構築中のシステムを活用して配信し、広域管理システムから地域管理システムへ配信する際にデータが破損したという報告がありました。要は、古いシステムに新しいシステムをつないだ際に発生したということです。

このときは応急復旧として旧システムに戻すまでで 38 時間を要して大混乱となりました。この障害の原因となった旧システム全体の本格運用開始は 2001 年 3 月ですので、20 年以上前のシステムの一部を変更しようとしてこの問題が発生しました。

もう一つの事例ですが、東北新幹線「はやぶさ」と「こまち」の連結が走行中に外れるトラブルが 2024 年 9 月と 2025 年 3 月の計 2 回発生しました。

特に 25 年 3 月 6 日の事故は、国の運輸安全委員会の調査により「こまち」側の制御装置における電気信号の誤作動などが原因であると特定されました。

連結器に分離するよう誤った電気信号を出した制御装置の基板は、一般的な電子部品の耐用年数とされる十数年のほぼ半分の約 6 年で故障を起こしていたことが分かりました。

制御装置の全体は 2013 年製造ですが、誤出力を起こした基板は 2018 年 7 月に

新品に交換していたのです。一般的に電子部品の耐用年数は十数年とされていますが、この基板は6年2か月で最初の故障を起こし、その半年後に再び故障したことになります。

J R 東日本は、2025 年 3 月 6 日の事故の後、3 月 14 日まで連結運転を中止して、結果的には、緊急対策として連結器の解放指令が出たとしても外れないようにする器具を設置した上で連結運転を再開することとしました。

高度な制御装置も内容が理解できなければ事故原因も解明できないという事実を天下に示した点で教訓的な出来事でした。

私たちの身の回りでは、デジタル化が 20 年間で生活の隅々にまで入り込みました。日常的な仕事でもデジタル化は作業のスピードアップや省力化に間違いなく役立っています。

しかし、一方で、デジタル化はインプットからアウトプットまでのプロセスの全てが機械的に行われており、システムを利用している人々——作業者には見ることができない、つまり、プロセスはブラックボックスになっていて、作業者には理解されていないという点を忘れてしまうと思わぬ落とし穴に落ちることになりかねません。

行政内部では事務作業の効率化や基準化が半世紀以上前から進められ、事あるたびにマニュアル作成や手順書の作成が行われてきました。これらのマニュアル化や手順書は業務の効率化に大いに役立ちました。

しかし、一方で、業務の後継者はマニュアルに沿って仕事をこなす、手順書に従って業務をこなすという流れが仕事の一部となってしまう、マニュアルや手順書の内容が時代にそぐわなくなり陳腐化していてもそのことに気づかずに年月を過ごすこととなります。

いざ、このマニュアルを改正しようと気づいたとき、そもそもこのマニュアルの意図は何だったのか、どうやって作成したのかなどの情報が残っておらず、改正作業そのものが最初から大きな壁にぶつかってしまうのです。

場合によってはコンプライアンス違反が継続してしまうこともあります。大手企業が頻繁に繰り返しているコンプライアンス違反は、作業手続のマニュアル化の行きつく先に落とし穴が待っていることを明確に示したものと思います。

デジタル化もかつての作業マニュアル化と同じ流れの中にあって、現実には作業者の能力の低下を引き起こす可能性もあります。

最近ではこの欠陥を A I に任せようとする動きもありますが、これはさらに傷口を大きくし、複雑にしてしまうことになるでしょう。なぜなら、A I のインプット情報そのものが人の手によって作られた集合体であるため、現実と乖離した回答を出した際に誰もそのことに気づかずに過ごしてしまう重大な欠陥があるからです。

私の体験談をお話しします。

私が現役時代の 20 年間は土木技術者で、その後半の 10 年間では設計基準の改

正や新たな設計手順書の作成、施設管理基準の作成などを次々に行って若い技術者の指導を行っていました。日々の業務量が膨大だったので、こうすることで組織全体の労働時間を少しでも改善することが強く求められていたこともありまし
たし、設計基準そのものも時代に合わせて内容を変更する必要に迫られていま
した。

当時は計算機もタイガー手回し計算機から卓上電卓にやっと移行し始まった時期でした。その後、構造計算のポケコンが出始めてから設計基準の改正は飛躍的に前進しました。

つまり、作業所の機器類も徐々にデジタル化へ向かって進行したのですが、3 年経過した頃から目についたのは、基準書やマニュアル書で、ある程度の余裕、つまり意図的に数値を決めずに設計者の判断で数値を当てはめることができる余裕の意味を理解できなかったり、コンサルに委託して作成された設計書や図面を担当者自身が理解できなくなっていることでした。

これらは、作業がアウトプットを出すことだけを自己目的化してしまったために、結果さえ出ればよいといった誤った手順書の理解に陥ってしまったことが原因でした。

これらの問題を解消する手だては何か。それは、デジタル化のインプット情報からアウトプット情報までに至るプロセスを検証する仕組みをつくり、実際にその仕組みを動かすことを定期的 to 実施するしかありません。

行政内部で既に作成されている作業マニュアルなども一度棚卸し、つまり検証するようなことが必要なこともあると感じますが、その際に最も効率がよいのは既存のマニュアル等を作成した当事者が検証作業の中心となることだと思います。担当課長の見解を伺います。

○総務課長

行政内部で使うシステムには、外部のベンダーが提供するパッケージ製品と、職員自ら、あるいは業者に特別に委託して作成したオリジナル製品、内製品とがあります。

パッケージ製品の多くはベンダー間の競争もあってバージョンアップの頻度が高く、仕様の標準化と機能強化が進みやすい傾向があります。また、それに伴ってマニュアルの改定と研修の機会も提供されやすくなっております。

したがって、システムそのものが利用者にとってブラックボックスであったとしても大きなトラブルが生じるリスクは低いと考えられますが、オリジナル製品、内製品の場合は、御指摘のような時代にそぐわない、陳腐化したといった事態になることが懸念されます。

お話の N E X C O や J R の事例は、どちらも特殊な用途の製品で、自社開発ではないかもしれませんが、パッケージというよりは内製に近いとも言えます。

当村でも主に表計算ソフトを使って内製したシステムを運用していることが職員の負担になっている面が現実 to あり、制度や常勤体系の見直しにシステム改修が対応し切れず、作業効率が著しく低下しているものもあって、このことへの対

○ 5 番 応が急がれる状況となっております。

デジタル化のインプットからアウトプットに至るプロセスを検証する仕組みの作成と作業書及びマニュアルの棚卸し——検証という御提案をいただきました。

検証作業につきましては法令改正の状況等も十分熟知して行う必要があると考えており、作成時点の当事者が検証作業の中心となることについては、既にその業務を離れている場合が多く、現実には発生している課題、問題とのギャップを理解することが難しくなることも考えられます。

ブラックボックス化に対しましては、作成当事者の知見は有効ですが、課題解決には他者の客観的な視点も重要なので、両方の視点をうまく組み合わせることが肝要と考えます。

本年度は地域活性化企業人を採用して庁内業務システムの棚卸しを担っていただいております。

さらに、職員一人一人が担当する業務に精通し、システムが完璧ではないとの認識を持ってシステムを使うことで、絶えず検証を行っていくことが必要と考えております。

（桂川 雅信） 1 つだけ私の経験からお話を申し上げます。

今、課長のほうで話がありましたけれども、最も効率がいいのは既存のマニュアルを作成した当事者が検証作業の中心になるっていうことですが、当然その方が 10 年も 20 年もたって同じ場所にいるわけありませんので、異動されていることもありますし、もしかすると退職されている場合もあると思います。その場合どうするか。

私らの場合はプロジェクトチームを作りました。つまり、マニュアルを作ったり基準書を作ったりする際に、改正するときにもととのものを作った人がまだいらっしゃる場合は、その方にプロジェクトチームの一翼を担ってもらおうという形をつくらないと、プロセスそのものが全く理解できないまま新しい作業をやるのと全く同じことをすることになってしまうということになりますので、これは、ぜひ経験者をチームの中に引き入れるという作業をやっていただいたほうがよいと思います。

次に移ります。

一方、デジタル化で最も深刻な影響を受けているのは学校教育ではないでしょうか。

コロナ禍では全国一斉にタブレット端末の導入が図られ、今年 4 月に高市政権はデジタル教科書を正式な教科書と位置づける学校教育法等の改正案を閣議決定しています。これは、もう法律として国会を通っています。

問題は、紙には紙のよさがありデジタルにはデジタルのよさがあるという当然の理屈が教育現場でどの程度の理解をもって捉えられているかという点です。

デジタル教科書との向き合い方について言えば、スウェーデンが 2010 年から 1 人 1 台のデジタル端末を導入し始めて 2014 年にはそれを実現し、紙の教科書から

デジタル教材や学習ツールに移行したものの、現在はアナログに再び転換して、教科書は印刷された教材と定義し、教科書への生徒の法的権利が明確化されたとありました。

この変更の背景には P I S A、P I R L S など国際学力調査でスウェーデンの生徒の数学や読解力などの学力が急激に低下したことが挙げられています。

また、デジタルデバイスの幼児教育への導入を義務づけた教育庁の決定を撤回し、6 歳以下の子どもに対するデジタル学習を完全に撤廃したともありました。

一方で、2023 年 7 月には国連のユネスコが研究報告として I C T 教育について分析を行い、2023 年グローバル教育モニタリングレポートを発表しています。

その中で重大なのは、教育におけるデジタルテクノロジーの付加価値についての確固たる証拠はほとんどないと指摘して「P I S A のような国際学力調査によって提供されるような大規模な国際評価データでは過度な I C T 使用と生徒の成績の間には負の関連があることを示唆している、教育テクノロジーは不適切または過度である場合には有害な影響を及ぼし得る」と指摘した点です。

私は、さきにデジタル化はインプットからプロセスを抜きにしてアウトプットを導くものだとしましたが、本来学校教育で子どもたちが学ぶべきことは課題から結論を導くプロセスであって、与えられた課題に対してその解答を覚えることではありません。

学校現場でのこれまでの I C T 教育は、急速に導入が進んだために使い方に終始してきた面があるように感じますが、A I の活用が既に課題になってきている今、デジタルデバイスの利用について再度根源的な問題に遡って活用方法を検討する必要があると考えます。

今の状態で A I が学校教育に導入され、教科書がデジタル化されたときに、子どもたちは課題解決のプロセスそのものを不必要なものとして捉えてしまう可能性が高まってしまうのではないのでしょうか。

私は様々な障害を持った子どもたちにとってデジタル教材が必要な場合もあることも理解した上での疑問ですが、学校教育の現場ではデジタルデバイスの利用をどのような認識で取り組んでいるのか、またどのような議論が重ねられているのか、その議論の中では国内外の動向も含めて議論がなされているのか、紙には紙のよさがありデジタルにはデジタルのよさがあるといった場合のそれぞれのよさを明確に認識した議論が行われているのか、伺います。

○教 育 長 まずデジタルデバイスの利用にどのような認識で取り組んでいるかのお尋ねでございます。

議員から、本来学校教育で学ぶべきは課題から結論を導くプロセスであって、その解答を覚えることではない、また子どもたちは課題解決のプロセスそのものを不必要なものとして捉えてしまう可能性が高まってしまわないかとの御意見をいただきました。

こうしたプロセスを重視した学び、これについてはこれからの時代においても

非常に重要であるというふうに考えております。

かつては、家庭で仕事を手伝うような場面で、あるいは地域で子ども同士が遊ぶような場面で、あるいは学校において様々な体験をする場面で、そうした学びが展開されていたと思います。

それが、これまでのファミコンなどゲーム機の登場であったりインターネットや携帯電話の普及、またスマートフォンやタブレットなどによる個人化、あるいは効率化が進むことによって子どもたちを取り巻く環境も変化することになり、子どもにおいては結果を重視する学びに傾いてしまっている、そのようにも思われます。

ただ、このことは、便利さを追求してきた大人の社会、例えば孤立化であるとか、自動化であるとか、情報化であるとか、こうした便利さを追求してきた大人社会の仕組みが結果として子どものプロセスを重視した学びの環境を変化させてしまったのではないかというふうに私は考えております。

そうした状況は既にあるわけで、デジタルデバイスの利用の仕方によっては、そうした状況について、結果を重視する学びにさらに拍車をかける可能性もあるというふうに認識をしております。

プロセスを重視した学びについては、デジタルデバイスの利用にとどまらず、教育活動全般において実現していくべきことであると認識しておりますし、学校現場も教育活動全般でこのことについて考えていかなければならないという認識でおります。

また、国内外の先行事例についての情報ということでお示しいただきました。

特に国外の先行事例については私どもも注目してきておりますが、議員からも説明がありましたけれども、過度な使用といったことが特に学力の定着に悪影響を与えたと評価されているということ、このことについては学校現場も含めて承知をしているところであります。

ただ、日本の学校の現状から考えてみますと、現段階でそうした状態になるほど進んでいるとか、あるいは進んでいくという状況になるとは言い難い部分もありまして、むしろ、子どもたち自身が大人以上に先へ先へと進んでしまう、そのことが心配されます。

教育委員会としましては、アンケート等を含め、子どもたちの状態をしっかりと把握した上で、何をどう取り組んでいったらよいか、指導の狙いをしっかりと持って対応していかなければならないというふうに考えております。

また、これまでに実施したアンケート調査の結果から見て、例えばペアレントコントロールが不十分との御指摘もありました。ですので、こうしたことについては、学校ばかりではなく、保護者の皆さんや地域の皆さん向けの啓発や研修を今後は必要だというふうに考えております。

最後に、電子書籍のようなものも含めてということになりますが、紙のよさデジタルのよさということについての御指摘もいただきました。

先頃報道がありましたけれども、東京大学の研究チームが紙の本での読書はデジタル画面で読む電子書籍に比べて脳の余分な活動が抑えられるとの研究結果を発表しております。また、紙による読書は思考を促進し、省エネ化しても十分に文脈の理解ができて、他の活動に割り当てる余地が生まれるとしています。

これからは、御指摘のあった電子書籍の部分でもデジタル教科書、これが一つの焦点になると思っておりますが、議員からもお話がありましたが、デジタル教科書を紙の教科書同様に正式な教科書と位置づける改正学校教育法、これが先頃参議院本会議でも可決されて、成立しております。2030年以降には小中学校、高等学校で正式導入される見通しであるとのことでございます。

これに対しては様々な懸念もあるというふうに言われております。

文部科学省はこの秋にも効果的な活用法や注意点に関する指針を作成するため有識者会議での検討を行うということのようですけれども、このことについてはかなり検討が今後必要だというふうに認識しております。

デジタル教科書につきましては、議員からの御指摘がありましたが、その特性から、学びにくさのあるお子さんにとっては有効なツールであると、そういう成果はこれまでにでも出ておりますし、評価もされております。

学習における紙のよさデジタルのよさは、こうした実践も含めてこれまでに専門家からも指摘されてきておりまして、教育の関係者においてはこうした視点については持って注目してきた経過があるというふうに思っております。

ただ、そうしたことを踏まえた具体的な議論が現在学校現場でなされているかという、そうとは言い難いというふうにも認識をしております。

紙のよさデジタルのよさについての議論は、まさにデジタル教科書の議論、これがこれから本格化していくと思いますけれども、このことが一つの軸になって学校現場でも進められていくかなというふうに思っております。

デジタル教科書が教科書として正式に位置づいたということにより、今後教科書としてどのような利用を選択していくかについては、実は教科書採択を行うのは教育委員会でありますので、教育委員会が向き合っていかなければいけない大きな課題になりました。

専門的な知見を持って慎重に検討していく必要があると認識していますし、学校現場におきまして教育委員会として知見の提供をしていく必要があるというふうに考えております。

○ 5 番 (桂川 雅信) 今、教育長がおっしゃったように、多くは大人社会の問題である、私もそう思います。

ただ、そうやってしまうとそれが一般化されてしまいますので、もう少し具体――例えば高校入試の改善とか、そういう問題も含んで取り組んでいかないとプロセスを抜きにした教育でよしというふうになってしまう。それは、デジタルデバイスを利用すると非常に簡便に答えが出てきますので、答えさえ覚えればできるということになってしまう。

ただし、これで高校入試が突破できるというふうになってしまうと、やっぱりおかしい話になってしまいますので、そうではなくて、プロセスがきちんと理解されているかどうかを試すような入試の方向に変わっていかないと私はいけないんじゃないかと思います。

2年ぐらい前ですけれども、中学校の先生と校長先生とお話した際にも、A Iが出始めている頃ですが、連立方程式をA Iに解かせてみたら瞬時に解いた、でも、これ、本当に子どもたちがA Iを使うっていうことを、これを覚えたら数学はほとんど勉強しなくなるよねっていう話はされていました。私もそう思います。

答えを求める教育をしてしまうと、どうしてもA Iは楽になりますので、子どもたちはどうしてもそっちのほうに向かっていってしまうだろう。

ただ、そうではなくて、謎を解くということが非常に楽しい、学問をするっていうことは楽しいんだということが分かってもらえれば、つまりプロセスを理解していることの楽しさ、面白さを学ぶところがやっぱり教育の本来の仕事になっていくんだろうと、私はそう思います。そうすればA Iに負けない教育が私は学校教育の中でできていくんじゃないかなと思いました。

さて、本会議での質問は以上であります。

一般質問として準備していたものの、今期議会ですぐに回答いただくことが困難と思われた項目が幾つもありました。

それで、その中の2つについてだけここで説明をさせていただいて、行政内部での今後の議論の足しにしていただければと思います。

最初は人口減少問題についてです。

私は、2018年12月、議員になって2度目の一般質問だったんですが、出生率の低下と人口減少はもともと村が責任を負うべき課題ではないとして人口減少問題の本質について認識を問う質問をしました。かなり大変な質問で、大きな話でしたので、お答えも大変だったと思います。

このときはあまり触れませんでしたでしたが、地球規模での人口減少は、人類史的には戦争や疫病での一時的な減少を除くと初めての減少です。これは、狩猟社会、農耕社会、資本主義的生産意識が高度に発達するまで継続した人口増が今はストップしているという状況です。

特に先進国の資本主義社会では顕著に人口減少に遭遇し始めました。1972年にローマクラブが成長の限界を発表した当時、まだ世界は人口増の恐怖の中にいましたが、既に人口減少の予測が出始めていた頃でした。

経済学の世界では、人類史の中で資本主義的生産様式の末期になってなぜ人類が人口減少の道を選び始めたのかは既に学問的な見地が出されており、生産力と生産関係の矛盾の極限としての人口減少であるとされています。

農耕社会から資本的生産様式前期まで、生産力を高めるためには人口増が必然でした。農業生産力はある一定の水準に達し、人々が食べるために困らなくなり、働いて得た富が社会に還元されるようになれば、家族を増やして子どもを労働力

として自分たちの生活を保持する必要性は低下してしまいます。

一方で、日本のように女性を子どもを産む道具としてみなすような古い歴史感や宗教観が残された国では、女性の社会進出とともにそのような古い因習から女性が解放されることによる生殖への意識が変化していることは明らかです。

日本の場合は、いまだに出生率が低いのは「女が子どもを産まないから」といった誤った認識が残され、国もそのことを助長するような施策を展開するに至っては、まさにその要因を見誤っていると言わねばなりません。

村の第6次総合計画後期計画の素案にも「プレコンセプションケアに取り組みます」という文言がありましたが、私はこれに対して少子化問題の解決策として取り上げるなら「国連の提唱するリプロダクティブヘルス・アンド・ライツを追加すべきと考えます」と意見を出しました。

国のいうプレコンセプションケアは、地方では様々な問題を起こしており、秋田県では明らかに女性は子どもを産むのが仕事と想定されるようなパンフレットを高校世代に配布して大問題となり、結局回収する事態に追い込まれています。

日本が少子化傾向から抜け出せないのは、資本主義的生産様式の矛盾から発生しているものだけでなく、社会に根強い因習的な女性への差別的感覚が今も残されていることがさらに輪をかけて困難にしているのは間違いありません。

このことは、隣国韓国も同様で、経済的生産力の高まりの一方で、儒教的な因習が強く残された社会で女性の人権がないがしろにされれば、女性は子どもの再生産活動には消極的になるという典型例です。

少子化問題は、根本的には女性の人権問題です。この問題に本格的に取り組むためには、国連が提唱するリプロダクティブヘルス・アンド・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理念をいかに実現するか、国を挙げて実践する覚悟が必要なんです。

少なくとも国が今進めているプレコンセプションケア――妊娠前の健康管理は、性と生殖に関する健康と権利のうちセクシュアルヘルスの部分を切り取っただけであって、女性とカップルの権利擁護がすっぽり抜け落ちており、これで女性やカップルが子を産むことを保障することにはならないと思います。

2つ目の意見です。

議会では何度か地域活性化の……（「議長」と呼ぶ者あり）

何？

（大原 孝芳） これは一般質問ですよ。

（桂川 雅信） 今、総括をしゃべっています、一般質問の、私の。

（大原 孝芳） そしたら質問されるんでしょう？

（桂川 雅信） 総括をしゃべっています。

（大原 孝芳） いや、そうじゃなくて、それを聞いてもらって、質問と答えてもらおうでしょう？

（桂川 雅信） いや、もう質問を終わったので、質問の総括としてしゃべって

○ 9 番 います。
（大原 孝芳） これ、あれですか、議運でこういうふうになるっていうことは……

○ 5 番 （桂川 雅信） 僕、議長には報告しました。

○ 9 番 （大原 孝芳） それでどうなったんですか。

○ 議 長 いや、議運では検討しません。

○ 5 番 （桂川 雅信） 総括的意見を述べますということは議長に言いました。

○ 9 番 （大原 孝芳） いいですか。
だから、質問にしていadakないと、一般質問ですので、それを質問していだかないと意見の場所になっちゃうでしょ、言いつ放しになっちゃうじゃないですか。だから、一般質問……

○ 5 番 （桂川 雅信） 私が今までやってきた一般質問の総括の意見として私は述べていますので……

○ 9 番 （大原 孝芳） もしそうであれば、そうであれば、それを答えてもらうような形を取らないと、今まではずっとそういうような形態でやってこられたんですよ。

○ 5 番 （桂川 雅信） 今最初に申し上げたように、答えるのも大変だと思ったので、でも、ちゃんと今までまとめた問題として私は提案しているということです。

○ 9 番 （大原 孝芳） だから、それをまたお聞きしたらどうですか、質問として。

○ 5 番 （桂川 雅信） いや、それはもういいと思いますけど……。

○ 9 番 （大原 孝芳） ちょっと……

○ 議 長 じゃいいです、続けてください。

○ 5 番 （桂川 雅信） はい。
2つ目の意見です。
議会では何度か地域活性化の話が出され、私は、活性化の定義は曖昧なものであり、ある意味、幻想の産物と過去に述べたことがあります。その際に役場が委託した地域経済循環の報告にも触れて、その不十分さを指摘しました。
地域活性化を例えば数値で表すなら、例えば文化的活性度は村内の文化活動の推移を挙げられますが、経済的活性度はどのように表すのか、もう少し突っ込んだ検証が必要だと感じました。
村内の経済活動の主要な評価の項目は生産活動の収支で言いますが、経済循環を考えれば第3次産業であるサービス業を支える収益を1次・2次産業の収益で支えられているかどうかの評価をする必要があると思います。この循環がうまく回っていることになれば、循環の規模の問題ではなく、小規模であっても活気のある経済循環であると言えるはずです。
人口が1,000人の村でも、その村で生産される収益、村民に分配される公共の収益が村内のサービス産業の事業を支えていれば、規模は小さくても村の経済循環は回っており、そのことが村民の文化的活性度を維持させることにつながるはずです。

村が委託した地域経済循環報告書には村内の産業の連環表も記載されており、少なくとも村内事業体の収益構造の解析は可能な状態になっているはずです。この解析をきちんと行えば、来るか来ないか分からない企業誘致の幻想に振り回されることなく、自立した村内事業体のどこにどの程度のどのような形態で支援の手を差し伸べれば村全体の経済循環の活性化が図られるかは示されるはずです。
地域経済循環報告書では、村内では農業が基幹産業として機能していることは示されていますが、第2次産業、特に建設業と公務労働、公共経済部分の評価が抜けており、小規模自治体における地域循環経済全体の評価を改めて実施する必要があることを指摘しまして、この問題での私の発言を終わります。
さて、今議会での一般質問は6月議会が最後となりましたので、ここでこれまでの私の一般質問について総括的意見を述べておきたいと思います。
私が8年前に村会議員に就任してから……

○ 議 長 ちょっと意見のほうはよしてくれる？

○ 5 番 （桂川 雅信） はい。じゃ最後だけ……（大原議員「違うと思います」と呼ぶ）分かりました。じゃ最後のところだけ読ませてもらいます。
ここ数年の科学技術の進展は自分の能力をはるかに超え始めていると感じることが多々あります。時代の流れを感じますが、恐らくあと10年もたてば今と全く違う世界が出現している予感もあります。
世界は今半導体産業で湧き上がっていますが、日本は1980年代にアメリカの圧力で失った半導体産業のトップシェアを回復させようと今躍起になっていますけれども、大国の思惑に左右されない、10年後20年後の世界をもっと見据えた教育と科学技術政策が必要だと痛感します。
そのことを最も強く感じさせたのは、昨年のノーベル化学賞、金属有機構造体の開発でした。時代は原子や素粒子の世界での科学技術が現実の物質科学の中で扱われていることに強い衝撃を受けました。
20世紀に生きてきた私たち世代には全く予測困難な時代が到来しそうであることを自覚して生き抜かねばならないと感じている次第であります。
以上で私の発言を終わります。

○ 議 長 これで桂川雅信議員の一般質問を終わります。
次に2番 松村利宏議員。

○ 2 番 （松村 利宏） 私は既に通告しています「子どもから大人までが健康で快適に生活できる村づくりについて」について質問します。
魅力的な地域をつくるためには、教育DX、医療・介護DX、地域交通・インフラ物流DX、まちづくり、文化・スポーツ、防災・減災、国土強靱化の強化、地域コミュニティー機能の維持、強化が考えられる。
政府は、国と都道府県が連携してデジタル人材を確保し、市町村と連携する制度づくりを考えている。
総務省は、2025年度中に市町村へ派遣できるよう人材確保の取組を加速する。

総務省が協力企業と派遣可能な人材をリスト化、都道府県は任期付職員として雇用し、市町村のニーズに応じて派遣する。

政府は人件費、募集費用を財政支援、派遣人材を自治体D Xアクセラレータとして登録し、予算編成プロセスなど実態業務に関する研修を行う。

村は、総務省から地域活性化企業人、民間から地域力創造アドバイザー、D X推進アドバイザーを派遣してもらい、デジタル通貨の推進、業務の効率化を図る。

政府は、2025 年 12 月 23 日、A I 知能政策の指針となるA I 基本計画を閣議決定した。世界で最もA Iを開発、活用しやすい国を目指すとしている。

具体的には、1 医療、防災、人口減少等の課題に対応、2 介護、金融など多様な業界への導入を支援、3 人材確保、データセンター整備、ロボット技術の国内での開発を強化、4 A Iの安全性に関する調査を担う政府機関A Iセーフティーインスティテュートの体制強化し、今年夏までに投資や人材などの具体的数値を明らかにするとしている。

そこで、村長のリーダーシップによりD Xを推進する本気度と覚悟、見本を示すことが必要だと思慮するが、いかがでしょうか。

D Xは事業を変革する準備ができているかであり、進めるには村長、担当、議会、村民など全ての人が理解することが必要だと思慮するが、いかがでしょうか。

D Xにつきましては、単なるデジタル化ではなくて、事業ですとか組織の在り方を根本的に変革し、組織運営を効率化する取組という認識の下で、村政運営の重要な課題として位置づけております。

当村では、御承知のとおりかと思いますが、令和3年度から令和7年度までの5年間でありますが、これを計画期間といたしました中川村D X推進計画を策定いたしまして、より快適で豊かな中川暮らしの実現、これを基本理念といたしまして、具体的には行政事務の効率化、地域社会の課題解決への活用、村民サービスの向上、デジタル格差の解消の4つの方針に基づき、今まで推進をしてきたところであります。

御承知のとおりかと思いますが、昨年2月14日でありますが、デジタル技術を活用しました広域的な連携を軸にして、複雑化する地域課題の解決と持続可能な地域づくりを目指して、自治体とI T関連企業数社で組織しております一般社団法人まるごとデジタルと円環的連携に関する包括協定を締結いたしました。

さらに、昨年6月12日でありますが、P o l i m i l l 株式会社と包括連携協定を締結し、参加型の政策形成プラットフォーム、これはS u r f v o t eと申しますが、この導入をしてきたところでございます。

御指摘のとおり、D X推進につきましては、私をはじめ、村の職員、議会、そして村民の皆様がこのことについて理解し、一緒に取り組んでいくということが不可欠であります。

このために、全職員向けの例えば生成A Iの研修を昨年6月に開催しております。また、課長職以上の職員向けのD X研修会を今年5月に行っておりまして、

職員が日常的にデジタル技術に触れ、学習できる環境を整備してきております。

さらに、これも御承知かと思いますが、村民向けの支援としましては、出張スマートフォン教室、これを令和6年度から開始して、延べ28人の方に参加いただいております。

また、スマホお悩み相談会、これも2年間で延べ50人の方がこの場に来ていただいております。

保健福祉課の主催ではありますが、スマホを楽しむ座談会、これを定期的に開催し、村民向け、特に高齢者のD X推進とデジタル格差——デジタルデバイドの解消に取り組んでおります。

現行のD X推進計画が終了しておることから、今年度を始期とする次期計画の策定に向け、総務省をはじめ関連機関と連携し、より実効性の高い計画づくりを進めてまいる所存であります。

（松村 利宏） 継続して中期的に取り組んでいただいているということはよく承知しております。

さらに具体的なところを、村民の方に重要なところがあったらそこをしっかりと説明していくということを、またさらに進めていただければというふうに思います。

次に行きます。

総務省の2023年4月時点調査では、全国市町村のうち213自治体でD X担当者が1人以下であり、うち37自治体が担当者はゼロだった。これらのほとんどが人口5万人以下で、自治体間格差の懸念がある。

中川村は、行政、学校、教育のD Xを推進している。

生成A IはこれまでのA Iよりも労働環境を大きく変える力を持っている。常に新しいA Iのテクノロジーに触れて教育し続けることが非常に重要、D Xをやらない職場、新しいテクノロジーを学べない職場では人が採用できなくなると言われている。

村は派遣された3人を活用してデジタル化に積極的に取り組んで職員の能力向上を図るべきだと思慮するが、どうか。

これはなかなか——できている職員はいるかと思いますが。しかし、案外積極的じゃない職員もいるということを知っておりますので、その点も含めてお聞きしたいと思います。

村は、D X担当職員として正規職員2名と、先ほどもお話にありました外部人材3名の体制を整備し、D Xに力を入れて取り組んでおります。このような体制を構築できたことは村としても大きな強みであると認識しております。

まず3名の外部人材の役割について簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

地域活性化企業人は民間会社からの派遣でありまして、主に庁内業務のシステムの棚卸しや業務D X化の支援をしていただいております。勤務につきましては

週3日程度ということで、その経費につきましては国が10分の10ということで、上限はありますが措置をされております。

地域力創造アドバイザーは、地域電子通貨導入の補助をメインに、そのほか、D Xに限らず、地域課題解消の総合的なアドバイザーとして依頼をしております。この方につきましては、契約上、年30日弱、財源については特別交付税措置で10分の10ということで、これについても上限はありますが、そういうことで措置をされております。

D X推進アドバイザーにつきましては、元県内の行政市役所のD X担当職員という経歴をお持ちの方で、より専門的で実践的なI T技術の導入のアドバイスをいただいております。この方につきましては年8日程度でありまして、これについても財源につきましては特別交付税措置が10分の7ということで、これも上限はありますが、そういった措置によって、人件費というか、委託料のほうは措置をされております。

このように、3名の外部人材がそれぞれの専門分野で当村のD X推進を支援していただいております。

生成A Iをはじめとした新しいテクノロジーが急速に進化する中で、D Xに取り組まない職場、新しいテクノロジーを学べない職場では優秀な人材を採用することが難しいということは御指摘のとおりであります。

そこで、村では、職員全体のデジタル化への対応能力を高めるとともに、職員のデジタルリテラシーの向上を図ってまいりたいと。

具体的には、まず職員研修の充実に取り組んでまいります。

今年度は外部人材の力も借りながら毎年実施する初任者向け研修の資料を整備しまして、以降、時勢の変化に合わせて継続的に改善をしていきたいと。これによりまして新規採用職員からD XやA I技術活用に関する基礎的な知識を習得させることができます。

さらに、職員のI Tリテラシー向上のため、I Tパスポート資格取得の促進にも現在取り組んでおります。I TパスポートはD XやA I技術の基礎知識を体系的に幅広く学ぶことができる国家施策でありまして、職員のスキルアップにも有効であり、資格取得を促進することで職員のモチベーション向上にもつながると考えております。

加えて、D XやA I技術を実際の業務に積極的に活用することが重要であり、外部人材による研修や勉強会を実施し、職員がA I、データ分析、業務効率化ツールなど新しいテクノロジーに実際に触れる機会を提供しまして、実際の業務の改善プロジェクトに職員を参画させることで実践的な学習機会を創出してまいりたいと思っております。

人材確保の観点から、このような取組を対外的にP Rすることで、当村がD XやA I技術活用に積極的に取り組んで、職員がそうした新しいテクノロジーを学べる職場であることをアピールすることで、働きやすい職場、またそういったイ

メージを構築しまして人材確保につなげていければと考えております。

外部人材の活用は当村にとってD Xの推進の重要なチャンスでもあります。このチャンスを最大限に生かしまして職員全体のデジタル化への対応能力を高め、働きやすく、新しい技術を学べる職場環境を整備することで人材の確保と持続可能で活力ある村づくりに取り組んでいきたいと考えております。

○2番 (松村 利宏) しっかりとやっていただけるってということで、非常に安心しておりますので、よろしくお願いします。

議員のほうも、研修っていうか、その勉強会に参加したいっていう人がいたら加えていただくと非常にありがたいなと思いますので、その辺も今後御検討いただければというふうに思います。

次に行きます。

中川村の課題は、働く場所の選択肢、雇用が少なく、若者が村外に流出している。さらに村の収入が増えない最大の原因となっている。

地方創生のためには現地でI C Tを支える企業が必要である。このためには地域の企業、ベンチャー企業の育成、支援を行うことが必要。

当面はI C Tを使いこなす人財を確保することが必要で、村は派遣された3名により地域の企業、ベンチャー企業の育成、支援を行うことで中川村に関連企業を誘致することが必要だと思慮するが、非常に難しい話だと思うんですが、そういう観点ではどうでしょうか。

○村長 非常に難しいと思いますけれども、まず地方創生をどうやって実現していくかということでありますけど、一つの手段として、やはりI C Tの活用、これは不可欠だろうなというふうに思っています。

そのためには、地域の企業ですとかベンチャー企業の育成、支援をしていく、このことが重要であり、当面はI C Tを使いこなす人材を確保していく、こういうことが必要であるという御指摘は、そのとおりだなというふうに思っております。

ただ、企業誘致にまでつなげるのは非常にハードルが高いだろうというふうに思います。

ですから、まず一歩目としては、村が取り組むべき戦略としまして、役場ですとか地域全体のD X——デジタルトランスフォーメーションが進んでいることを対外的にアピールすることかなというふうに思います。このことにより、I T系の事業者の誘致ですとか、地元企業へのリクルートにどこか引っかかってくればいいかな、こんなように考えております。

幾つか具体的な例を申し上げますと、まず村内事業者向けのD X講演会をやること、勉強会を開催していくこと、こういったことを担当係では検討しておるところであります。

それで、派遣していただいた外部人材の専門的な知識やノウハウを活用しまして、地域の企業がD XやA I技術をどのように活用できるかについて、具体的な

事例を交えながら講演、勉強会を開催することで地元企業のD X推進をひとつ支援してまいりたい、これが一つであります。

次に、外部人材との協業を――一緒に行うこと、協業、共にといいますか、協力して行うこと、協業を積極的に進めていくことであります。

特に、地域活性化企業人の方は前歴でのA I活用に関する豊富なノウハウを持っていらっしゃいますので、このノウハウを村の企業や事業者と共有していただくことで地域企業のA I活用能力の向上につなげていきたい、これが考えられることであります。

さらに、他地域の企業との関係性の構築にも力を入れていきたいなというふうに思っております。派遣元企業の関連会社の研修合宿を受け入れていく、その受入れを検討するなど、他地域の企業と村との関係を構築することで村の認知度の向上ですとか将来的な企業誘致につながっていけばいいのかなというふうに思っております。

派遣元の企業が持っていますP R媒体と協働できる可能性がありますので、これらの取組を通じて役場や地域全体のD Xが進んでいることをアピールし、I T系事業者の誘致ですとか地元企業へのリクルートに効果を生み出し、中長期的にはこうした取組がI C Tを支える企業の育成、誘致につながっていった若者の雇用機会の創出と村の活性化につながることを期待はするわけではありますが、非常に難しいかなというふうな、ちょっと心配もあります。

派遣していただいております3名の方と、やはり定期的に意見交換をしながら、一つ一つこういう課題についてどうだろうかというのを提案しながら、お互いにじゃやってみましょうっていう、あるいは商工会を通じて、今の企業にもどうなんだろうって、勉強会も一緒に働きかける、こんな努力が必要かなというふうに思っております。

○2 番 （松村 利宏） まず、今答弁いただいたとおり、実行することが私は大事だと思いますんで、一步一步、その3名の方、それから地元企業の方、それから相手はかなり詳しい方も相当数おられると思いますんで、そういう方との交流をしっかりやって、どういうふうに進めていくかっていうのをやっていくことが大事だと思いますんで、その辺も含めて着実にやっていただければというふうに思います。

次に行きます。

村は地域活性化起業人を用いて地域通貨の運用を考えている。プレミアム商品券、なかがわ生活応援券など、事業を効率的に行うための手段として有効だと思慮する。

しかしながら、これだけでは地域通貨の持続可能性がないと思われる。

例えば地域貢献活動を行うことによりポイントがもらえ、ポイントをためることにより村内で地域通貨として使用できることも一案だと思慮する。

高森町では地域通貨を使用しており、地域貢献活動、健康管理などを行うこと

にポイントが付与され、町内で使用できる。

リニア開通まで10年の猶予がある。中川村は伊南、中部伊那と連携し、教育、経済を展開することにより持続可能な地域にすることが可能だと思慮する。

○地域政策課長 村は地域通貨の活用をどのように考えているかお聞きします。

地域通貨の活用と持続可能性についての御質問をいただきました。

村では、現在、電子地域通貨の導入に向けて研究を進めているところであります。

最もイメージしやすい活用とすると既存のプレミアム付商品券事業の地域電子通貨化が挙げられますが、地域電子通貨の導入効果は、それだけにとどまらず、御指摘の地域貢献活動によるポイント付与により、住民の地域活動への参加を促すインセンティブとなることが大いに期待されます。

また、健康増進のための歩数計アプリと連動したポイント付与なども考えられます。

このような仕組みにより、単なる商品券事業にとどまらず、地域コミュニティの活性化と住民の行動変容につながるような、また訪問者や関係人口も利用してもらうことで経済循環を実現する真の意味での持続可能な地域電子通貨システムの構築を目指していきたいと考えております。

○2 番 （松村 利宏） 非常にいいことだと思いますんで、近隣市町村と、それから、来られた方がかなり実際にやっておられると思うんで、その辺もしっかりと把握していただいて、持続可能な制度にしていただければというふうに思います。

次へ行きます。

A Iは昨年急速な進歩があり、驚くほど身近な存在となった。メール、手紙、挨拶文、原稿の下書きなど、文書作成は普通に使用できる水準に達してきた。絵画やイラストは言葉で指示すれば作れる。調べものは何十ページの資料を要約してくれる。人間が時間をかけて行ってきた作業、判断は簡単に早く置き換えることができるようになった。

チャットG T Pは、今年、東大、京大の入学試験を受け、トップで合格した。

昨年、対話型A Iとの関係をめぐり取り返しのつかない結末に至ったとされる事例が相次いで報告され、A Iが人間を追い込んだ、A Iは危険だという言葉が多くなった。

情報が爆発的に増える中で、それをどう取舍選択し判断するかは人間の成熟が問われる。

A Iは感情も人格も責任能力もなく、人間らしい言葉で回答しても統計と計算の結果に過ぎない。A Iは、人間が見せる思考や感情、弱さとその変化を映し出す鏡であり、人間を否定はしない。

新技術は人間の未熟さを露呈させる歴史を繰り返してきた。検索技術は知へのアクセスを飛躍的に広げる一方、偽情報や分断も拡散させてきました。

A I時代に必要なのは、便利さと引換えに人間が考える力や責任感を手放して

はならない。A I は答えを出す過程で装置になり得ても、人生を引き受ける存在ではない。人間が自分自身にどこまで責任を持てるかである。

先端技術や国際情勢が目まぐるしく変化する今日、正確な情報の把握と分析、情報の拡散防止は、社会秩序を保ち、国民の利益を守るために今まで以上に重要だ。

情報は誰でも大切だと考えている。外国勢力が民間企業の機微な情報を搾取しようとする事案が後を絶たない。日本はインテリジェンス機能の後れが指摘されてきた。情報収集・分析等に優れた人財の育成に取り組むことが必要だと思慮する。

日本企業の貴重な知的財産である特許、先端技術や実用機密の侵害、政治工作を疑わせる偽情報の発信が増えており、対応が求められている。

自治体は危機意識やセキュリティ体制が非常に弱い。身近なところにリスクがあるかもしれないという意識を持つ必要がある。

時代の変化に即したインテリジェンスが必要だと思慮するが、村長の見解はいかがでしょう。

また、A I 時代に適応した教育が必要だと思慮するが、教育長の見解をお聞かせしたいと思います。

○村 長 壮大なお話をいただいたわけでありすけれども、やはり、行政といたしますか、村においても、いろんな正確な情報の把握と分析、偽情報の拡散防止、こういったものは、一般的には社会秩序を守って国民の利益を守るためには非常に重要だなというふうに感じております。

村はA I 時代における情報セキュリティとインテリジェンス機能の強化に向けて次の施策を展開してまいります。

まず情報セキュリティの強化についてであります。官民連携による能動的サイバー防御の導入を検討いたしまして、政府が発出した地方公共団体の調達ガイドラインを遵守してまいります。このガイドラインに基づいて安全で信頼性の高いシステムですとかサービスの調達を進めてまいります。

特に、高度なA I 技術の登場に伴いまして、サイバー攻撃の手法もより高度化、巧妙化するという可能性があります。

村は、日進月歩のA I 技術に対応するために、常に情報収集を行い、適切で迅速な対応を行う体制を整備するように常に努めていきたい、いかなければならないというふうに思っております。

次に情報リテラシー教育の充実についてです。

先ほど述べましたスマートフォン教室ですとか職員向けの研修などの機会に継続的な教育、指導機会を設け、S N S 等での偽情報拡散に向けた啓発活動に力を入れてまいります。

村は、これらの課題に対応するため、政府ガイドラインを遵守しながらA I 技術に関する情報を継続的に収集し、適切で迅速な対応を行うことで情報セキュリ

ティーの強化とインテリジェンス人材の育成に取り組んでいきたい、このように考えております。

○教 育 長 A I 時代に適応した教育について御質問をいただきました。

議員の御説明の中でA I 時代に必要なのは便利さと引換えに人間が考える力や責任を手放してはならない、A I は答えを出す過程で装置になり得ても人生を引き受ける存在ではない、人間が自分自身にどこまで責任を持てるかであるという御指摘をいただきました。先ほど5 番議員からも貴重な御指摘をいただいておりますけれども、まさに重要なことであるというふうに認識をしております。

このことは、A I の使用を含めてですけれども、先ほども申し上げましたが、教育活動全般の中でこうしたことについては実現していかなければならないというふうに承知をしております。そのことはまずお伝えをさせていただきたいというふうに思います。

そうはいつても、A I の使用状況について、どういう状況かということを少しお話させていただきます。

現在、長野県下で長野県教育委員会とN P O 法人子どもとメディア信州が共同でやっておりますアンケート調査があります。令和7 年度スマホやP C、ゲーム機等とのよりよい関わりに向けたアンケート、これを例年実施して重ねてきておるんですけれども、まず長野県全県の傾向について御報告をさせていただきますと、A I の使用については、学年が上がるにしたがって、やはりA I の使用割合が高くなっているという状況があるようです。

また、考察としまして、小学生についてはA I を意識せずに利用している可能性があり、活用が早期化しているという考察、よって、小学校段階でA I は便利だけれども間違ふことがあると、あるいは確かめることが必要であるというようなことを学習の柱にする必要があるのではないかっていう考察がなされております。

また、中学生については、A I の使用が現実的になってきており、使用を禁止するということではなく、A I の特性を理解した上で使用すること、使ってよい場面と使わないほうがよい場面を判断する力を育成することが必要であると、こうしたことが考察として示されております。

では、昨年度、本村の児童生徒について、その使用状況についてはどうだったかといいますと、「A I アプリを使っているか」の質問に対してですが、小学生、これは3 年生から6 年生まで、「使っている」と回答したお子さんが32.6%、「使っていない」と回答したお子さんが67.4%、約3 割のお子さんが「使っている」あるいは「使った」というような回答でございます。

また、使った内容については文章の作成であるとか画像の作成というふうに承知をしております。

また、中学生について、これは1 年生から3 年生までですが、「使っている」と回答したお子さんが43.2%、「使っていない」と回答したお子さんが56.8%、中

学生になると約4割のお子さんが「使っている」あるいは「使った」ということでお答えをされています。

また、その内容については、小学生同様、文章の作成、あるいは画像の作成というようなことで承知をしております。

今学校ではC h r o m e b o o kを採用しておりますのでグーグルアプリを使用することが多いわけですが、今のところグーグルアプリのA I 機能は停止している状態であります。

ただ、最近よく学校の学習場面でも使っているC a n v a っていうようなアプリ、これについては、使用している中でA I 機能を使って作業することもできる状態になっております。ただ、学校で使う場合には教員の指導の下にということになります。

また、チャットG P T等については、検索すれば使用できるというような状態にはなっております。

先ほど「使っている」と答えた小学生、中学生については、少なからず授業中の学習活動として使ったというお子さんもいるとは思いますが、個人で使っているお子さんも当然いるというふうに承知をしております。

いずれにしても、学校の指導においては、まずはグーグルアプリを正しく使うということを身につけていく、そういう実際の活用を通してそうしたことを指導していく方向で今は考えているところであります。

とはいえ、教職員が一定の見識を持って指導しているかが問われるところですが、まだまだ研修が必要な段階とやはり言えます。

児童生徒がA I に触れる日常が当たり前の時代になってくるということはもう自明のことですので、活用に係るリテラシーを育てることが急務であるというふうに認識しております。教職員の研修は計画的に進めていきたいと考えております。

また、郡下の市町村とも情報交換を行って進めていくように今話をして進めておりまして、現在、伊那市のほうが先行してA I の活用についてのガイドラインを作成しております。そうしたものを参考にしながら、本村においてもガイドラインの作成を検討しているところであります。

昨今はトラブルとか悩み相談もA I にするという方が多いようであります。スマホ等を使用して行っていると思われますが、児童生徒についても個人で所有したりとか家庭で使用するっていうことがあると思います。

そうすると、先ほどの答弁でもお話をさせていただきましたが、保護者の皆さん、あるいは地域の皆さん、責任を持って状況を知っていただいたりとか、管理、指導していただくということがますます求められると思いますので、そうしたことから、保護者の皆さんや地域の皆さんへの啓発、研修の機会、こうしたものを併せて設けていく必要がある、進めていく必要があるというふうに考えております。

○2 番 (松村 利宏) ますますA I を使っていく可能性が高くなってくると思います。しかも、御家庭では、携帯、特にスマホ、ぽっと調べれば、もうチャットG P T の回答がすぐ出てくるということになっています。私もやっていますが、そういうのが当たり前になってくると思うので、その中で、やっぱり、本来だったら親とかいろいろに直接相談するのが機械的に見てしまうと、先ほど言ったとおり、なかなかそこは難しい、アドバイスがなかなか難しいところが出てくると思うので、その辺も含めてしっかりと、またデジタル教科書、先ほどありましたが、デジタル教科書も出てくる時代になりますので、それも含めて御検討いただければというふうに思います。

次へ行きます。

医療・介護D X は、村民が元気に生活できる体制を確立することが必要である。総務省によれば、2024 年度、全国に 844 ある公立病院 83.3%が赤字になった。病院経営を成り立たせるだけの患者数の確保が難しい。高齢者は年齢が上がるにつれて救急搬送が増えるが、手術を要する入院は減る傾向にある。医療需給のミスマッチと人員減少とが相まって起きている患者不足が赤字の原因であると言われている。

地方の医療を守るため、厚生労働省は地域ごとに医療機関が連携する新たな地域医療構想を推進している。ガイドラインの柱は医療機関機能の再編である。医療機関を次の4つに分類して機能に応じた医療提供体制に移行するとしている。

1 高度な医療を提供する急性期拠点機能、2 高齢者の救急搬送を受け入れて早期リハビリや在宅復帰を支援する高齢者地域急性期機能、3 在宅医療提供や介護施設などと連携を図る在宅医療等連携機能、4 診療科を特化した医療などを提供する専門等機能である。

急性期拠点機能は地方都市において 20 万人～30 万人で1つ確保することになっている。現在、人口減少が急激に進んでいるため、持続可能な病院経営が難しいと思われる。

在宅医療等連携機能は 85 歳以上の在宅医療強化を考えている。85 歳以上になると独り暮らしになる人が増えるため、医療や介護サービスが届いたとしても買物、掃除、洗濯などの日常生活を支援してくれる親族がいなければ生活が成り立たない。さらに訪問診療は医者不足に拍車をかける可能性が高い。

患者不足が深刻化する地域に医師が増加することは難しいと思われる。若い世代が減る中で、医師を分散したり患者宅に派遣するより患者の集住を促す施策が現実的だと思慮する。

そこで、快適に生活するためには、診療所、歯科の保持、健康相談、健康診断、初期診断、治療リハビリなど、医療の充実が重要である。

この地域を含めて、村の体制も含めて、今後の方針と施策はどのように考えていますか。

○村 長 2040 年に向けて医療、介護の複合ニーズを抱える 85 歳以上の増加、生産年齢

○ 2 番 人口の減少による人材確保の制約、地域差の格差が想定されております。

新たな地域医療構想の基本的な方向性、これによりますと、国は、限られた医療資源で増加する高齢者在宅医療需要等に対応するため、病床の機能分化、連携に加え、医療機関機能に着目して地域の実情に応じて治す医療を担う医療機関と治し支える医療を担う医療機関の役割分担を明確にし、医療機関の連携、再編、集約化を推進していくという方針だそうです。

今後はこの新構想のガイドラインを基に本格的な議論を行っていく予定になっているということでもあります。

長野県は、第8次医療計画から、医療機関の役割分担と連携の議論のさらなる推進を図るため、独自の取組としてグランドデザインを策定しまして、病床機能だけでなく、病院機能にも着目した年組を指針するとしております。

特に在宅医療体制については、地域型病院を中心に連携体制強化を図り、ICTを活用した患者情報等の共有を進めていく、こういう方針のようであります。

それで、村の在宅診療体制ですとか健康の保持増進、リハビリも含めた在宅医療体制につきましては、令和6年4月に訪問看護ステーションが新たに開業したことによりまして、村内の医療従事者数、特に看護師数が増加し、また保健師数も増加しております。

医師、歯科医師の人材確保、診療体制につきましては、まだまだ課題があると考えておりますので、医師の方々とも共通認識を深めて、人材確保などを検討してまいりたいと、このように考えております。

（松村 利宏） 非常に中長期的な問題になってくるかと思えますんで、なかなか難しいところはあるかと思うんですけれども、村の中の体制は現状をしっかりと維持していただければ非常にいいかなと思っていますんで、その方向でしっかりとやっていただければと思います。

次へ行きます。

村は高齢者が多いため、日頃から担当医による診断により健康状態を維持することが必要である。担当医は患者のよき相談相手となり、患者は体調に変化があればすぐに相談し、支持を仰ぎ、病院で入院治療となっても、退院後は担当医が患者の体調管理を引き継ぐなど、治す医療のみではなく支える医療の重要性が増すと思われる。

医療現場は人材不足が深刻である。デジタル技術を積極的に活用して限られた人員の最適化を図り、質の高いサービスにつなげていくことが必要だと思慮するが、どうか。

戦前、子どもの死亡率が高かったのは医療費を出せない家庭が子どもを医者に診せることができなかったからである。

現在、日本は子どもから高齢者まで世界に冠たる医療体制を保持している。しかしながら、激増する社会保障費に苦しむ状況が生起しており、医療費が高齢者支援と考えられ、国民に不平不満が生まれつつある。

○保健福祉課長 高齢者が病気になると大量の薬を処方され、毎日飲んでいるのが副作用は大丈夫なのか、医療費が増大しているけれどもその薬について国は本当に考えているのかということが非常に疑問であるわけであります。

国は若者の医療費を軽減するため70歳以上の診療費を1割から3割に増やすことを検討しています。村長の見解をお伺いしたいと思います。

それでは、前半のデジタル技術を積極的に活用しという部分について私のほうからお答えいたします。

医療及び介護現場では既に人材不足が起こっておりまして、将来にわたって必要な医療、介護のサービス提供体制を維持していく上で大きな課題となっております。

デジタル技術の活用は、業務負担の軽減と業務の効率化を実現し、それによって生み出された時間を医療従事者等が直接的なケアに充てるとともに、サービスの質の向上につなげることが重要であると認識しています。

村としては、ICT等を活用した情報共有の円滑化、健康モニタリングなど、活用できる業務等について今後情報収集を行いまして、住民の皆様が安心して暮らせるためのサービスを検討してまいります。

○村 長 70歳以上の医療費を1割から3割に増やすということについての見解をということでございますので、ちょっと考え方を申し上げたいと思っております。

国民皆保険制度、これが開始した当時とは今人口構造が大きく変わっております。以前と同じ仕組みでは支えきれないという事態になっていることも事実だというふうに思っております。

そういう中で、70歳以上の窓口負担割合が検討されておりますし、後期高齢者の医療費が年々増加している、そして2040年には85歳以上の人口がピークを迎えるということから、さらに医療費は増大していくだろうということは、人口構成、日本の場合には必至だというふうに思います。

それで、現在の日本の財政状況、こういったことを考えますと、医師を含めた医療従事者の確保の問題、このこともありますし、現在の医療制度——国民皆保険制度を子どもたちや若い世代に残していかなければならないという前提に立つならば、やはり施策の転換、これも必要かなというふうに考えるところであります。

それで、70歳以上の窓口負担増はその一つということも考えられるというのが私の言い方でございます。

何といいますか、私も70歳を超えております。そういう意味では、窓口負担も、そのものをやはり負担しなければいけないときに入りつつあるなというふうに思いますし、今国が検討しております75歳以上の後期高齢の皆様の窓口負担の割合を1割から2割に、あるいは現役世代といわれるような年収のある方は引き続き3割負担というような議論がされておりますけれども、これもやむを得ない時代になってきたかなというのが考え方の一つであります。

ただ、加齢とともに体の機能がやっばり衰えます。私も膝が痛くてしょうがなく、今のところ何とか動いておりますけれども、体重を減らせとか言われておりますので、そういう努力もしにゃいかん。いかんことは事実ですけど、私の友達にも実はがんにかかってしまった者が2人おります。1人は通院して放射線治療を受けながらやっております。

こういったところ、高度医療をどうしても必要とする方も増えてくる、これも当然なことだというふうに思いますので、結局何が言いたいかって言うと、例えば、今、高額療養費も順次引き上げるといようなことが決まっておりますけれども、こういった負担の引上げは、やはり慎重に行うべきだなというふうに思います。

一般的な意味での診療の負担はさることながら、高度な医療といいますか、難しい医療につながるものは、やはりこれは、皆保険制度のみんなが支えるということがありますので、そういう部分では制度はきちっと守っていくべきではないかなというふうに考えております。

それで、私の立場から国の制度、施策そのものを変えることっていうことは非常に難しいわけでありますけれども、村の取組としましては、乳幼児期から高齢期まで、全ての年代の方に対する予防活動に継続して取り組み、安心して暮らせる村づくりを進めていく、こういうことで考えております。

○2 番 (松村 利宏) あくまでも、病気になられた方には大した、今、村長の答弁ありましたとおり、そこはしっかりと見てやる必要があると思いますんで、健康な方、それから、あとしっかり働ける方というところの前提がつくんだろうと私は思いますんで、そういう観点で、健康でしっかりと働くということが高齢者にとっても必要な時代に入ったんだなということを感じております。

次へ行きます。

健康維持を図るための施策として趣味の保持・実施、それから筋力の維持・向上、気軽に集まることができる場所の保持などが考えられるが、どうか。

急激に進む高齢化社会の中で、現存の介護予防施策に対して参加者が減少傾向にあると思慮するが、実情はどうか。

令和6年度、宮田村から始まった歌、音楽、映像を使った音楽レクリエーション指導者の育成が急務であり、公民館事業、高齢者事業、社会福祉協議会、民生委員、施設職員、地域ボランティア、自治会など、多くの関係者にとって今後の介護予防教室の対策として貴重な体験になる。

健康で生活することが重要である。新しい介護予防音楽レクリエーションの地域リーダーとして活躍できる人材を育成することを提案します。

○保健福祉課長 村では健康保持を図るため一般介護予防事業の健康体操教室を行っています。地区集会所など身近な場所で気軽に集まることができまして、参加者と交流を図りながら筋力の維持向上のための場として10年以上継続している事業です。

当初は村内1か所で開催し、参加実人数は70人前後で推移していました。コロ

ナ禍をきっかけに大勢での開催が難しくなり、令和2年度から地区13か所での分散開催に変更、これにより参加実人数は145人まで増加しましたが、参加者は徐々に減少傾向にあります。

村外にスポーツジムなどが開設され選択肢が増えたことも要因と見ておりますが、仕事などにより地区での開催日に参加できない、地区未加入なので地区集会所には参加しにくいなどの声がありまして、令和7年度からサウンドホールを追加したところ、この会場だけで参加実人数は現在38人で、村内全てを合わせますと9か所の会場で約100人の方が主体的に参加しています。

今後仕事を続ける高齢者はさらに増えることが見込まれ、仕事や家庭で役割を継続的に担うことは、その方の活動量を保ち、他者と関わりを持つ期間も延長されまして、結果的に介護予防につながると考えます。

また、スマホなどの普及によって情報の取得が容易になり、以前に比べて健康増進や介護予防の取組も個人の多様な価値観や生活に応じた自由な選択ができるようになってきています。

音楽レクリエーションにつきましては、中川村には公民館による生涯学習や住民の主体的な活動である各種団体が数多くありまして、文科系、体育系と、選択肢は多数存在します。

公民館では自発的な学習団体の育成を図る取組も行われておりますので、こうした場で音楽レクリエーションの活用がされることで、おおむね65歳以上を対象とする介護予防事業とは違い、幅広い年代の方が参加する公民館活動として音楽レクリエーションの普及が図られることを期待します。

私もDVDを見せていただきましたが、中川村の御当地ソングとして作成されておりますので、健康づくりのほかに観光PRとしてもいろいろなところで活用できるよう貸し出し、その中から自然とインストラクターができていくことが理想であると思います。

○2 番 (松村 利宏) 音楽レクリエーションのほうは、またしっかりと、私も個人的にはしっかりと学んでいきたいというふうに思っておりますんで、よろしく願いします。

時間があれですが次へ参ります。

健康維持を図るための施策としては、村は、2024年2月、一般社団法人まるとデジタルで全国各地の8市町村と円環的連携に関する包括協定を結んだ。広域的連携、専門的技術を生かし、地域課題の解決、持続可能な村づくりに取り組むためにいいことだと思慮する。

日本の介護崩壊が目前であり、現役世代は仕事と介護の両立を迫られている。国は介護人材として海外の技能実習生や特定技能拡大を図ろうとしているが、非常に難しい現状です。

また、介護報酬引上げ、給与水準を上げ人材を確保したいが、国民負担率は過去最高となっている。

	大手の介護事業者は、フィジカルA I の介護ロボットを導入し、介護周辺事業、洗濯や下膳や備品補充を行い、介護スタッフは人にしかできない人のケアに専念することを考えている。 医療・介護D Xに関して参考となる事項、また今後の施策が何かあれば教えてもらいたいと思います。
○地域政策課長	御質問の中にもありましたとおり、2024 年 2 月に一般社団法人まるとデジタルと円環的連携に関する包括協定を締結しまして、全国各地の市町村と広域的な連携を進めております。まるとデジタルへの参画によりまして他地域でのD Xの取組について貴重な情報共有ができるようになっております。 特に参考になるのは小規模自治体の事例紹介であります。大きな自治体の取組はインターネット等で見つけやすいという部分もありますけれども、小規模自治体の具体的な取組はなかなか探しづらいのが実情であります。 今後は医療や介護分野での関係職員もまるとデジタルの会議等への参加を検討しまして、医療・介護D Xに関する情報を継続的に収集してまいりたいと考えております。 また、村内の民間の医療・介護事業者へのヒアリングでクラウドサービスを活用した職員同士の情報共有やA I 活用による事務処理の省力化に取り組んでいることも分かってきております。これらの事例が地域の他の事業者にも共有されることで業務の省力化による人手不足対策につながることを期待されます。 村は派遣人材や外部ネットワークを活用して民間事業者の先進的な事例を収集しまして、地域の医療・介護事業者と情報を共有することで地域の担い手不足対策に貢献していきたいと考えております。
○ 2 番	(松村 利宏) しっかりと連携を取ってやっていただければというふうに思います。 最後、ちょっと時間が少ないですが、地域交通・インフラ・物流D Xは利便性の向上を図ることが求められる。 地域交通は医療機関、買物、公共施設、J Rなどへのアクセスを重視することが求められる。 リニア開通まで 10 年の猶予がある。中川村は伊南、中部伊那と連携して広域経済、2 次交通を展開することにより持続可能な地域にすることが可能で、長野県駅まで 30 分以内にあり、発展の可能性がある。 村主体の交通手段は利用者の負担額を増やすことやコンパクトな村づくりの推進を含めて、今後の見通しについてお聞きします。
○地域政策課長	地域交通・インフラ・物流D Xについてですが、地域交通は医療機関、買物、公共施設、J Rなどへのアクセスを重視することが求められております。 村は村公共交通の維持、利用者の負担額の適正化と利便性の向上を検討しておりまして、村の公共交通会議では、地域交通である巡回バスやチョイソコなかかわの利用料の見直しについて、来年度からの改定を目指し、現在検討していると

		ころでございます。 地域交通につきましては、自動運転の先進事例が塩尻にありますが、こちらの情報収集を進め、当村の地域交通体系に活用ができるかどうかも研究してまいりたいと考えております。 コンパクトな村づくりの推進も地域交通の利便性向上と密接に関連しております。人口規模に応じたコンパクトな村づくりを実現することで、村内拠点と周辺地区を結ぶ持続可能な交通ネットワークの構築が可能になると考えております。 また、物流ＤＸとしては、ドローンの活用も一つ的手段と考えられます。地元のドローン事業者や大学での研究事例をヒアリングした際にはドローンによる遠隔地への配達の実例も聞いておりますが、こういった手段により交通インフラが不十分な地域への物流の課題が解決される可能性もありますが、まだまだ実用レベルではないため、今後情報収集等を進めてまいりたいと。 当村では、医療・介護ＤＸと地域交通・インフラ・物流ＤＸを一体的に推進し、ドローンや自動運転など新しい技術の情報収集も行いながら、村民が元気に生活できる体制と利便性の高い地域公共交通体系の確立に向けて今後も取り組んでいきたいと考えております。	
○2	番	（松村 利宏） 以上で終わります。	
○議	長	これで松村利宏議員の一般質問を終わります。 ここで暫時休憩とします。再開は午後3時10分とします。 [午後2時51分 休憩] [午後3時09分 再開]	
○議	長	会議を再開します。 休憩前に引き続き一般質問を行います。 6番 山崎啓造議員。	
○6	番	（山崎 啓造） 昭和100年、今年は101年目です。昭和は遠くなりにつけり、このフレーズは去年も使いました。中村草田男が詠んだ「降る雪や明治は遠くなりにつけり」。草田男は、冬、両手を見ながら、明治という時代が遠くなってしまっ	
		少し寂しさを覚えた、そんな心境を詠んだのでしょうか。だとすれば、昭和生まれの後期高齢者である自分にも相通じるものがありように感じます。 生まれてこの方80年、目まぐるしく変化する時代に直面して、昭和と現代社会のギャップの波に飲み込まれそうになり、置いていかれまいともがきながら、やせ馬にむち打ちながら必死に日々を送る今の自分がおります。 昭和から令和に至るまでの社会の変化や教育の変遷がどのようなものであったか、そのあたりをひもときながら質問してみたいと思います。 昭和から現代に至る知識も見聞も持ち合わせていませんので、文明の利器のお世話になりながら行います。 昭和の始まりから終戦まで、社会も教育も個人の可能性というより社会に適応させる力を優先し、規律、統率、同歩調が前面に出る局面が多く、当時の学校	

では朝礼や一斉行動が強く求められ、同じようにできることが評価され、先生の指示が正解であるという空気の時代であったとの記述がありました。

自分は終戦の年に生まれていますが、中学時代まで同様の学校生活が色濃かったと思います。

1947 年、学制改革が行われ、全ての子どもたちに平等な教育を提供することをモットーに、1951 年、新学区制が導入され、義務教育 9 年間が全ての子どもたちに義務づけられた。

民主社会をつくる人を育てる学校へという見出しで教育の目的が個人の尊厳、民主制へと移行し、社会科が新設され、学級会、児童会、生徒会など、話し合いが教育の場に入りやすくなり、生活の急変とともに民主主義が理念として学校に入ってきた。

自分はこの翌年小学校に入学しましたが、服装もまちまちで、学生服ではなく、着物の子どもも何人かいました。田舎ではまだまだ生活の急変には程遠い時代でありました。

当時は黒電話が当たり前で、ジリジリリンの呼出し音、今ではスマホ、バイブレーターや様々な着信音が主流。

テレビのチャンネルはリモコンなし、ギャチャガチャガチャっと手で回す、家族全員で番組を共有。

道端で立ち話をするおばちゃん、世話好きな近所の人々が日常的に存在し、近所付き合いが濃く、人情や偶然の出会いが普通にあり、近所は家族同然だった。今は、特に都市部においては隣人との接点が薄くなり、個人の自由度が増し、孤独感も見えにくくなっているのかもしれない。

駄菓子屋、十円玉をもらって握りしめ出かけたお祭りの屋台、これらも重要な体験の場でした。現代社会は、コンビニ、ネット通販、スマホや動画配信が主流です。

給食の脱脂粉乳やコッペパン、お世辞にもおいしいとは言えない代物でしたが、完食したものです。空腹が日常茶飯事の時代でしたので、うなずけるわけです。

遊びにしても、ゲーム機なんかありませんから、お宮の境内で三角ベース、ゴムのボール等がなくて、布でできたボールが 5 円くらいでしたでしょうか、購入して遊んだ記憶があります。

昭和という時代は歴史の一部になりつつあるのかもしれない。若い人たちにしてみれば昭和はおじいちゃんおばあちゃんの時代かもしれない。ですが、そこには人と人とのつながり、不便の中にある工夫、我慢するという美德、ゆっくと流れる時間、そんなものがあったように思います。

時代は変わったんだよと笑わずに、耳を傾けていただけるとありがたい限ります。年寄りはそのことがうれしいんです。

ここまでいろいろ言いましたが、村長、副村長、教育長、お三方におかれましては、自分とそんなに年齢差があるわけではないと思いますので、うなずいてい

ただける部分もあると思いますが、どうでしょう。いやいや、自分はそんな年寄りと一緒にされちゃ困るよということであれば、俺はもっと若いんだってということであるならば、失礼しました、お許しいただきたいと思います。

自分の小中高時代、経験した人間だけが味わえる懐かしい話をさせていただきました。

その後の社会情勢や教育現場はどのように流れてきたのか、もう少し探してみたいと思います。

1970 年代後半から、自分な子育ての真ただ中だったと思います。学習量や受験戦争による子どもの疲弊が課題として意識されるようになり、人間性、ゆとり、個性がキーワードになった。

結果、詰め込み教育が問題視され、2002 年にゆとり教育が導入された。単なる学習内容の軽減ではなく、教育の目的を再定義する試みであったようです。自主性、創造性を重視したが、学力低下も懸念された。教育現場では試行錯誤の連続だったようです。現場では大変な御苦労があったと推測できます。

一方、社会においては、価値観が多様化し、学歴競争への賛否が拡大し、速さだけで走る社会に違和感が出始めたということです。この頃から多様な価値観という言葉が出始めています。

その後、中等教育改革が行われ、カリキュラムの見直しがされ、学生の基礎学力の向上とともに個別指導の充実が求められるようになり、地域学習、職場体験など調べる学習が拡大し、生活を覚える以外に活動時間が時間割に入ってきた。

一方、社会ではインターネットが急速に普及し、情報は探せば出てくる、生活の中にデジタルが入り込むと同時に学力低下論も強まった。

その後、2008 年から 2017 年頃ですが、学力を知識量だけではなく思考、判断、表現へ広げる流れに変わり、活用型の問題、記述、説明活動が増え、なぜそういえるのかが教科の中心に入り始めた。

我々の時代は何でもかんでも教科書の内容を吸収、暗記すれば事が足りましたが、知識量だけではないという現代、学生諸君は大変だろうと推測します。

一方、社会においてはグローバル化が地球規模で進み、個への流動化が起こり、思えた知識より使える力が重要視される、これが日常的。

平成の終わりから現在、主体的、対話的で深い学び、デジタル基礎を基に、多様性の包摂、単なる個性や特性を持つ人を排除せず、誰もが参画できる環境を整え、それぞれの違いを生かして共生する、それを教育の現場で生かせるように学校が教育の設計屋さんになる。

それぞれの自治体では環境が様々違うわけですから、授業の内容や指導方法をそれぞれの特性に応じて工夫し環境を整えよということのようです。

こんなことが次期学習指導要領の改訂で明記されるようです。

学校が教育の設計屋さん、時代は大きく変化し、現場に対応する先生方の御苦労はますます大変になるのではと思います。

一方、SNS、生成AI、情報があふれかえる時代になり、正しさが見極めにくくなり、対話の難しさが増し、不確実性が常態化する。社会環境やビジネス環境の複雑性が増大する中で、想定外のことが起こったり、将来の予測が困難だったりする。これに対応、適応することのできない昭和生まれの後期高齢者である自分は生きていけなくなるのかなと心配するところでもあります。

大変な時代に直面しています。100年を振り返ってみて、自分なりにまとめてみました。

この100年で、生活スタイルは、昭和、家族や地域の絆が重要視された、平成に入って情報の普及により個人の自由や多様性が重視された、令和、デジタル化やグローバル化、SNSの影響で個人の納得感が重視される、そんな傾向になったということのようです。

価値観においてはどうか。昭和、我慢が美德、平成、判定よりも自由や自分らしさが重視される、令和、多様性や環境問題への意識の高まり。

教育問題においてはどうか。昭和、厳格な教育、平成、ICTを活用した柔軟な教育、令和、個性尊重が重視される。

それで、働き方においては、昭和は終身雇用、平成、フリーランスが増加、成果主義、令和、柔軟な働き方が求められる。

このようにまとめてみました。

ちょっと前置きが長くなりましたが、質問です。

社会においても教育においても100年間で大きな変化がありました。

村長は行政の職員から首長へ、教育長は教育現場から教育の頭脳である立場、と同時に方針を具体的に実行する現場の管理者へと就任しています。

変化の真ただ中にある今、それぞれの立場における受け止め方と今後の方向性はいかななものでしょうか、お尋ねをするものであります。

80年ですか、という歳月をかけて時代を見てこられた、体験してこられたという議員の言葉には、教科書ですとかインターネットのデータにはない、生きてきた重み、このようなものを感じます。

昭和から現代へ社会が大きくさま変わりする中で、私たちが時に置き忘れてしまった人とのつながりですとかぬくもり、こういったものの大切さを改めて考えさせられたところでもあります。

まず、この変化の時代をどう受け止めているかということでもありますけれども、正直に申し上げますと、今のデジタル社会のスピードに私自身もついていけません。と簡単に言っちゃいけないんですけど、非常に苦労しています。

どれほど時代が進化しても、村づくりの根幹っていうことは変わることがないだろうというふうに思っております。それは、やはり人であり、人が中心に動いていく、顔の見える関係、これがないと村づくりはできないだろうというふうに思っております。

昭和の時代は近所の方々が家族のように支え合っていたということですけど、

私も思い起こしますと、やはり群れて遊ぶというか、年の上の人たちが結構いて、こういう人たちに連れられて遊ぶと、それで大人に叱られると、近所のおやじに怒られると、それで、このくそおやじ——言葉はいけませんけれども、こういうことが結構経験できたわけでもありますけれども、今の子どもはそういうことが経験できない、これは非常に不幸なことだなと、ある面、思っております。

それで、そういう意味で、顔の見える関係、こういったものが必要だろうなと思っております。

昭和の時代は近所の方々が家族のように支え合ってきたということでありまして、これからの時代も住民同士の結びつきこそ最大のセーフティネットだろうなというふうに考えております。

それで、デジタルという利器でありますけれども、あくまで手段であるかなというふうに考えておりますし、私たちが目指していくのは、新しい技術を活用しながら、結果として誰もが孤独を感じることもない、誰一人として取り残されることもないということがよく言われますが、やはりこれには、温かい村、こういう共通したものが流れていないと駄目だろうと思いますし、これを維持していくことだというふうに考えております。

次に教育についてでありますけれども、議員は学校が教育の設計屋さんになるというふうにおっしゃいました。ある面、時代の本質を突いているのかなというような感じがしております。

これからの子どもたちは、変化の非常に激しい、先が見通せない社会を生きていかなければなりません。

私たちは、どっちかっていうと、横に同じ世代がたくさんいたんで、何か、多少違ってどこか安心感のある中で進んできたような気がします。

これからの子どもたちは、本当に、数も少なくなってますし、自由にどういうふうでも生きられるっていうことは変わらないかもしれませんが、非常に、そういう意味で、こういうふうに生きてきたというモデルがなかなかない、こういう意味では大変かなというふうに思っております。

だからこそ、学校は単に知識を詰め込む場所ではなくて、地域という大きな学びの中で、できれば失敗を恐れずに対話し、自分なりの納得解を見つける場所であればならないだろうというふうに思います。

多様性のある社会って最近よく言われますよね。自然界でもそうらしいんですけど、やっぱりいろんな種が残っていくには、多様な環境、多様性のものを維持できる環境がないとやはりいろんな種は残っていけないということがあるようでもありますので、やっぱり、こういう意味で、人間を種に例えるのはちょっと失礼だと思いますけれども、こんな学校になっていけばいいのかなという気がしております。

村は、先生方が子どもたち一人一人とゆっくり向き合えるような環境づくりに取り組んでまいりたいと、取り組んでいきたいというふうに思っております。

○教 育 長 議員の御説明、昭和生まれの前期高齢者の私もいろいろと思い起こしながらお聞きをさせていただきました。

非常に壮大な問いをいただいたというふうに感じております。

これまでの世の中の動きは議員からもるるお話、御説明がございましたので、私として繰り返すことはございませんけれども、時代とともに変化するのは当たり前のことだとはいえ、急激に変わろうとしているこの時代、またそのために予測が極めて困難になっているこの時代において、教育が果たすべき役割というものは非常に大きいというふうに思っております。

しかしながら、こういう時代であるからこそ、教育はこうあるべきと簡単には語れないというのが私の本音でございます。

議員の御説明の中に速だけで走る社会という言葉がございましたが、経済成長や便利さを求める社会の動きはますます速さを増しており、もはや歯止めが利かない状態になっているというふうに私は感じております。

以前「人新世の「資本論」」という本を上梓された東京大学准教授の齊藤幸平氏は、この本の中で先進国においては脱成長型の社会に転換すべきという論を展開されていたのが印象的だったんですが、もはや誰も止めることができないんだろうなというふうに思っていました。

それに加えて、世界的な紛争であるとか覇権主義などにより、世界全体に不安が広がっている時代になっております。大人は、そうした中で、忙しさ、あるいは不安というものの中にあるかなというふうに思っておりますし、それは子どもの在り方にも大きく影響しているだろうというふうに理解をしております。

では、改めて、これからの教育はどうあったらよいか。

やはりここでも、冒頭申し上げたとおり、これからの教育はこうあるべきと語るのはなかなか難しいと言わざるを得ません。

だからこそ、教育委員会で今取り組んでいる新たな学校づくりプロジェクトでは、これからの村の教育の在り方、それを、これまでの先行事例や専門家に学びながら、当事者である子どもたち、保護者の皆さん、村民の皆さん、教職員の皆さんなど、関わる皆さんと共に考え、意見交換する場を設けてまいりました。

また、それをまとめた結果を私たちの答えとして学びの基本計画にまとめたということでございます。

それまでには議会の皆様とも何度となく勉強会をいたしまして意見交換をさせていただき、貴重な意見もいただいております。

これからは、その一つの答えを私たちは信じて、皆さんと実現に向けて取り組んでいく段階に入るというふうに思っております。

また、これからの時代はこうしたプロセスを踏むことが必要だというふうに私は考えております。

不易流行という言葉がありまして、教育の世界でもよく使われますけれども、これは、いつまでも変わらない本質、これが不易、を大切にしながら、時代の変

化に合わせた新しいもの――流行を取り入れていくという意味で、これは江戸時代の俳人松尾芭蕉が唱えた俳諧の理念であるということなのですが、不易と流行は別のものではなくて、根底では一つにつながっているということだそうです。

ちなみに、私にとっての不易なものは何かと申しますと、それは1点、教育としての私の不易は心を育てるっていうことであります。それだけお答えさせていただいて、この質問の答えとさせていただきます。

○ 6 番 (山崎 啓造) 何か年が大分離れていてひんしゅくを買うかなと思いましたが、何かうれしくなりました。

村長は、どれほど時代が進化しても村づくりの根幹は変わらない、それはやはり人であり、顔の見える関係、住民同士の結びつき、誰もが孤独を感じることはない温かい村を維持することだとの答えをいただきました。

また、教育長は、これからの教育はこうあるべきと語るのは難しいが、子どもたち、保護者の皆さん、村民の皆さん、教職員の皆さんなど、関わる皆さんと共に考えて意見交換し、学びの基本計画実現に向けて取り組んでいくとのお答えをいただきました。

そして、教育長から示された不易流行、変わらない本質を大切にしつつ、時代の変化に応じて形や方法を柔軟に変える、村長は人であり顔の見える関係、教育長は心を育てること、このように申されました。重い言葉だなと思って聞かせていただいたところであります。

二方の村を思い子どもたちを思う深い考え方に触れ、この村の将来、未来、子どもたちの将来、未来、この2人に託してよかったなど改めて感じた次第であります。多分、今日この放送を見ていて村民の皆さんも同じように思われたんじゃないかなと感じたところであります。

続きまして2問目です。

子ども・子育て支援、今後をどう描くか、この質問は令和6年9月定例会でも触れさせていただき、山崎史郎氏の講演内容を検証しながら村長とやり取りさせていただいております。

後期高齢者のエゴイスティックがなせる発言で恐縮ですが、自分が子育てをした時代を思い起こしてみますと、第3子誕生で5000円が支給されました。もっと充実してほしいという発想にも至らなかったと思います。それなりの方策を夫婦で考え、頑張った記憶があります。不便の中の工夫、我慢が美德、これが昭和人間の価値観です。

先ほども触れましたが、1970年代後半、個人の自由や自分らしさが尊重され、価値観の多様化が言われ、様々な生き方や個性を認め合うという新しい考え方が生まれてきたことは大変結構なことです。

ただ、自分勝手な人格が幅を利かせないか、生きていく上で一番重要な集団に合わせるという概念が置き去りになりはしないか、勘違いして言いたい放題やりたい放題がまかり通って社会がばらばらになってしまわないか心配する後期高齢

者でございます。

ただ、世界には言いたい放題やりたい放題のトップも目立ちます。これをいさめるための国際機関も機能しない世界情勢も心配であります。

本題に戻ります。

2015年に施行された子ども・子育て支援法、少子化対策の一環として全ての世代、全ての人が子育てを支える社会をつくる、高齢者、企業、独身者も含め、社会全体で負担を分かち合うという考え方が根底にあります。

施行後、丸11年が経過し、成果が全く見えてきません。

子どもの人口は45年間で減少し、10年連続で最少を更新という報道がありました。

地方で著しい人口減少対策への手だてとしての地方創生では、国が自治体に出産・子育て支援、移住促進といった人口増加策を打ち出しましたが、効果なしが現実です。

そもそも、移住促進については、人口の異動を促進してみても人口増には全く関係ありませんし、人の取り合いをしてみても何の解決にもなりません。

社会全体で負担を分かち合う子ども・子育て支援、見直しの必要がありはしないか、そんなように感じる次第であります。

日本の人口に占める高齢者の割合は29.3%です。高齢者の皆さんが集まって話をしている内容に必ず出てくるのが子育て支援の話です。若い衆はいいよね、いい車に乗って、いい生活をして、子育て支援は見直す必要があるんじゃないのか。自分たちが子育てをしたときのことを思い出してそういう言葉が口から出てくるのでしょうか。それはそれで理解できます。

ただ、支援が必要な皆さんに十分な支援をすることは、当然、当たり前ですし、やらなければなりません。

一方、子育て中の皆さんは、もっともっと充実を、この声が大勢のようです。

生まれ育った社会、環境の違いから、みんな同じでという価値観、違っていい、多様性を重視する価値観、そのような人が混在している現代社会です。

子ども・子育て支援、行政の立場、教育現場の立場でどのようにお考えになるか、お聞かせいただきたいと思います。

子ども・子育て支援について行政の立場からお答えしたいと思います。

価値観の多様化が進む現代におきましては、村としては、子ども・子育て支援においても、一律な支援から個々の家庭の多様なライフスタイルや価値観に寄り添う柔軟で切れ目のない包括的支援への転換、これが不可欠だろうというふうに考えております。

現代においては、共働きの御夫婦が増えまして、出産・育児休暇制度が整い、女性が働き続けられる環境ができ、また男性の育児休業が浸透するなど、社会はやはり大きく変化してきております。

それとともに、子育て支援のニーズも増加しておりまして、さらにいろんな、

○村 長

○教 育 長

多様化という言葉で表されるようになっております。村においてもこの変化は顕著です。

例えば、振り返ってみますと、村で未満児保育が始まりました。これは昭和62年、ちょうど39年前になります。当時は保育園が3園ありました。今のみなかた保育園――旧大草保育園でございます。これのみで2歳児2人からスタートしたところであります。

午後4時から6時半までお預かりする長時間保育は平成8年4月から始まりました。

2歳児から1歳児と年齢を引き上げての未満児保育は平成12年から2園で開始され、現在に至っております。

児童クラブにつきましてであります、平成14年度は13人でスタートしております。今、夏休みには小学生が80人規模で児童クラブに来ると、こういう時代になっております。核家族化、これには共働き家庭の増加が背景にあります。

子育て中の共働き夫婦にとって、子どもの病気等で急に仕事を休めない、また頼れる親族もいない状況では、病児保育がどうしても必要でありますし、保育園への送迎を必要とする世帯があり、必要なサービスは家庭によって様々でありますけれども、令和になりまして、今では当時なかったこのようなサービスが令和7年10月から――病児・病後児保育であります。村内でも対応できるようになり、これも拡充しておるところでございます。

少子高齢化ですとか核家族化が進む中で、従来の子ども・子育て支援事業計画、この枠をさらに広げ、ゼロ歳から39歳までを対象とした包括的な第1期中川村子ども・若者支援計画へと移行しております。

この計画では、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化の中で孤立感や不安感を抱える妊婦や子育て世帯、人間関係や友達関係の悩みや困難を抱える子どもたちへの支援も、それぞれに合ったアプローチが必要であるというふうにされております。

中川村で生まれた子どもが心も体も健やかに成長し、将来、社会で生きていくための力や希望を持てるような支援を村の責務としてこれからも継続してまいります。

そのためには、多様な家族に合わせた柔軟な支援制度の構築、地域全体で子育てを支えるネットワークの強化、子どもから若者まで生涯にわたる切れ目のない支援体制の整備、これが今必要であるというふうに考えております。

子ども・子育て支援について教育の立場でどう考えるかということについてのお尋ねでございます。

子ども・子育て支援と申しますと、本村のみならず、少子化に歯止めをかけることを目的に経済的支援を主な支援策として展開されるもの、そうしたことも一つのこれまでの考え方として進められてきたというふうに承知しております。

本村においても、私は手厚いと思っているんですが、手厚い支援に取り組んで

おりますが、少子化に歯止めをかけるには至っていないのが現実であるというふうに思っております。

ただ、現に子育てをしている子育て世帯には好評かなというふうに思っております。ですので、子育てを支える一助になっているということはあるかなというふうに思っております。

一方、時代の変化とともに、家庭の在り方、あるいは価値観の多様化、それぞれの家庭が抱える事情などを背景とした子育て支援、子ども支援の必要性というものはますます高くなっている時代かなというふうにも感じております。

これまで、子どもたちが安心して安定した学校生活が送れるよう、学校は、本来は学習指導などが役割だと思うんですけれども、家庭環境の変化に伴う様々な課題や生活面、精神面のケアに至るまで、子どもたちや家庭に寄り添い対応してきたというのが現状ではないかというふうに思います。

このことについては、そもそも学校というものが持っている機能に福祉的な機能、あるいは格差是正機能っていうようなことがあったんだというふうに指摘される専門家の方もおられます。

こうした学校の機能を背景とした教職員の皆さんのある意味献身的ともいうべき対応、こうしたことは一般的に見まして増える一方にあると思っておりますし、そのことが今日の学校の負担を大きくしている一因であるというふうにも思っております。

そうした点から考えても、こうした時代の中で、子育てということについて、この時点で親は何をなすべきなのか、また地域は何をなすべきなのか、そして学校は何をなすべきなのか、それぞれの立場で改めて見詰め直して、その上で共にどう取り組んでいくべきかということを考えなければいけないときを迎えているのではないかと感じております。

先ほど新たな学校づくりプロジェクトのお話もさせていただきましたけれども、それを進める仕組みとして今考えているのが、そこでも提案されている国型のコミュニティースクール、こうしたものを導入すること、そして子育てを改めてオール中川でという姿、そうしたものを目指していきたいと思うわけです。

こうしたことには時間はかかるかもしれませんが、こうした時代ですので、逆に。ですが、時間はかかるかもしれませんが、やはり目指していきたいというふうには思っているところであります。

（山崎 啓造） 行政サイドにおきまして、教育現場におきまして、価値観の多様化が進む現代社会、国の重要政策である子ども・子育て支援、しっかり活用し、村においては十二分に対応いただいております。

行政は個々の家庭の多様なライフスタイルや価値観に寄り添い、教育現場では学習指導などの役割のみならず、親は何をすべきか、地域は何をすべきか、地域全体で子育てを考えるネットワークの強化であり、子育てオール中川でいくと、行政及び教育現場での認識の共有がはっきりと見て取れ、安心した次第でありま

す。

多様な価値観という文言が近年やたらと幅を利かせています。多様な価値観を共有する、それはそれで否定しませんが、このことで常識という言葉の存在が薄れてきたのではないか、そんなふうに感じるのは自分だけでしょうか。

常識は自分が生きてきた過程での経験や出来事によりできてくるものです。つまり、その人その人の立場によって異なるものかもしれません。お互いの価値観や違いを尊重し、認め合いながら、その違いをうまく生かす、理屈では分かっていながらなかなかできない時代遅れの昭和生まれがここにあります。

次です。

昨年 11 月、新聞記事に不登校 41 万人超、過去最多を更新、いじめも最多、文科省 23 年度調査の記事が掲載されていました。全国の小中学校では 2023 年度に不登校だった児童生徒が前年度比 4 万 7,000 人増の 34 万 7,000 人、高校も 6 万 8,770 人で過去最多、小中高合わせて 41 万 5,552 人だそうです。

県教育委員会は、2023 年度中に 30 日以上欠席した不登校の児童生徒について、小中学校が前年度比 23.1%増の 7,060 人で、過去最多を更新したということでありました。

県教委心の支援課は、増加の背景について、学校外での学びが社会的に広く求められるようになり、無理に通学する児童生徒が減ったと指摘しております。新型コロナウイルスによる休校が続いたことや I C T 機器が浸透して自宅学習ができるようになったことなども抵抗感の低下につながったと見られるということを言っております。

学校生活にやる気が出ないとの相談が小中高とも最多で、小学生 24.3%、中学生 26.5%、高校生では不安、憂鬱の相談が 32.4%で最多、県内においても不登校は増え続け、特に近年では倍増したということでもあります。

2017 年施行の教育機会均等法改正に伴い不登校の子どもたちが学校外の活動、学習生活を選びやすくなり、学校にも戻ることを前提としない意識が広がりつつあるとの見解を示しているそうです。

外国籍の子どもや発達の特徴がある児童生徒が増え、一律の授業内容では対応し切れないという声も学校現場から上がっているようです。

学校が魅力のある場所かを問い直すことが求められており、その上で多様な子どもを受け入れられる存在にならないといけないと県の武田教育長は発言していました。

次にいじめについてですが、県教育委員会は 2023 年度中に県内で認知したいじめ件数を発表したとありました。前年度比 464 件増の 1 万 67 件、いじめによって身体的な被害や長期欠席等が生じる重大事態は前年から倍増の 6 件が 5 校で発生ということでもあります。

いじめの問題はニュースでもたびたび取り上げられますが、対応が遅かった、認識が甘かった、子どもの小さなサインを見落としたというような見解が示され

ます。いじめがなくなること期待をしたいと思います。

以上、不登校といじめについて述べました。

このように急激な変化が進む現代社会において、本村での不登校、いじめの状況はいかななものでしょう。これは皆無に等しいという認識でよろしいでしょうか。

不登校、いじめについてのお尋ねでございます。

教育委員会でも実態調査を学校に向けて行っておりますけれども、その結果については、現在公表はしておりません。皆無ではないということはまずお伝えしておきたいというふうに思っております。

不登校の定義につきましては、もう御承知だとは思いますが、改めて確認させていただきますと、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち病気や経済的な理由によるものを除いたものと文部科学省のほうで定義を示しております。

30 日以上欠席すると不登校ということでカウントされるということになります。

私も教員として長く不登校というものについて向き合ってきたわけですが、以前と比べると、その状態像や至った要因等は、まさに多様化しているというふうに思っております。

毎年、国のほうでは数字を出して増えた増えたというふうにも言われるわけですが、数字を示すことが必ずしも実際に伝えていないのではないかという認識を持っております。

また、現在は文部科学省も登校という結果のみを目標としないとの方針を示しております、教育委員会といたしましても同様の方針を持って今は取り組んでいるところでございます。

不登校というものは問題行動ではなく、一人一人に今必要な在り方、そう受け止めて、そうした子どもたちと向き合っていく、そのことが今まさに重要ではないかというふうに思っているところでございます。

実際に各校に 30 日以上欠席した児童生徒はおりますし、学校以外を居場所としているお子さんもいらっしゃいます。

学校だけではなく、保護者の皆さんや専門機関、地域の皆さんとも連携、協働して、一人一人に必要な在り方、そうしたものを実現していくための支援を行うよう努めているところでございます。

例えば、現在、教育委員会では、学校と学校以外の居場所との連携、協働にも取組を進めておりまして、例えば指導要録上の出席扱いについてのガイドラインの策定であったり、フリースクール、フリースペース等を利用した場合の利用料等補助制度の創設、あるいは居場所ネットワーク会議というものを開催いたしまして、その皆さんとのネットワークづくりや、先頃では居場所マップの作成など

にも取り組んでいるところでございます。

また、そもそも学校はどうするのかっていうところについては、先ほど来申し上げている学びの基本計画としてまとめておりまして、そこでもごちゃ混ぜの学びというものを一つ出しておるわけですが、いろんな子どもたちの在り方に対して対応できるような学校の姿、そんなものの実現を目指していきたいかなというふうに思っております。

また、いじめにつきましては、文部科学省のほうでは当該児童生徒が一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じている者と定義しております。

また、昨今はインターネットを通じて行われるということもありますので、それも含むというふうに定義されております。

これも児童生徒、保護者の皆様へのアンケート調査を行っているわけですが、昨今は学校が小さなトラブルも見逃すことなく、いじめにつながる可能性も考えて認知し、積極的に対応することが全国的な方針になっておりますので、最近は認知件数が増えているということが言われております。

本村もそうした方針で進めておりますので、結果として何件か上がってくるケースはございますが、調べてみますと、いわゆるいじめには該当しない例もござい

ます。また、学校においては、そうした確認をした人間関係の面でありますとか、そういうものについては全て対応しているというふうに承知しておりますので、いじめについての対応はなされているかなというふうに感じております。

先ほども申し上げたとおり、学校だけで取り組むということではなくて、地域の皆様、保護者の皆様とも協力しながら、学校の中に多様な人間が生まれる、そんなこれからの学校の在り方も考えていきたいと思っておりますので、先ほど来言っている、これも学びの基本計画にうたってございますけれども、そういったところでまた子どもたちを支えていければというふうに思っております。

○ 6 番 (山崎 啓造) 基本的には全て確認して対応できているということでありました。

何の知識もない経験もない素人が、ちょっとメディアの報道が気になっちゃって、愚かな質問をしました。反省しきりであります。

次です。教師の役割と教育現場の A I 活用の今後はということでお聞きします。

近年の教育現場において、先生側の思いや考え方と保護者側の思いや考え方は自分が保護者だった時代と大きくさま変わりしたと聞きます。

興味ある記事を紹介します。

「スマホトラブルは「保護者の責任」

ある公立中学校の入学式で校長が保護者に伝えた 2 つのお願い。 1 つ、本校の勤務時間は 8 時 45 分から 4 時 45 分までです。学校への連絡は時間内をお願いします。 2 つ、お子さんのスマホトラブルについては保護者の責任です。悪質だと

思われるときは遠慮なく警察に通報してください。

これに対して現場の教員からは、全国の入学式で言ってほしい、最初に管理職からくぎを刺してくれると後の指導がやりやすい、勤務時間外迄当然のように対応を求め、家庭内のスマホトラブルまで学校に処理させようとするのは行き過ぎ、家庭ですべきところを学校に投げる親が多過ぎ、共感する声が続々とネット上に投稿されたとありました。

一方で、保護者は17時頃まで働いていると思うが、連絡するのは17時以降でないと返せない人はどうしたらいいのか、夜とは言わない、せめて18時くらいまで、折り返しくらいはつないでほしい、メールでの連絡ができないのは不便、普通に働いていたら連絡が難しいなど、共働きの家庭から切実な声も上がっているとありました。

ある女性教師は、保護者向けの連絡の時間に教員が疲弊するとしわ寄せが子どもに行く、元気な教員が子どもたちとしっかり向き合える教育環境をつくり上げていくことに保護者もぜひ協力してほしい、緊急時を除いて、連絡は勤務時間内をお願いしますと言っていました。

学校教育の姿勢をしっかり示し、丁寧に説明したことで保護者から理解を得た例もあるようであります。

学校と家庭、それぞれ抱える事情は異なります。一概に答えが出る問題ではありませんが、何でも保護者の言い分をうのみにするのではなく、きちんと線引きした上で対応することがこれからの教育現場を改善していく上でのヒントになるかもしれません。

教員不足が問題視され、じっくりと子どもと向き合える環境を整え、教員の働きがいを取り戻すことが求められているのだと思います。

自分が保護者だった頃は、先生に向かって何かクレームをつけたとか、そんな記憶は全くありませんし、親の出来が悪くて申し訳ありませんと自分も謝っていたなんていうことを思い出しました。

昭和から令和に至る100年、教育の現場にも大きなうねりが押し寄せています。そこで、ある資料を基に先生方の仕事を分解してみました。

授業準備、教材作成に20%～30%の時間を要する、採点、成績処理に15～20%の時間を要する、書類報告、保護者対応に15～20%の時間を要する、授業――実際に教える時間25%、生徒との対話、相談、観察に10～15%の時間が必要だということであります。

初めの3つの授業準備、教材作成、採点、成績処理、書類報告、保護者対応に要する時間の合計が50～60%、これをA Iに任せ、残りの35～50%に当たる授業そのものと生徒と向き合う時間を先生が担う、夢のような話かもしれません。しかし、実際に紹介されている事例もあります。

時間がだんだんなくなってきましたので飛ばします。

県の教育長は、業務の削減や教員の増員は当然必要になる、引き続き国に要望

していきたい、また東京学芸大の前原健二教授は、現場の業務量は適正かの問いに、現状では過多だと言える、ドイツの学校では授業をすることが教員の役割で、事務や生徒指導は別の職員が行い、学校の滞在時間は1日5時間程度だと言っています。

教育に関しては全くの素人です。いろいろ聞いたり読んだりした中での質問をしましたが、教育現場でのA I活用の今後ということの質問をします。お願いします。

○教 育 長

学校の教職員の忙しさといったところに目を向けていただいて、様々お話をいただきました。非常にありがたく思います。

昭和生まれの前期高齢者世代だと、学校教育の中で今までかなりやり切るような仕事をしてきましたので、時間を幾らかけてもやり切るような、そういう世代でありましたから、それが今につながっているかと思うと非常に責任を感じるわけですが、今御指摘のあったように、教職員の働き方改革、そういったものが今言われて、課題として大きく取組が求められているところでございます。

教職員の働き方改革という軸で教育現場におけるA I活用の実態と今度について御質問というふうに受け止めさせていただきました。

まず教職員の働き方改革について若干触れておきたいと思います。

これまで本村においても働き方改革の一環として教職員の時間外勤務時間の縮減などについては取り組んできております。

本年度からは全ての市区町村教育委員会に業務量管理・健康確保措置実施計画というものの策定が法律で義務づけられましたので、本村においても策定しまして、ホームページにも公開しているところでございます。

そもそも教職員の働き方改革が言われるようになったのは、教員志望者の減少とそれに伴う教員不足が顕著になったことが発端だったというふうに承知をしております。

その背景は、長時間労働の状態化ということが注目されたわけですが、長時間労働になる要素としてよく言われるのが中学校の部活動、あるいは多様化してきている子どもへの対応などが言われてきています。

また、近年では、通常の業務というよりも、一般的には保護者対応のような点やお子さんの支援会議、また教員同士の打合せ、そうした時間の増大が教員の負担を大きくしているのではないかととも言われております。

欧米の教育なんかがよく言われますけれども、そうした教育はスペシャリストである各立場の方々が自分の担当する分野を持って連携して取り組むスタイルでありますけれども、日本の教育はジェネラリストとして主に学級担任などが全人教育という日本の教育の考え方に基づいて全ての指導を行うというスタイルでありまして、そもそも学校教育の構造に違いがあるというふうに私は認識しております。

現在、日本でもチーム学校ということが言われていまして、様々な専門家が学

		校に入って連携し対応するようになっていますが、そもそもの構造がそういうことでありますので、なかなか、ジェネラリストという在り方が日本のもう学校の一つの構造として定着している感がありますので、それを変えるということとはなかなか難しい部分もあるかなというふうに思っております。
		もう一つは教職員の校務等を効率化するということになりますが、その一つが校務のD X化であり、A I の活用ということも今後はあると思います。
		新たな学校づくりプロジェクトの学びの基本計画でも、教職員が子どもと向き合う時間の確保を目的として働き方改革を進めること、その方策の一つとして校務のD X化やA I 活用等について研究を進めていくというふうに位置づけております。
		学校のD X化ということでは、小中学校の先生方には村からパソコンを付与しておりますし、学習指導や校務にそうしたものを使用していただいております。
		かつては手書きだった出欠簿や指導要録なども、現在は、これは県のほうで導入しておりますけれども、C 4 t h という統合型校務支援システムを導入しまして効率化を図っているところであります。
		また、I C T 教育を進める環境づくりを通して、教員が準備しやすくなったり、授業では様々な方法で提示や学習ができるようになっております。ただ、年数を重ねてきた課題としましては、教職員の使用の個人差が大きくなっているということが課題としてはございます。
		また、人事異動により新しい教職員が転入することもあります。そういうことによって学校のそうした力量が変動していくということもありますので、研修などを行うことで取り組みを促していかなければならないという実態もあります。
		教職員については、全てのA I が使用可能となっておりますが、既に活用しておられる先生もいますが、先ほど申し上げたとおり、個人差がございます。不得手な教職員はそれを学ぶこと自体を負担に感じる方もいますので、無理なく研修を行ったり、専門家に授業に入っていただいて具体的に利用していただいたりしているところでございます。
○ 6	番	（山崎 啓造） るるありがとうございました。
		今回の一般質問が議員在籍最後の質問であります。
		自分が生まれた昭和から令和にかけて、社会情勢やその背景、価値観の変化、考えられないほど大きくさま変わりしたことが分かりました。昭和はよかったのか、令和の時代のほうがよい時代だと思ふのか、多様な価値観に溶け込めない不器用な後期高齢者の自分は、やっぱり昭和はよかった。
		終わります。
○議	長	次に4番 長尾和則議員。
○ 4	番	（長尾 和則） 私の本日の質問は、さきに通告しましたとおり、大きく3項目でございます。
		1 項目めの質問です。「全国山村振興連盟の戦略的活用について」質問をいたし

	ます。
	3 月定例会の一般質問の際、私は農林水産省の地域資源活用価値創出対策の活用について次回定例会で取り上げる旨の発言を行いました。
	実は、私が今回の質問に備えてこの制度の勉強を行った際に、各種施策の情報発信元が全国山村振興連盟となっているものが多いということに気づきました。勉強を進めるにつれて、個別施策の採用を村側に提案するよりも、視点を変えてもっと大所高所に立った提案をすべきではないかとの考えに至りました。
	したがいまして、今回の質問では、個別施策の是非を問うのではなく、中川村が国の各種支援制度を効果的に活用するための仕組みに着目して質問いたします。
	その一つとして、全国山村振興連盟――以下、山振連と表現いたします。山振連の活用状況と今後の戦略的活用について今回質問いたします。
	山振連についてここで少し説明をしておきたいと思います。
	山振連は、全国における山村地域振興のため、地域に関係のある市町村長及び国会議員の総合的な連絡と提携により、山村の経済、文化、社会等、各方面の開発向上を促進し、併せて住民の生活と福祉の向上を図ること、これを目的としています。
	構成は、普通会员として市町村長 638 名、国会議員 171 名で構成されています。
	役員は、会長に衆議院議員で兵庫 5 区選出の谷公一氏が就かれています。副会長には衆議院議員で長野 5 区選出、つまり地元選出の宮下一郎氏が就かれています。
	山振連は山村地域の振興に係る政策提言や情報提供を行う全国組織であり、本来であれば本村の施策形成や財源確保に資する重要なツールであると認識しております。
	しかしながら、これまでの施策や決算資料等を確認する限り、本村において山振連の活用成果が明確に把握され、戦略的に活用されているとは言い難い状況にあると考えます。
	以上を踏まえまして幾つか質問いたします。
	質問 1 と質問 2 は関連がありますので一括して質問させていただきます。
	山振連を通じて本村が得た具体的成果について伺います。
	直近 5 年間に於いて本村が活用した国の補助制度、交付金の件数をお示しください。
	そのうち山振連を通じた情報提供や関与により活用に至った案件は何件あるかお示しく下さい。
	それらによる財政的効果、例えば補助金の額等、これの総額は幾らと把握されているか伺います。
	続けて質問 2 です。山振連から得られる情報の活用状況について伺います。
	山振連から提供される国の制度情報や他の自治体の事例について庁内でどのように共有、活用しているか伺います。

また、直近 5 年間に於いて山振連經由の情報を起点として庁内で具体的な検討に至った案件数は何件あるか伺います。

そのうち実際の施策が制度活用に至った事例があればお示しください。

以上について伺います。

○地域政策課長 全国山村振興連盟——山振連を通じての具体的な成果についてということですが、村では平成 16 年度に連盟加盟について見直しが行われまして、それ以降につきましては、現在は未加盟の状態となっております。

しかし、当村においては旧南向村区域が振興山村地域として昭和 44 年に指定されておりまして、引き続き山村地域制度の対象自治体としては位置づけられております。

したがいまして、直近 5 年間に於いて山振連からの直接補助制度等の情報を得た実績はない状況でありまして、したがいまして補助制度または交付金についても実績がなく、ゼロ件という状態となっております。

また、山振連からの情報の活用状況という点であります、直接的な情報提供は得ていないため、現状は長野県經由で得られた制度情報等について庁内関係部署への情報提供を行いながら制度活用について検討しているところとなります。

県に確認したところ、この団体は現在も全国における山村振興のため関係者の緊密な連携、提携を図り、山村振興政策に係る政府予算・政策への要望活動や会員への情報提供を行うなどの活動を行っているとのことでしたが、直接的な情報提供が得られておらず、具体的な事業についても検討には至っていない状況となっております。

議員の御指摘のとおり、山村振興法に基づく国の支援制度、山村活性化支援交付金のような有利な交付金もございますことから、村の施策形成や財源確保を考えた場合には、こういった交付金も一つの政策実現の手段になり得るものと考えております。

○ 4 番 （長尾 和則） 現在は加盟を外れているということで、実は二、三日前にその旨を地域政策課長から御連絡いただきました。

ちょっと私は驚いたんですが、先ほどお話があったかもしれませんが、全国振興山村市町村っていうのは市町村が 734 あるんです。そのうち山振連の構成員となっているのは 638 名、これは冒頭申し上げました。この差が 96 あると、この 96 の 1 つに中川村が含まれておることだということで一昨日理解いたしました。

87%の市町村が加盟している組織を、あえて——平成 16 年、今から 22 年前になるわけです。恐らく合併の話が持ち上がったときに費用削減という面でカットされたんでしょうけれども、果たしてそれが今もそのままでいいのかどうか、これを聞きたいと思います。

今も地域政策課長がおっしゃいましたが、中川村の事業、財政、また未来を考えたときに、ちょっと言い方は抽象的になるんですけども、施策があつて補助

制度を探すと、言い換えれば、ちょっと抽象的な言い方ですが、下流から上流側へ展開するというやり方ではなくって、情報を上流に取りに行つて、それにマッチする施策を展開すると、こういう姿勢が今後はどんどん求められると思います。

ちょっとそれですけども、そういう意味では、先般—— 5 月 27 日の全員協議会で御説明いただいた大鹿村と地域生活圏を構築するための協議会、これを設立して国交省の支援メニューを活用していくという構想、こういった構想は、上流側に積極的に取りに行くわけですから、大変結構なことだと思いました。

そういう意味でも、中川村の施策形成や財源確保のためのツールとして山振連を活用することをここで改めて提案したいと思います。

それで、質問の 3 点目へ行きます。山振連から少しそれるわけですけども、他自治体との比較における本村の国制度等の活用水準について伺います。

長野県内の類似規模自治体と比較した場合、本村における国制度活用件数及び補助金獲得額の水準についてどのように認識されているか伺います。

また、その水準に対する評価並びに課題認識についてお伺いいたします。

○村 長 今おっしゃった本村における国制度の活用件数、補助金獲得の水準についてどのように認識しているかということでございます。

これにつきましては、確かに、今回の二地域居住といいますか、地域生活圏形成事業、これについては、あるコンサルタントさんから実はお話があったところでございます、これはなかなか面白い発想だなということで、ちょうど条件が合ったというところで、実は、何ていいますか、大鹿村さん、それから、実は飯島町さんからも公共交通で連携できないかというお話があったところでもあります。

それで、こういうふうにして、一つは向こうからの働きかけで事業をやってきたということでありまして、そういう意味では、国の補助制度を大いに活用しているというのは、最近ではこれが対象くらいかなと。

ただ、このことについては、国の補助制度の採択申請は行っておりますし、あと、もし採択されればいろんな展開ができるという点で可能性が広がるわけありますけれども、補助金ありきでなくても、やはりこの事業はやっていかないと駄目だろうなというところから生まれておるところであります。

そういう意味で、補助金の獲得額等の水準というふうにおっしゃられましたけれども、特に意識的に、積極的に取りに行くということは、御指摘のとおり、してこなかったという現状にあるというふうにお答えをさせていただきます。

○ 4 番 （長尾 和則） 分かりました。

山振連を活用してということで私も研究を始めて、どう考えても——これは先日の地域政策課長のお答えで分かったんですが、どこにもデータも、何ていうんですか、動きが見られなかったもんですから、これはどういったことかなと、逆に、会費を納めているという決算報告もなかったもんですから、ただでできる山振連は組織なんだというふうに思い込みましたけれども、いや、実は脱退しておつたということでもあります。

近所の例を言うと、天龍村の永嶺村長は山振連の理事を現在務められております。これは、天龍村は、この制度というか、山振連を非常に積極的に活用しております。例えば買物弱者対策とか、こういったものを――山振連の実務者研修っていうのがあるそうなんです。そういった場でいろいろな情報を交換しながら、先進事例を参考にしながら対策を練られておるということであります。

また、長谷地域――伊那の長谷地域、ここも、やっぱり山振連が推奨している、これは御存じかと思いますが、農村地域運営組織、農村RMOと言われておるものです。これを、山振連の情報を基に先駆けてきな事業を展開しています。

ことほど、さように、やっぱり村単独で上流側へ攻めに行こうというのはとても無理な話だと思います。

最後に言いますが、ほかにもこういった団体はあります。山振連、これを活用しない手はないと思いますので、ぜひ御検討をお願いしたい。

それで、この項目最後の質問に行きますが、山振連を活用した戦略的制度獲得の必要性について伺います。

冒頭に述べました農林水産省の地域資源活用価値創出対策、それですが、これについては2日目の一般質問で8番議員からもありますね。具体的にはそちらの質問でまた聞いていただきたいと思います。

この対策を例にとると、通常は公募開始後に検討を開始するケースが多いんですけれども、山振連のネットワークを活用することで制度の方向性を事前に把握することも可能になります。

今年――令和8年度の地域資源活用価値創出対策は、公告日が令和8年5月11日で、参加締切日が令和8年5月29日でした。この間、3週間しかありません。実際問題として、仮に先ほど言った制度を取りに行こうとすると、もう具体的な各種情報を事前に把握しないと絶対に無理だと思います。

したがいまして、中川村として国の支援制度を戦略的に獲得していくために山振連を情報収集、制度活用のツールとして積極的に活用すべきだと私は考えますが、見解をお尋ねします。

○村長 農村漁村振興交付金、これに限らず、国の補助制度の活用を考えた際、募集の開始から申請までの期間は非常に限られております。

先ほどの二地域居住っていうか、地域生活圏の形成事業でありますけれども、これも非常に期限が短かったということがあります。それで、申請手続に苦慮している部分も見受けられるわけであります。

御指摘のとおり、山振連のようなネットワークを活用することで制度の方向性や情報等を早期に把握し、事前に庁内で検討を進めることは、おっしゃるとおり有効であるなというふうに認識しております。

また、制度活用には、計画策定、これが大前提になりますので、簡便な計画作成の支援を受けられるというメリットもあるようではありますが、本当にこれは簡

便な計画作成で済むのかということ、うたい文句はそうでありますけれども、今回の国交省の事業につきましても、非常にこれ、どこをメリットというか、打ち出すか、これは非常に計画づくりに苦慮したところでございます。そんなことでございます。

それで、既存の長野県からの情報収集も引き続き実施してまいりたいと思っておりますので、様々な方法で早く情報を入手する、これが、やっぱりどちらにしても、次にどういう展開にするかということが大事でありますので、山振連の会員になるならない、これについても、やはり併せて、これが大前提になるわけでございますので、考えていかなきゃいけないかというふうに考えております。

村の会費採択、これがどのぐらいのものか、そんなにはかからないんだろうなとは思っておりますけれども、だとしたらメリットがあるかもしれない。総合的に、やはり早急に検討する必要があるかと思っております。

以上でございます。

○4番 (長尾 和則) 今山振連の会費というお話がありましたが、事前に地域政策課長にお聞きしたところ4万円～5万円の範囲というふうにお聞きしましたので、そんなに年間予算に影響を与えるものではないと思います。後を上手に使えば、もっと、倍になっているいろいろが返ってくるわけですから……。

また、先ほど申し上げたとおり、現在の副会長が地元の宮下一郎代議士であるということ、このパイプを有効的に使っていくと、またパイプも太くなると思います。

ちょっといろいろ調べると、山振連のブロック会議っていうのがあるらしいんです。そこには、どうも農林水産省の本省――東京の本省、それから農政局の担当者が参加しているようであります。そこで最新の制度や概算要求段階の情報が得られるかもしれない。これは相手にもよるんでしょうけれども、そういった活動をしておる市町村もあるのは事実のようです。

となると、山振連の究極的な活用っていうのは、先ほど来申し上げておる情報収集組織ということに加えて、ロビー活動組織、こういった気持ぐらいのレベルまで行けば、将来の中川村にとって非常に山振連は強力なツールになるんです。

これは一朝一夕にはいけないと思います、やっぱり人脈を構築していくっていうのは何年かかかると思いますので。ですが、何もしなければ何も始まらないということで、究極的なロビー活動までできるようになれば、小さい村とはいえ、非常に強い情報力を得られるのだと思います。

先ほどちょっと申し上げましたけれども、山振連のほかに利用できる組織、これも調べてみました。

山振連っていうのは主に農林水産省関係の情報を得ることができるんですが、総務省関係となれば、全国過疎地域連盟、これがあります。

それから、これはよく皆さんがおっしゃるように日本で最も美しい村連合、これにもやっぱり積極的に全国大の情報を取りに――取りに行かれておるんだと思

いますが、こともできると思います。

それから、先ほど村長が少しおっしゃいました長野県との関係。長野県町村会や全国の町村会、これらも有効的に活用していきたい組織体だと思います。

いずれにしても、こういった組織体を戦略的に活用して、先ほども少し言いましたが、情報を上流へ取りに行って、それにマッチする施策を展開すると、こういった姿勢が定着してくれば中川村はもっとグレードアップすると思いますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

それでは2項目めの質問に移ります。「デジタルプラットフォームを通じて集めた意見を政策形成にどうつなげるか」質問をいたします。

中川村では、昨年12月からP o l i m i l l 株式会社のデジタルプラットフォームS u r f v o t eを活用し、村民に限らず、村外、さらには全国の中川村に関心を寄せる方々からも意見を募る取組を開始しました。

これは、町村レベルではまだ例の少ない、開かれた住民参加型の政策形成への第一歩だと考えます。加えて、以前から村民の要望が多かった住民の声をすくい上げ政策につなげてほしいとの声にも応える施策であり、評価できるものだと思います。

第1弾として、昨年12月25日から本年1月31日の間、S u r f v o t eユーザーに対し「あなたはどの分野のデジタル活用に期待する？」との問いを発信し、49件の回答を得ています。行政サービスや子育てなど、13分野に対して期待の声が寄せられています。添えられた意見等を拝読すると、建設的なものが多く、具体的なアイデアを述べている方もいらっしゃいました。

意見募集を全国規模としたことで、他の行政の事例も知ることができ、多角的な視野を得られる効果もあるように思います。

1点目、2点目、これも一括して質問いたします。

第1弾の意見募集結果について担当課はどう評価しているか伺います。

また、従来のアンケート等に比べて参加のしやすさ、若い世代、村外関係者の声の広い上げにどのような違いがあったかについてもお伺いいたします。

2点目です。

意見の偏り、匿名性への懸念等、課題となるような傾向はあるか、お伺いをいたします。

S u r f v o t eを活用した意見募集事業についての御質問にお答えをいたします。

ただいま議員から説明をしていただいたとおり、昨年12月25日から本年1月31日の間に実施した第1弾の意見募集では49件の回答をいただいております。

これらの意見は、行政サービス、子育て、医療、福祉、教育、産業振興など、13分野に対しての期待の声が寄せられております。

具体的に申し上げますと、行政サービスが最も多く13件、オンライン申請やキャッシュレス決済、マイナンバーカード連携といった要望をいただいております。

す。

次に子育て関係が7件で、母子健康手帳のデジタル化や保育手続のオンライン化についての御意見をいただいております。

医療、福祉の分野では6件で、オンライン診療、健康管理アプリ、お薬手帳のデジタル化についての御提案をいただいております。

そのほか、教育が4件、農林水産の関係が4件、観光が3件といった具合に幅広い分野から意見をいただいております。

寄せられた意見の特徴として特に印象的なのは、単なる要望ではなく、具体的な実装可能なアイデアを提示いただいている点であります。例えばマイナンバーカードに紐づけて全てのオンライン化を実現してほしいですとか、窓口の待ち人数をリアルタイムで表示してほしい、あるいはスマート水門による水管理を導入してほしいといった非常に建設的で具体的な御提案もいただいております。

また、村民だけではなく、村外関係者からの意見により、他の行政事例や先進事例も知ることができました。例えばコンビニ端末の利用時間制限の改善やオンデマンド交通、いわゆる中川でいうチョイソコの活用といった他地域での先進事例についての御提案もいただいております。

従来のアンケートでは得られにくかった若い世代からの建設的な意見を今回のS u r f v o t eを通じて多数拾い上げることができたことは大きな成果だと考えております。

従来のアンケートとS u r f v o t eの違いについて申し上げますと、参加のしやすさという点では、従来アンケートは紙媒体や回覧板といった限定的な手段、手法に限定されていたのに対し、S u r f v o t eでは、オンラインで、時間や場所、そういったものを問わず参加が可能です。このため、仕事が忙しい方や地理的に離れた場所にいる方でも御自身の都合に合わせて意見を述べるができるものであります。

若い世代の参加についても、従来のアンケートでは参加率が低い傾向にありましたが、S u r f v o t eはスマートフォンでの参加が容易であることから、若い世代の参加が増加しております。

村外関係者の参加についても、従来のアンケートは基本的に村民のみが対象でしたが、S u r f v o t eは全国の中川村に関心を寄せる方々からも意見を募集することが可能となります。このため、移住希望者や観光客、あるいは企業関係者など、多様な立場からの御意見をいただくことができることとなります。

意見の質という点ですが、従来のアンケートでは単純な選択肢が中心でしたが、S u r f v o t eは自由記述により具体的なアイデアや提案をいただくことができます。

また、リアルタイム性という点では、従来のアンケートは集計に時間がかかるのに対し、S u r f v o t eはリアルタイムで意見を確認し分析することが可能となります。このため、意見の傾向をより迅速に把握して施策に反映させること

ができる、そういった面がございます。

また、次の質問の意見の偏り、匿名性ということではありますが、S u r f v o t e の利用に際して課題となる可能性のある傾向についての御質問にお答えをさせていただきますと思います。

まず意見の偏りですが、第1弾の意見募集においては、スマートフォンやインターネットになれた層からの意見が中心となる可能性があります。言い換えますと、高齢者層や非デジタルユーザーの意見が少ない傾向にあるのではないかと思います。

また、全体で49件という回答数の中でも関心分野の偏りも見られます。先ほど申し上げましたとおり、行政サービスが最多で13件、次に子育てということで、この2つの分野に意見が集中している一方で、産業振興の分野では1件、環境、エネルギーも1件といった具合に回答が少ない分野も存在しております。

村の人口が4,500人ということで考えますと、全村民のニーズを完全に代表しているとはまだ言い難い側面もあるということでもあります。

次に匿名性の懸念についてであります。

匿名であることにより、無責任な意見や不適切な表現が含まれる可能性もあります。

また、意見の信頼性を確認するための検証方法の必要性も生じるということでもあります。

しかしながら、一方で、匿名性により自由な意見表明が促進されるということも考えられます。プライバシーが保護されることで本来の意見を述べやすくなるという利点もあるわけであります。

参考までに申し上げたいのはS u r f v o t e のプラットフォーム自体の設計についてであります。

S u r f v o t e は公平な言論空間を実現することを目的として設計されておりまして、以下のような工夫がされております。

まず意見を設定する者の役割についてですが、特定の主張を広める宣伝者ではなく、参加者が自ら考えるための論点や参考情報、エビデンスを整理して提供する編集者として位置づけされております。

次に契約による中立性の担保であります。特定の立場や結論への誘導を行わないこと、エビデンスに基づき根拠を明示すること、複数の選択肢を必ず設けることが契約事項として明確に定められております。

運営会社のP o l i m i l l 株式会社は、特定の政治的立場や思想を取ることなく、執筆者の選定においても特定の価値観に偏らないよう配慮されております。

これらの課題に対応するため、当村としてはS u r f v o t e と従来のアンケート、ワークショップ等を組み合わせることで多様な層からの意見を収集していくことができると考えております。

寄せられた意見について専門家による検証と分析を実施し、寄せられた意見に

○4 番

対する行政からのフィードバックを充実させることで信頼性の向上に努めてまいりたいと考えております。

(長尾 和則) 分かりました。

P o l i m i l l さんの設定によってある程度バランスが取れるようにっていうのは初めて今お聞きしまして、確かに、今回の49件の意見をざっと拝読しますと、私の最初の感想は建設的な意見が多いなど、それとバランスが取れている御意見が多いなというふうに感じました。

ただ、今、課長がおっしゃったように、やはり若い方の御意見なんだろうなというのはかなり多かった。確かに高齢者の方にはなかなか使いづらいのだと思います。

ただ、中川の方々からすると、村民の方からすると、実は議会だよりモニターで度々意見をいただいたんですけれども、やはり、例えば村のホームページ等で、インターネットというか、SNS等を通じて意見を上げたいんだという声はちらほら出てまいります。

今、村のホームページでは、「村長の部屋」で意見を上げられるシステムはありますが、それはそれで大変結構なことかと思うんですが、なかなか、ちょっと敷居が高いので気楽に投稿するということの感じではない。

そうすると、S u r f v o t e もこれからいろいろ練っていかれるんだと思いますが、ああいう場を利用して気軽に意見を述べられる、それも建設的な意見を述べられるという場は非常に大切にしたいなと思います。

これも感想になりますが、よく他のSNSで見られる乱暴な文章っていうのもちょっとあったんですけど、非常に少ないなという感想も得ましたので、ぜひ今後も活用をお願いしたいと思います。

3点目の質問へ参ります。

S u r f v o t e で集約された意見等を今後どの政策、計画、事業にどのように反映させていくか伺います。

4点目も一緒にお尋ねします。

S u r f v o t e による意見集約は中長期的に活用していくのでしょうか、活用する場合、中川村総合計画のどこに位置づけるか伺います。

参考までに、先ほど昼休みに7番議員とこのことについて話したときに、中学校の部活動、これについても様々な御意見があるので、こういった場を通じて意見を集約すると若い親御さんですからいいんじゃないかっていうお話もしました。そういった構想があるのかどうか、お尋ねをいたします。

S u r f v o t e で集約された意見等を今後どの政策、計画等に反映させていくかということでもあります。

寄せられた意見を政策、計画、事業に反映させるため、村としては次のようなプロセスで構築していく考えであります。

まず、第1段階として寄せられた意見を分野別、課題別に分類、整理をしてい

○地域政策課長

きたいと、第２段階として村の総合計画や財政状況、実現可能性等を勘案して優先度を判定していきたい、そして、第３段階として分類、整理された意見を関係部署と共有し、検討、協議を行いたいと考えております。

そして、第４段階として、検討結果を踏まえ、総合計画や各種計画・事業に反映させていき、最後に反映状況を村民に報告、透明性を確保していきたいと、そういった考えでございます。

具体的な反映方法につきましては、今回の意見で多く出された行政サービスのデジタル化に関しましては、村の方針とも合致しておりますので、具体的にオンライン申請やキャッシュレス決済、マイナンバーカード連携を進めてまいりたいと考えております。

その他の意見や今後意見を募る内容につきましては、先ほど述べました検討プロセスを経て、住民ニーズも十分に検討しまして、具体的な政策の実現に移していきたい考えであります。

意見の反映を確実にするために、村としてはＳｕｒｆｖｏｔｅに集約された意見を検討する庁内会議等の設置を検討したいということであります。

また、各分野の意見に対する検討責任を各部署で明確化しまして、意見の反映状況を定期的に管理、報告する体制を整備したいということであります。

続いて、意見集約について、中長期的に活用していくのか、活用する場合は村の総合計画のどこに位置づけるのかという御質問であります。

村では、現在、Ｓｕｒｆｖｏｔｅは試行的に活用しておりまして、その効果と課題について検証を進めているところであります。中期的な活用につきましては検証結果を踏まえた上で判断してまいりたいと思っております。

現在、Ｓｕｒｆｖｏｔｅの利用については、費用面では無料で活用しているということもありまして、もう少し活用を行って検証につなげていきたいということでもあります。

第１弾の意見募集を通じまして、町村レベルではまだまだ――先ほど議員もおっしゃったように、町村レベルでは例の少ない部分であります。開かれた住民参加型の政策形成の可能性というものは感じておりまして、村民だけではなく、村外の関係者からの意見を収集することで村の課題に対する多角的な視点からの御意見を得ることができるのではないかと、そして、より質の高い政策形成が可能になるという利点が考えられます。

また、住民の声をすくい上げ政策につなげてほしいという村民の要望に応える手段として一定の有効性があるとも考えております。

一方で、先ほど御説明したとおり、意見の偏りや匿名性に伴う課題、また限定的な回答数など、改善する点も見えてきておりますので、村としては、公の計画等については偏りがいい中で様々な方々から意見をいただくことが大切であると考えており、今後、効果検証のための追加の意見募集等も含めて検討しまして、村の政策形成にとって本当に有効な手段であるのか、また中長期的に活用する価

値があるのかについて客観的かつ慎重に判断していく考えでございます。

なお、現時点での総合計画での位置づけですが、Ｓｕｒｆｖｏｔｅによる意見収集は中川村第６次総合計画後期基本計画の分野横断施策の持続可能な地域コミュニティの活動の推進の中に試行的な住民参加型の政策形成として位置づけていきたいと担当課では考えております。

検討中の部分もありまして、検証結果に基づいて、今後、位置づけにつきましては見直しを行う可能性もあるかと思いますが、具体的には、今後年１回程度の定期的な意見募集を試行的に実施しまして、特定の政策、計画策定時にはテーマ別の意見募集をこれも試行的に実施しまして、この結果を通じてＳｕｒｆｖｏｔｅの有効性と課題を継続的に検証して中長期的な活用方針を判断していきたいということであります。

以上のとおり、村のＳｕｒｆｖｏｔｅに対するスタンスは、現在のところまだ試行中のところでありまして、あくまでも検証中であり、この結果によりまして今後の活用方針を決定するという考えでございます。

○４番（長尾 和則） 分かりました。効果を確認して試行的にやっていきたいと、年２回程度というお話もありました。そういった意味では、１回目を実施して半年ぐらい経過していますので、そろそろ第２弾を御検討いただいて、効果の検証をお願いしたいと、ここで要望しておきたいと思います。

最後の質問項目ですが、今の課長のお話の中に、従来、ちょっと、ちょこちょこ出てきましたので、ここは割愛させていただきます。

時間の関係で３項目めの質問に入ってまいります。

３項目めの質問です。「空き家敷地等の適正管理と地域負担低減について」質問をいたします。

近年、村内において空き家敷地の樹木繁茂や耕作放棄地の草刈り等について担当地区が村外在住の所有者に対し管理を依頼しても対応がなされないケースが増加しています。その結果、地区に過度な負担が生じ、地区単独での対応が困難な状況となっています。

現在の対応は地区による任意の働きかけに依存しており、法的拘束力は実効性には限界があると考えます。

このままでは景観の悪化や防災上の危険、生活環境の悪化が進行することが懸念されます。

このことは、実は我々１７期議員になって開始しました議会チョコッと訪問で各地区の総代さんのところにお邪魔してきておるんですけれども、そういった中で大変困っておるんだという声もよくお聞きしております。

付け加えて言うならば、空き家そのものの自体については国の法律、いわゆる空家等対策特別措置法、これがあるわけなんですけれども、敷地内の樹木、雑草や耕作放棄地の管理不良に対してはそういった法律はないんです。ないために、結果として地域にしわ寄せが行ってしまうという状況が発生しているんだと思いま

○建設環境課長		す。
		1 点目の質問です。
		所有者責任が原則であることは重々承知しておりますが、地域住民の生活環境保全の観点から、村としてどこまで関与すべきと考えているのか伺います。
○4 番		それでは私のほうから空き家の対応について御回答させていただきます。
		村では、原則の部分も踏まえまして、所有者へ状況の報告や対応の依頼を行ってきているというような状況であります。
		具体的には、隣接の方に影響がある実態があれば、その状況改善を所有者へ連絡する、道路などに倒壊などの危険性があれば、改善を行っていただくよう求めるなど、被害度合いを見越しながら具体的な対応を行ってまいりました。
○4 番		しかし、地区要望などで対応に苦慮している地域の状況はそれぞれお伺いしております。
		地区での対応となると、役員の皆さんの労力などを考慮すれば多大な負担となることから、村から所有者に対してさらに対応を求めていくなど、引き続き関与を行っていきたいというふうに考えております。
		（長尾 和則） 現在も村から所有者に対してアクションを起こしておるということで、分かりました。
○建設環境課長		2 点目の質問です。
		地域負担軽減の観点から、集落支援員を中心とした所有者との調全体制を構築し、地区任せとしない仕組みを整備すべきと考えます。
		集落支援員の定義を総務省のホームページで調べますと、
○建設環境課長		集落の維持・活性化把握、住民同士の話し合いの促進のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、集落の巡回・状況把握、住民同士の話し合いの促進、これらを通じ必要とされた具体的な取組やその取組主体となる地域運営組織などのサポートを行う。
		とあります。
		したがいまして、この定義からしても、集落支援員によるサポートというのは本来の趣旨に合致したものと考えますが、村の見解をお尋ねいたします。
○4 番		現在、地域おこし協力隊員による空き家調査を進めているという状況であります。これは、将来空き家が危険家屋になる前に、経済的な負担を軽減するための活用を図ることで危険な状況に陥る物件を減らす方法として行っているものであります。
		御提案いただいた調全体制も必要なことであるというふうに思われますので、各種制度の活用による調全体制の構築に向けた検討を進めていきたいというふうに思っております。
		（長尾 和則） 現在、協力隊員さんによる「あきてらす」を中心とした空き家対策、これは建物関連が中心となりますし、担当の方もそういった資格、大変すごい資格を持っておみえになりますので、建物自体に限って取り組んでいくのが

○建設環境課長		正解だと私も思います。
		そうなると、敷地の話ってというのは、やっぱり村の職員の方が直接ということもされておるんだと思いますが、やはり専門のノウハウを育成していくためにも、集落支援員、1 名でできるかと思うんですが、ぜひ新規に御検討いただいて、その方に各地区の悩み事に取り組んでいただくという体制を、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。
		3 点目の質問です。
○建設環境課長		現行制度において所有者が対応を拒否した場合、実効性ある対応が困難であると考えますが、村としてどのような課題を認識しているのか、お伺いいたします。
		個人の財産による前提によりまして、その所有者がどのように危険性を認識し、改善が必要であると自分事として考えていただけるかが肝要であるというふうに認識をしております。
		これまでの連絡ややり取りの中では、対応を拒否しているというような実態はございません。
○4 番		しかし、多くの物件で相続や所有権の関係で問題があり、所有者、管理者が積極的に対応していただけないということが課題というふうに感じております。
		そのため、空家等対策協議会にも入っていただいている法務、不動産、建築、警察などの識見者の意見なども伺いながら所有者への助言に努めていきたいというふうに考えております。
		（長尾 和則） 今の項目についてはよく分かりました。
○建設環境課長		最後の項目に入ってまいります。
		最後の質問になります。
		ほかの自治体では独自条例により段階的な指導や行政代執行を可能としている例があります。
○建設環境課長		具体的に言いますと、三重県名張市ではあき地の雑草等の除去に関する条例を昭和 62 年に制定しているそうであります。毎年 1,000 件の苦情に対し、どうしても応じない所有者に対しては、これまでに何件も行政代執行を施行しているようです。
		また、滋賀県草津市では、条例を制定して、市外在住などの理由で所有者が遠方で草刈りに行けないとか、どこの業者に頼めばいいか分からないといった場合に備え、条例の中に除去の委託あっせん先、これを紹介する仕組みを組み込んでいるそうであります。
		本村においても同様の条例整備に着手すべきと考えますが、検討を開始するお考えはあるか伺います。
○村 長		県内の自治体では、独自に地域の課題に応じた、例えば空き家ですけれども、空き家等に関する適正管理条例ですとか、空き家バンク条例、これを制定し、管理指導や移住促進を行っているという例があるようであります。
		村は、中川村第 2 期空家等対策計画の中で、空き家等が適切な管理が行われて

○ 4 番 ○ 議 長	いないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態である管理不全空家等に関する措置として、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく、まず1 所有者等の事情の把握、2 措置の事前準備と調査、これは法律の第9条第1項に記されていることであります。3 認定及び措置、4 所有者等への指導、これも法律の第13条第1項に記されている指導であります。5 所有者等への勧告、同じく同第13条第2項に記されております。などを行い、特定空家に移行した場合には、災害その他非常の場合は、特定空家等が保安上著しく危険な状態にあるなど、当該特定空家等に対し緊急に除去等の必要がある場合、村長が緊急代執行を行うことというふうにしております。 現時点では、管理不全空家、その他の特定空家に対する措置が明確になっておりますので、それぞれ法にのっとった対応ができるということから、独自条例の制定は必要というふうにはしておりませんが、状況を見極めながら必要に応じて検討していきたいと考えております。 議員のおっしゃった草刈り、放置をしている、庭木等をそのまま放置して、うっそうとして、日影になってどうだこうだとか、これを何とかしろというふうなことにしましては、非常に、なかなか難しいものがあるかと思います。 特に、条例を制定して代執行したとして、伐採する、本人に請求する、本人は払わない、こういうケースも恐らくあるわけでありますので、個人の財産に関することってというのは非常に、これは執行が難しいっていうことを感じております。 (長尾 和則) 分かりました。 今、村長のおっしゃっていただいたところは冒頭言いました空家等対策特別措置法に基づくお話かと思います。 冒頭で言いましたけれども、空き家そのものについては、やはり法律が整備されているんですが、その敷地の草とか木については法律の谷間があるということで、結局は地域住民の方々が苦勞しておる。これは国の法律の問題でもあるのかもしれません。 いずれにしても、それをどうこう言っても事は解決しませんので、交渉事で当面は行くしかないんだろうと。 確かに、村長がおっしゃるように、いきなり代執行を含めた条例化というのはハードルが高い、それはよく分かります。 そうなると、交渉事でいくには、やはり、何度も申し上げますが、集落支援員というある程度の専門家を設置して、その方に各地区の悩みに乗っていただくという仕組み、これについてぜひ仕組みの検討をお願いしたいと思います。 以上お願いしまして、私の一般質問を終わります。 これで長尾和則議員の一般質問を終わります。 これで本日の日程は全部終了しました。 本日はこれで散会とします。 御苦勞さまでした。
-----------------------------------	---

○事務局長	御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) [午後5時05分 散会]
-------	---